

グローカル

第2号

第一部 講演「人間の安全をめざす文明間の対話」

武者小路 公 秀

第二部 書評と研究



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

『グローカル』第二号に向けて

『グローカル』の創刊号は、大学院国際交流研究科がスタートしたその年の活動を報告するものとなりました。当時は、修士についてみるとまだ一年生しかいないと言う状態でした。だが、幸いに海外青年協力隊に参加した経験を持つ新入院生が三人もいましたので、それらの諸氏の講演会を開催し、その記録をまとめるところで創刊号は発足したのです。それに対し、本年の活動を報告するこの第二号は、修士二年になり、いよいよ修士論文を準備する段階に入った諸氏、また、博士二年になり、博士論文のテーマを固めなくてはならなくなつた一人について、その研究状況を記録するものとなりました。

加えて、本号には、国際交流学部の元教授であり、現在は中部大学教授である武者小路公秀先生の講演記録を第一部として頂戴することができました。この講演はフェリス女学院大学生涯学習課の主催によるものですが、同課のご好意により、本研究科の雑誌に掲載することを許されたものです。武者小路先生の講演は、2001年9月初頭に南アフリカのダーバンで開かれた「反人種主義世界会議」に参加され、日本に帰国されてから間もなく、同年10月20日（土曜日）に緑園キダー・ホールで行われました。この日付は重大な意味をもっています。というのも、ご承知のように、9月11日にはニューヨーク世界貿易センターのツインタワーがテロリストの乗っ取ったジェット機によって激突・破壊されるという前例のない惨事が起こったからです。「人間の安全をめざす文明間の対話——ジェンダー間・民族間の差別を超えて——」を掲げた武者小路先生の講演は、この国際テロリズム事件の背後にある長い歴史と、そこに累積された差別の根源を解き明かされたものであり、聞くものに深い感銘を与えるものでした。

第二部の「書評と研究」は、院生諸氏による書評活動を記録したものです。本年の6月から7月にかけて合計四回にわたって行われた書評会は、院生諸氏が修士論文なしし博士論文を作成するための「方法的序論」にあたる部分となるであろう、そう考えて夏休み前に開催したものです。院生諸氏が、この活動を論文作成に向けた良きスタート点として大いに活用してくれるよう、祈っています。書評会は院生による自主運営にゆだねました。委員として運営にあたってくれた平井朗、木下ひろみの両氏には感謝します。

なお、本研究科には本来の院生の他に科目等履修生として職業を持つ社会人や主婦の方たちも参加しています。本年の前期には3名、後期には5名の科目等履修生が、昼間の緑園での、あるいは夜間のYMC Aでの大学院授業に参加してくれました。こうした方々の参加が今後も増えてゆくだろうと考えますが、このことは、大学の性格が時代の変化に対応して少しずつ変わってゆくことを示唆しています。大学は、たんに若者をエリート職業人として社会に送り出すだけの機関ではなくなり、生涯学習のセンターとなってゆくでしょう。また、職業をもちながら、さらに知の領域を広げようと挑戦する社会人の集う場となつてゆくでしょう。ということは、言い換えれば、大学が国家を単位とするエリート養成機関であるだけでなく、地域コミュニティの生活の場としての性格を併せ持つものへと、少しずつ脱皮してゆくことを意味しています。この『グローカル』も、こうした地域コミュニティ活動の交流が何らかの形で投影するようなものにできないであろうか、と考えています。

2002年11月22日

大学院国際交流研究科長
山之内 靖

目 次

第1部 講演

人間の安全をめざす文明間の対話

武者小路 公秀 1

第2部 書評と研究

『テレワーク』研究の一考察

書評者：安藤 いづる／コメント：鈴木 美南子 13

新しいルールはどこにあるのか

書評者：木下 ひろみ／コメント：鈴木 美南子 22

イヴァン・イリッチの脱「開發」の提起をいま一度考える

書評者：平井 朗／コメント：横山 正樹 33

抗日戦争の知られざる事実

書評者：望月 有希子／コメント：石島 紀之 46

オーストラリア植民地におけるスコットランド系移民

書評者：山口 智裕／コメント：二宮 宏之 54

John Sinclair, 'Latin American Television, a Global View'

書評者：渡辺 杏子／コメント：ヒガ マルセーロ 63

エンタイトルメントの再検討

書評者：伊藤 美幸／コメント：横山 正樹 71

第1部 講 演

人間の安全をめざす文明間の対話

人間の安全をめざす文明間の対話 — ジェンダー間・民族間の差別を超えて —

武者小路 公 秀

1. 21世紀を、文明の衝突の世紀にしないことが、人間の安全の最大の問題である。

ビス・ミッラー・アル・ラフマン・アル・ラヒーム・アッサラーム・アレイクム、恵み深く慎み深い神の名において皆様に平和を。

これは、イスラムの信仰者が話を始めるときに必ず言う言葉です。私もキリスト者、この大学はキリスト教主義の大学ですので、私たち同じ神を信ずる者として、同じように神の名において話をさせていただきたいと思います。

ただ、神も、いつくしみ深い、情け深い神の名において話をするのであって、全能の神、正義の神、裁き手である神の名において話すわけではありません。私が間違ったことを言っても、神様は情け深く見守ってくれる、そして皆様に私が言いたいことを、私よりもうまく伝えてくれるだろうと思います。そういう意味で、情け深い神様にお願いしたいと思っております。

この神様は、アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神です。つまり、イスラエルと契約を結んだ神様、つまり、イスラムの人たちが信じており、キリスト教徒が信じており、そしてユダヤ教徒が信じている神は同じ神様です。いまその神様は、おそらくとても悲しんで、とても困っていると思います。その困っているというところで人間の安全を目指して、文明間の対話ということについて話をさせていただきたいと思います。

9月11日以来、世の中が変わったと言われていますけれども、それは変わったのではなくて、いろんな問題が、はぐれていた問題がついにあらわれたというだけの話だと思います。ですから、このニューヨークの世界貿易センター、そしてワシントンのペンタゴンに対する同時多発テロの攻撃というものは、これはある意味で3つの宗教の問題、神様は1人しかいないのに3つの宗教が対立している、そのところで起こった事件だということをまず確認したいと思います。

ことしは国連が定めた「文明間の対話の年」ですけれども、その年に文明間の衝突が起こってしまった。そのことを、とても神様も嘆いておられるのではないかと思います。

宗教と関係があるかないか、じつはないところもずいぶんあります。つまり、グローバル経済がいろいろな形で貧困の格差をふやし、いろいろなところで人間の安全を少しでも欲しがっている人たちが、みんなますます不安な生活に陥れられている。そういう中で、この世界貿易センターというグローバル経済の最も華々しい金儲けの中心がやられたということは、やっぱり一つの大きな、私たちに反省を求めるのではないかと思います。

それだからといって、塔にぶつかった同時多発テロの人たちはいいことをやったとはまったく思いません。とても悪い、とても危険、とてもいけないことです。ですから何かを学び取るということが私たちにできなければ、せっかくの歴史の流れというものは途切れてしまうことがあると思います。

簡単に、その3つの宗教のことについて—細かい話をしていると、そればっかりで話が終わってしまうので、非常に大雑把に、ただ私が感じていることを申しあげたいと思います。

ユダヤ民族は2000年前に自分たちの国を追わされて散り散りばらばらになった。そして20世紀の初めになってやっと、自分たちの祖国が欲しいということで帰っていこうとしたわけです。帰っていこうとしたときには、別にそこに住んでる人たちを追い出して自分たちの近代国家を建てようなんていう考えでは

なくて、背の国を建てようと思った。つまり、みんなが一緒に暮らせるような国をつくるつもりだったはずです。ですけれど、結局第二次世界大戦後になってできあがった国はすごい排他的な国で、そこに前から住んでいたイスラムの信仰を持っているパレスチナ人たちは、追い出されて難民になるか、それとも残って下働きをすると、そういう運命に置かれてしまいました。

それはそれでたいへん不幸なことだったんですが、さらにパレスチナ民族が自分たちの国を持ちたいという希望を持ち続けているということがありました。それが、やっとこの10年くらい前になって、イスラエルとパレスチナの民族の政府とが話し合うような、そういう、少なくとも将来は一緒に暮らすことができる、共生ができる可能性が出てきました。

ところが最近になって、シャロンさんというイスラエルのいまの首相は、それとまったく違う形の、つまりタカ派の政策をとってしまったということがあります。

もちろん、シャロンさんだけがタカ派ではありません。パレスチナ民族の側でも、子どもたちも含めて、皆で石を投げて、そしてイスラエルが自分たちを追いだし、占領地区がどんどん広がっているわけですから、そこで石を投げて抵抗する。でも、相手は戦車を持っているわけですから、自分の身をさらすという意味で石を投げている。そういう無抵抗の抵抗を、あるいは非暴力の暴力を使って抵抗する。

それに対してイスラエルのはうは、初めはゴム弾とか、殺さないでやってましたけどもだんだんに殺すようになった。それに対して今度は、パレスチナ側にもタカ派がいますから、タカ派が報復をするということで無差別テロをイスラエルにやる。そうすると、イスラエルに対して無差別テロをするから、それに対してイスラエルは報復をする。この報復をするときに、テロに対して報復するのならいいんですけども、石を投げている子どもたちを殺す。そういう形の、テロがあると報復で子どもたちも含めて石を投げている人たちを殺す、石を投げている人たちが殺される。さらにパレスチナのタカ派がまた無差別テロをする——ということが繰り返されていたわけです。

それがいま、全世界の規模で拡大されてきていることがあるわけです。

初めにテロ同士の闘いをしていた両側は、同じ神を信じているにもかかわらず、相手側が悪者だと、神を冒涜するような人たちだというふうにお互いに考えて、そこでやりあっている。キリスト教徒は、なんとか間に入ろうとしていた人たちもいたんですけども、アッシュさんは「ほっとけ」ということではついていたわけです。ということで、パレスチナ人だけじゃなくてイスラムの人たちみんなが、アメリカは頼りにならないと言っていた、ということがあります。

2. ダーバン反人種主義世界会議で提起された植民地主義と奴隸制問題は、われわれの問題である。

そこで、皆さんにお配りした要約の2のところにつながってくるんですけれども、ダーバンの反人種主義世界会議のことについて話を移したいと思います。

と申しますのは、今度の同時多発テロが起こったのは9月11日で、9月9日に私はダーバンの会議から日本に帰ってきました。帰ったとたんに同時多発テロが起こってびっくりしたわけです。びっくりはしましたけれども、皆さんほどびっくりしなかったのかもしれません。

というのは、ダーバンの会議がああいう終わり方をしたら必ず何か起こるだろうという、そういう予感はありました。何が起こるかわからない、だけど何かテロが起こるだろうということはだいたい考えていました。だけど、あんなひどい形の同時多発テロが起こるということはまったく想像していませんでした。

なぜそういうふうにテロが起こるということをダーバン会議で感じたのかということを中心にして、ダーバンのことを簡単に、またこれも要約して申しあげたいと思います。

ダーバンで行われた会議は、反人種主義世界会議と銘うっておりました。本当の名前は長いもので、人種主義に反対し、人種差別と闘い、自國中心主義とも闘い——いろんなものと闘うんですけども、それから関連する不寛容とも闘うという、そういう会議だったわけです。

人種主義の問題というと、皆さん、日本にあんまり人種主義がないみたいにお思いになる可能性もありますが、じつはたくさんあります。そのことはまた後で例を申しあげたいと思いますけれども、人種差別ということを言えばある程度皆さんもイメージがつかめるんじゃないかと思います。

たとえば、北朝鮮で何か問題が起こると、朝鮮系の学校の制服、チマ・チョゴリを着た女学生のチマ・チョゴリがカミソリで切られるとか、そういうひどい朝鮮人差別、いや、差別以上のいやがらせがあります。もちろんそれだけではなくて、いろいろな移住労働者に対する差別もあります。日本の中でもアイヌ民族に対する差別とか、沖縄民族に対する差別とか、あるいは部落差別とか、いろんなものがあります。

そのことについて議論する。議論するだけじゃなくて、どういう形でみんなで対処するかということを、いろんな国の政府が集まって相談をするのがダーバン会議のねらいでした。

このダーバン会議に各国の政府を集めたのは、アフリカの国々、とくに南アフリカでした。この南アフリカは、ご存じのようにひどい人種差別がずっと続いていましたけれども、長らく半屋に入っていたマンデラが出てきて、そしてデクラークという白人の歐州系の大統領と話し合って、そしてアパルトヘイト、つまりアフリカ系の市民に対する差別をなくして、白い人も黒い人も一緒に暮らすことができる、そういう南アフリカをつくりました。だからその経験を生かして全世界のそういう問題を解決しましょう、話し合いましょうということになりました。解決できてもできなくても、少なくとも話し合いましょうということで集まつたわけです。

その話をし続けると時間がなくなりますので、その中のいちばんさわりのところだけ申しあげます。

国連のいろいろな会議で、差別の問題が取り上げられています。たとえば1995年の北京の女性会議では女性に対する差別問題が議論されました。それから93年のウィーンで開かれた人権会議のときにも差別の問題がやはり議論されました。今度のダーバン会議の特徴というのは、そういう差別というのを人権としてだけとらえるのではなくて、そこの裏にある歴史的な流れを見ている。そしてその流れをどういうふうに変えるかが話し合われました。このままグローバル化してゆくと、いままであった悪いものはどんどん累積して人種主義がどんどん悪化してきているわけですから — たとえば移住労働者の数がふえればふえるほど移住労働者に対する差別というものはひどくなってくる。数がふえるだけじゃなくて、たちの悪い差別が出てくるということもあって、それをなんとかしなければいけない。

そのときに、アフリカの政府が言いましたことは、人種主義の歴史的な根をちゃんとみんなで確認して、それを取り払う。それによって出てきた悪いものを取り除く必要がある。その人種主義の根は何かというと、奴隸制と植民地支配であるということを強く主張して、そのことをみんなで議論するために集まつたということがあります。

しかも、政府が集まるだけではなくて、国連の会議の一部に民間の活動を取り入れています。 — 北京の女性会議もそうですけれども、政府が集まる3日か4日前に民間団体つまりNGO（非政府組織）が集まりまして、いろいろ議論して、みんなの議論で出てきたことを政府に上げる。こういうことを考えてくれということを言うわけです。

そこで、NGOの会議が政府の会議に先立ってありました。そこに集まつたNGOには、かなり殺氣立つたNGOがたくさん来ていました。ふつうの国連の会議では、NGOはみんな…ネクタイは締めていないかもしれないけれども紳士・淑女が集まります。ですが、ダーバンでは、いま私がしているような紳士的なしゃべり方をする人ばかりじゃなくて、ワーウーワーと言う人がたくさん入っていたわけです。人種差別ということを言えば、当然、差別されている人たちの運動体が出てくる。その運動体にとつては、国連の言葉、外交的な言葉なんてことではなくて、自分たちの胸にたまりにたまっていた怨念をさらけ出さざるを得ない。そういうことで、NGOの会議は私はとてもよかったですと思つたが、国連に慣れている人は、なんか乱暴な会議だったというふうに言っています。

そこから出てきた報告、これからどうすることをしたらいいかという文章がありますけれども、この文章は、私はとてもいいと思うんですけれども、確かに繰り返しが多いし、すごい恨みのこもった言葉が

入っていて、気にくわない人たちは気にくないのはしょうがないのです。ですから、その中で、とにかく色々なNGOがどんどん話し合ったということは大変よいことだったということがあります。

それに対応して、今度は政府のほうはどうかというと、やっぱり怒りをこめた南の国々の発言に対して、北のほうは受け身でやった。それで、結局、微妙な問題は公の席上でけんかしてもしょうがないというんで、裏の会議をやって、そしてそこで関係者だけで話し合いを進めました。

1つは、人種差別の被害者の問題をどうするかということが秘密協議の対象になりました。

これは、要するに補償しろという問題です。南のほうの被害者たちに加害者の植民地支配諸国は補償しろと言う。これに対して北は補償なんてできないと言う。結局折り合いがつきまして、金銭的な賠償はさせないけれども謝罪はする。「悪かった」と言う。奴隸制について、そしてまた植民地支配について、ヨーロッパの国々は謝罪をしました。

だけども、その謝罪をする前に、アメリカはもう席を蹴って出ていってしまったんで、アメリカは謝罪していません。アメリカのNGOはとても申しわけながって、自分たちはこれからひき続きアメリカの政府に対して謝罪するように言います、ということは言っています。ですから、政府とNGOは違うということを、アメリカの場合にも強調しなければいけません。

とにかくアメリカは席を蹴って出た。しかし、EJのヨーロッパの国々は、お金を払わないけれども謝罪をした。これはかなり立派なことだと思います。これは、日本の従軍慰安婦問題についての対応のしかたにかなり似ているところがあります。

私は、現日本の政府がやはりちゃんとお金も出す、賠償も出すべきだと思っていますし、そういう運動をしていますけれども、ヨーロッパでもこれから引き続きお金も出すという運動が続くだろうと思います。だけども、70%だから70点だから成績は、それは上げたということはあります。

ところが最後に、パレスチナ人の問題が残ったわけです。

パレスチナ人の問題というのは、さっき言いました、殺されるということ以前に、かなり南アフリカと似た状況にあります。というのは、パレスチナ人は占領地区にいて、そこから毎朝イスラエルの地区のほうに入ってきて仕事をする。そしてお金をもらって生計を立てている。ところが、テロがひどくなるとかなんかすると、国境をぜんぶ閉められてしまう。そうするともう働きにも行けなくなる。そういう形で、かなり勝手にイスラエルの気持ちで、仕事ができるときは仕事をさせられる。イスラエルがいやだというときは仕事も与えてもらえない。そういう従属的な関係にあるという問題があります。

その上に、この報復ということで殺されていく。その問題について、パレスチナの人たちだけじゃなくてアラブ民族、アラブ民族だけじゃなくてイスラムの国々がみんなすごく憤慨をして「なんとかしてくれ」と主張しました。

以前には、クリントンの政権のときには少しはやってくれたんだけど、ブッシュ政権になってからそれもせんせんやってくれない、ということで怒っているわけです。怒って議論をしたんですけども、議論した中で、イスラム側はかなり譲歩していろいろな表現を尽くしたんですけども、ヨーロッパ側がついに、イスラエルのことは出すなということで、結局断られちゃったわけです。

そういうことで、ダーバン会議のことは日本ではほとんど報道されていませんけれども、イスラム圏などでは、もしかしたら先進国のはうが譲歩して話し合いができる、今までの植民地支配の伝統がここで断ち切れて新しい世界ができる可能性があると思ってみんな期待していた。しかし、そういうかなかったという問題が出てきたわけです。

ともかく、みんながっかりしたことがあります。がっかりしたから何か起こるんじゃないかと思ったのと、がっかりした人たちが何かやるんじやなくて、魚と水っていう毛沢東主席のたとえ話がありますけれども、テロというのは水、つまり自分たちを支持する人たち、大衆がいないと動けないし動かない。だから、やたらに自分たちだけで乱暴なことをすると大衆の支持を得られない。だけども、ダーバン会議の結果出できた状態というのは、大衆も知識人も新聞も、つまり世界的な新聞はせんせんそうじゃな

いんですけども、アラブ世界とかイスラム世界の新聞では、だめになっちゃったということで本当にがっかりした。みんなががっかりしたところで、ウサマ・ビン・ラディンさんのテロのグループが、みんなから支えられるだろう、支持されるだろうということであれをやった。

ところで、CNNのテレビを見ていましたら、イスラム系諸国の子どもたちがテレビで貿易センターのやられるところを見て喜んでいるところを映していました。これは、じつは湾岸戦争のときの映像を流したんだという説もありますけれども、そうじゃなくても、喜んだとしてもそんなにおかしくないと私は思っています。

ここで一つのことが思い出されます。私がかつて勤めていた国連大学の学長でとても立派な尊敬している——もう亡くなられた方ですが、インドネシアのソジャトモコ先生がいらっしゃいます。彼は、広島に原爆が投下されたとき、自分たちはやっとこれで日本の占領から解放されるというので実は祝杯をあげただということを言っていました。それだけ日本は嫌われていた、悪いことをしていた。その学長も、若いとき日本の憲兵隊につかまって拷問にかけられたりしていましたから、日本が嫌いになるのは当然なんですけれども。

そういうことで、塔にぶつかってはいけないけれども、実はそれを見て喜ぶ子どもたちがいても、何かアメリカの側に悪いことがなければそういうことはあり得ないということがあります。

先週アメリカに行ってきましたけれども、アメリカではぜんぜんそういうことについての反省がない。なぜそういうことになったのかということについて、これもCNNの放送がありましたけれども、アメリカの子どもたちがこんなひどい目に遭うのは、私たちが何かよっぽど悪いことをしているんでしょう、どんな悪いことをしているんでしょうねということを大人に聞いていました。だけれども、大人はぜんぜん悪いことをしていると思わないから、いやそんなことはないってごまかしていました。子どもはアメリカでも素直であるけれども、大人はとにかく民主主義に対する挑戦だということで、それこそ正義の神の側に立っているアメリカへの挑戦は許せないというのが一般的のアメリカ人の感覚です。こういうアメリカの独善的な姿が、残念ながらいろんなところで見られました。

アメリカではいま、いろんなところに旗が立っています、レストランに行っても横に小さい旗がはってある。それからインド料理のレストランに入ろうと思ったら、店の前に立て看板があるんですけれども、そこに、ただどんなカレーがあるかということだけじゃなくて、その上に「God bless America、神がアメリカを祝福するように」というのが書いてありました。それを書いておかないとインド人とかみんなが警戒されるわけです。警戒されないためには、「神はアメリカを祝福したまえ」なんて言わなくてはならない。それを書けばみんなから疑われないという、かなり昔の日本に似たすごい状態です。——昔、戦争中の日本で、皆さんご存じないと思いますけど、国民精神総動員というのがありましたけれども、まったく国民精神総動員をアメリカはいまやってるということはあります。

タカ派のテロが塔にぶつけて、タカ派の政府がそれに対して反テロ戦争をやる。結局、その反テロ戦争でねらっているのはウサマ・ビン・ラディンだけだと思いますけれども、すでに何十万人という人たちが難民になってしまっているし、それから、これでもしも雪が降る前に一時戦争停止してくれないと、食糧が完全に足りなくなっていて、いま3日間ぐらい食べられない人たちがたくさんいるようです。ですから、3日間くらいならいいけれども、もうぜんぜん食糧は運べない。いまやってる反テロ戦争というのは、テロをつかまえるためと言っているけれども、結局迷惑をしているのは普通の弱い立場にあるアフガニスタンの人たちで、その人道問題というのは、国連なんかでも訴えていますが、なかなかそれに対する対応というのは出でていないという深刻な問題があります。

3. 文明の衝突を進める家父長主義に対して、ジェンダー間・民族間の共通の人間の安全保障は、女性が支える。
4. ジェンダーの平等と安全の問題は、イスラム文明と日本文化共通のグローバルな問題である。

そこで、今度はやっと3と4というところ、文明の衝突の問題に入りたいと思います。そこでは、「文明」ということについてちょっと考えたいと思います。

これは私の1つの考え方で、違う意見をお持ちの方がいらっしゃったら、後でそうご指摘いただけたとあります。

「文明」というのはすごい言葉で、ブッシュはこのごろ「文明」「文明」ということを言いだしています。それを言う前には「十字軍」と言ったり。「十字軍」っていうと、かつて中世の時代にキリスト教徒がイスラムに対してやった戦争ですから、これは言うとまずい。そうするとイスラムの国々が反発するということで「十字軍」という言い方はやめました。結局落ち着いたところが「文明」というところです。

文明というのはとても大事なことで、日本は明治維新に開国をして、いちばん最初に文明ということを奨励するために鹿鳴館という社交クラブをつくって、日本人もちゃんとダンスができる、だから文明人だということを提唱して——つまり、文明人でないと不平等条約も当然だということで、不平等条約を直してもらうために文明の問題を一生懸命考えました。これは、だからさっき言った人種主義と関係してきます。人種主義は植民地主義から出ているのですが、まさに文明というのが、実は人種主義につながると思います。これが文明というものの一面です。

ところで、「文明」「文明」と言っているときに、日本人は、当然文明の側にいるような感覚になっていると思いますが、私はどうしても非文明の側に日本もあるということを確認する必要があると思います。

なぜかと言いますと、今度の同時多発テロで問題になったことは、「神風」ということです。ヨーロッパでも「カミカーゼ」と言うから、何かと思ったら神風ということで、みんな「神風はけしからん」ということです。

これは、たしかに私もキリスト者として、自殺はいけないと、自分の身をやっぱり大事にしなきゃいけないと思いたいと思います。自殺をする勇気はないからどうでもいいんですけども、だけども、自殺をすることはいけない。自殺をして、自分の身を殺して世のために尽くすことは、どうしても私はいいと思いません。そんなことを考へるのは、これは文明人のすることではなくて、それはやっぱり野蛮な考え方です。文明人というのは、自分も大事にするという個人主義が徹底している。だからこそ飛行機に乗るときには、荷物を預ける。本人が乗っているときは荷物はそのままでいいんですけども、本人が降りると荷物だけが残る。そうすると、その残った荷物に爆弾が入っているかもしれないというので大騒ぎになつて、その荷物を降ろすわけです。それは、要するに本人が乗っていたら荷物には爆弾を入れないという、これは文明人のルールです。このルールをみんな守る。自分を殺さないという前提で、人間さえ乗っていれば、乗客さえ乗っていれば、荷物にまさか爆弾は入っていないだろうという、神風特攻精神と矛盾する考えがある。それがあるからこそ、文明人は人間の安全が保証されていると思い、みんな安心して暮らせるわけです。

ところが、その神風が出てきちゃうと、ぜんぶそのルールが崩れて、自分が乗っていてもどこに爆弾があるかわからないという、すごい不安な世の中になってしまいます。

ということで、やはりかつての日本人もそういう神風精神があったということで、そのところでじつはウサマ・ビン・ラディンたちと日本人とはけっして別とは考えられていない。

日本の中でも、いま警察がいろいろ調べたりしてますけれども、日本赤軍は、パレスチナのテロ活動を支援するためにパレスチナに行きました。これは、パレスチナ人を支援した唯一の日本人のグループだから、私はその意味では尊敬しますけれども、だけどやっぱり人を無差別で殺した。イスラエルのヨトと

いう飛行場でそこにいる乗客を殺したりした。これは絶対いけないことだと思います。だけども、ヨーロッパとかアメリカの人たちから見ると、日本人も、いつそういうことをやりだすかわからないという、そういう、一緒にされているところがあります。

そういうところがありますが、今度は逆のほうからもう1つ見ていいたいと思います。

ということは、あとで皆さんのご意見を伺いたいことなんですねけれども、テロの、偶然飛行機に積み忘れた荷物があって、その中から手紙が出てきたというのがCNNなんかで報告されています。その手紙には、飛行機に乗る前に、ちゃんと身を清めなさい、それからアラーにこういう祈りをしなさいと。そしていろんなことが書いてあるわけです。要するにそういうことはとてもけしからん。初めから自分も死ぬ気で飛行機に乗ることはけしからんということの証拠として、そういう手紙がみつかったということになっています。

これは、私はちょっと眉づらなもので、そういう大事な手紙だったら身につけるし、その荷物が偶然飛行場に残ったという話もかなり間が抜けた話で、ちょっとおかしいんですけども、でもそれが出てくると、「ああ、彼らはやっぱりカミカゼなんだ、だから憎むべきである」という、そういう反応、そのための宣伝がかなりできてる。

でも私はそれを読んで、やったことは悪いし、被害者は気の毒だけれども、そういう若い人、その人はエジプトのかなり金持ちの家に育って大学を出て、そのままいけば出世できた人が、それをやめて、そこで自分の身を投げ出すということは、これはやることは悪いから悪いことですけれども、自分の身を投げ出すことが悪いとは、どうしても私には思えません。皆さんはどうでしょうか、聞きたいと思います。

ただ、そこで問題になりますのは、じつは、アラブ世界、イスラム世界の歴史を14世紀にイブン・ハルドゥーンという大社会学者がいまして、『歴史序説』という本の中でイスラム世界の歴史では王朝の交替がどんな形で繰り返されているかということについて書いています。

王朝の交替がどう繰り返されるかと言いますと、アラブ世界には、砂漠にテント村をつくっている遊牧民がいるわけです。その遊牧民はすごい危険なところで質素な生活をしている。片方には大都市があつて、その都市の住民は遊牧民を搾取して、その原料で手工業を営み、商業活動をしている。危険な砂漠に生きる人々と違って、その人たちとはみんな安心して、しかも贅沢な暮らしをしている。その人たちの王さまは、雇い兵を雇って町を守っている。ふだんはテント村に住んでいる遊牧民はばらばらですし、力がないんですけれども、かなりいじめられてどんどん搾取される。そうすると、我慢ができないというので、連合をつくってみんなで一緒になって町に押し寄せる。そうすると、雇い兵は、もうあんまり元気がないですから、適当に闘って逃げる。結局それでベドウイン族の砂漠の民のほうが勝って、そして町を占領して新しい王朝を立てる。王朝を立ててそこでベドウイン族の村長が王さまになる。だけど、3代ぐらいそれが続くと、またみんなぜいたくをして、そしてまたほかの遊牧民を搾取するから、また次の蜂起が起こって、そしてもうみんな元気がなくなっていますから、町に住んでいる王様とかその家来たちは抵抗できなくて、それで次の王朝が立つと。

そのもとになっているのは、どういうことかというと、町に住んでいる人たちはぜいたくをしているし、自分のことしか考えていない。ところが、テント村に住んでいる砂漠の民は、アサビーヤという気持ちがある。アサビーヤというのは自分の仲間、自分の土族のこと、アサビーヤというのは、自分の種族のためには命を投げ出してもいいと。べつに闘うだけじゃなくて、野獣に対してヒツジを守るとか、そういうときに、自分は死んでもいいからみんなのために尽くすんだという、そういう精神があると。その精神が町の人にはない。だから結局王朝の交代が起こる。アサビーヤがもとになって起こるんだという歴史の学説を立てています。

このアサビーヤというのは、私に言わせると「大和魂」とまったく同じです。つまりみんなのために—天皇のためということになると困りますけれども、自分の家族のためとか村のためとか、そういうみんなのために自分の命を投げ出すという精神があって、それがじつは神風とかということになっていく。だか

ら、ある意味で日本の「大和魂」だか「武士道」だか、そういうものと、砂漠の民のアサビーヤはかなり似ている。それは、たしかに危険ですけれども、それはいけないということを言ってもしようがないわけで、そういうものがある。そのことは私たちにはわかるんじゃないかという、そのことをひとつ提案したいと思うわけです。

つまり、ヨーロッパの人たちもアメリカの人たちも、そういうものがあるということの実感を持てないことがあります。ただし、そういうことがいいということを私は言ってるんじゃなくて、そういうものがある、そういう気持ちを持つ人がいることは、少なくとも理解していないと困る。自分は自殺をする気持ちはないけれども、仲間のために身を捧げることはそれなりに美しいことだということはわかるのが、日本人の一般的な傾向だと思います。そういうことができる私たち日本人が、やっぱりイスラムの人たち、それからもっと一般的に南の貧しい人たちとか、ぎりぎりのところで自分たちの安全を守るためにお互いに助け合って犠牲になる、そういう人達の考え方を理解することができるのでないか、と思います。

ただ、そういうことを考えているのは、私が高齢であることの証拠で、若い入たちは「そうでない」と。そうでないかもしれないし、若い方々が神風精神を持ってもらっては困るんですけども、それがわからないかということを、あとで教えていただきたいと思います。

ところで、そこでジェンダーの問題に入りたいと思います。

日本とかイスラムの世界について、男性がかなり乱暴な、拡張的な、身を投げ出して国のために尽くす、あるいはその種族のために尽くすというところが男性にはありますけれども、そうでない局面が、じつは日本にもあるしイスラムにもある。それがバランスをとって、私たちの文明はヨーロッパの文明とは違うかもしれないけれども、別の文明を私たちは今まで持ってきたし、それをもう少し大事にする必要があるのでないかと思います。

これは、また話を長くするといけないので非常にはしゃって申しあげたいと思います。皆さんご存じの方もあるかと思いますけれども、30年代、第2次大戦の始まるころに、日本で日本文化についての非常に特色のある本が出ました。それは、九鬼周造という人の『いきの構造』という本です。

「いき」というのは、粹とか野暮とか派手とかいう、そういうことの粹ということです。要するに日本文化の優れたところは、粹という感覚があって、これが日本の美的感覚のもとになっているということを、非常に説得的に論証した哲学の本です。

それがなぜおもしろいかといいますと、これは、日本が軍国主義時代に入って、女々しい本とか悪い本は発禁になる。そういうときにも、この本は許されていたと思います。なぜ許されているかというと、日本文化がすばらしいということを書いている本だからです。だけど、なんですからしいかというと、「粹」ということですばらしい。「粹」というのは「武士道」とまったく違う、これは廓の文化です。廓の女性たちが、「粹」ということで、自分たちは奴隸的な生活を強いられたけれども、その中で1つの廓文化というものをつくって、それがすばらしいものであったと。ですから、本当は軍国主義の立場からしたら、武士がいいということを一生懸命教育してたときに、廓のほうがいいなんていう話はおかしいんですけども、それでも認められたということはあります。

つまり日本精神というものの裏に、女性が、しかもいちばん虐げられて差別されていた女性が、美しい日本の文化をつくったということがあります。

これは、つまり、女性が支えている日本文化の特徴をとらえたものです。

男性のほうは「武士道とは死ぬことを見つけたり」ということで神風特攻精神がある。女性のほうは、すごい美しい、粹なものを憧れる、そういうものをつくり出したということはあります。

これが日本の場合です。

イスラム世界についてひとつ説明をしたいと思います。

イスラム世界の場合には、男性の側に、さっき言ったアサビーヤで、日本の大和魂みたいなものが、少

なくとも砂漠の民のほうにはあるということが指摘されています。だけども、女性はどうなっているか。女性は、みんなハレムに閉じ込められて、顔も隠して、とにかくイスラム圏というのはひどい、人権が守られていない文化だというふうに言われています。確かにそういう側面もあります。しかし、それはイスラムの信仰が悪いのではありません。イスラムをその国の権力者の都合にあわせて解釈することで、イスラムそのものがいけないんだという考えが西側でいきわたっている。しかし、イスラムの信仰の原理に立ち帰って正しく解釈すれば、神の前の平等を説くイスラムはジュンダー平等も説いているのだ、ということを主張する女性知識人がたくさんイスラム圏にはいます。

そういう形でハレムに女性が入れられているということで、これはイスラム文化と関係がないかというと、そうではなくて、じつはイスラム文化というものは、宇宙の女性化ということを勧めているんだという話があります。

宇宙の女性化ということがイスラムの特色であるという、そういう本があります。これは、レバノンの人類学者が書いた本で、私の大好きな本の一つです。皆さんもご存じの『アラビアン・ナイト』という有名な本がありますね。『アラビアン・ナイト』というのは、王さまのハレムに入っている女性が、殺されるために、毎晩1つずつ物語りをするという構成になっている。面白い物語りをしたために命が永らえる。そういう状況の中で作られたという物語について「宇宙の女性化」という本はすごく具体的にいろいろアラビアン・ナイトの物語を分析してとてもおもしろいんです。

時間の関係で紹介できませんが、要するに男を小馬鹿にした話がちりばめられているのが『アラビアン・ナイト』の特色だということです。もちろんシンドバットとかいろんな冒険など男性の英雄の話があるけれども、結局は裏で女性がどういうふうに男性より利口で気が利いているか。男性というのは強いように見えるけれども、じつは女性のほうがはるかに実力があるのだということで、『アラビアンナイト』というのは、女性のほうが男性よりもずっとイスラムの世界で利口なんだということです。それで、男性中心の世界とは違って、裏では女性中心に文明が展開される。文明の豊かさというのは、むしろ女性のほうが支えているんだという話がそこに出ています。

ですから、表向きの、これは日本でいえば漢学とか儒学とかそうですけれども、男性のやっていることはすごいシャチホコばってる。そして武士道だと、そういうルールがたくさんあってうるさいけれども、女性がやってるほうはすごく豊かで、ずっと人間らしい。そして安心して人間が暮らせる、そういう場所をつくろうとしているんだと。

そういうことで、宇宙の女性化ということがイスラムの裏の世界なんだと言うのです。表のはうばっかり見て、イスラムが女性を差別している、という結論を下す西欧人が多い。表面的にそうなんだけれども、裏では差別されてる女性が逆に男性をやっつけている。あるいは男性よりも賢いという、そういう仕組みがあるということを「宇宙の女性化」の著者は言っています。

形はだいぶ違いますけれども、日本における廓文化と、それから『アラビアンナイト』に出てきているハレム文化というのは、両方とも女性がすごく閉じ込められて人間性を縛られるわけですけれども、その中でむしろ豊かな文化をつくっているということはあります。

そういうことで、女性を中心にして、男性の拡張主義的な、死ぬ気持ちでただぶつかっていく、そういうばかばかしいテロがある。そしてそれに対するばかばかしい、今度は先進国のはうの、テロをやっつけるということでまた拡張主義的なブッシュさんの、絶対にやっつける、自分と一緒にいないものはテロの側についてる。そんなふうに世の中を2つに分けちゃってということは、とてもおかしいんですけども、そういうことを強制的にやっている。そういうことで、みんなテロ側についてると言われたくない、あるいは文明の側についていると言ってもらいたいということで、世界中のアラブ世界の政府もそっちになびいてるということはあります。

ついでに言えば、日本の首相も、やはりすごく急いで一生懸命に、アメリカに文明でないと言われないために、きのう国会を通してしまったような、ああいう強引なことをしてしまう。それをすることで本当

に日本は困ると思いますけれども、しかし、たしかに文明だと言われたいんだったら、それがわからないと困ると。そういうことで、要するに日本も、野蛮と言われないために一生懸命ああいう法律をつくって、結局人間の安全が破られる。日本人の安全も破られるし、アフガニスタンの人たちの安全も守れない。そういう軍事活動にこっちもしり馬に乗る。そういう形の拡張主義的なグローバルな安全保障ということに乗ってしまっているということはあると思います。

5. 文明の衝突が固定化する以前に、多様性を生かした文明間の対話を開始する必要がある。

そこで、それを乗り越えるためにはどうしたらいいのかということをいくつかの話をしたいんですけども、1つ具体的な話と、もう1つ理屈っぽい話を組み合わせて話をしまして、それでこのまとめにしたいと思います。

理屈っぽい話を先にしてもいいんですけども、わかりやすい話のほうが話しやすいので、それを先にします。

それは、安全ということについての問題で、たとえば震災が起きたときに、そこに住んでいる人たちの市民の安全をどう守るかという問題があります。

これは、今年はやってないのかもしれません、去年は、5月1日の関東大震災の記念日に、震災に対する防災訓練というのがありました、東京都の都知事は東京都民の安全ということを心配しまして、それを守るために自衛隊の戦車を入れて、それで訓練をする。なぜかというと、震災が起きたときに東京都民がもしかしたら外国人、あるいは不法入国外国人が蜂起をして、それで騒ぎが起きたときに困る。だから戦車を入れて、いざそうなったときにやっつけることができるような、そういう訓練をしました。

これは、まさにいまブッシュがアフガニスタンでやっていることの予備訓練みたいなことにあたるわけです。つまり、市民がテロで殺されないために軍事力を使うと。これはまったくおかしいと私は思いますが、これは男性的な——石原さんはきわめて男性的な都知事さんですからそうなるのはしかたがないかもしれません。

しかし、もう1つ、同じ去年の9月1日に別の防災訓練がありました。それは、「多文化探検隊」というおもしろい名前のNGOがあって、多文化探検隊が世話ををして、いろんなところでやってるんですけども、とくに私が知っているのは東京の新宿の歌舞伎町で防災訓練をしました。

これは非常にたいへんな訓練です。歌舞伎町にはいろんな、人身充貿で連れてこられて、そこで奴隸働きをしているセックス産業の働き手がいるわけです。その人たちは、タイから来たり、フィリピンから来たり、コロンビアから来たり、ポーランドから来たり。で、ほとんど日本語はできない人が大勢いる。そこで震災が起きたら、震災の情報はぜんぜんわからないし、けがをしたりしたときに、どこが痛いかということも言うことができない。その人たちをどう支援するかということのために、防災訓練は、たとえばタイ語とか、フィリピンのタガログ語とか、そういういろんな国の言葉ができるボランティアをそろえておいて、震災についての情報をいろんな国の言葉で個々に、その人たちが住んでるあたりに拡声器で伝える。それからもう1つは、どこかにだれかがいて、だれかがけがをしたときに、医者と一緒に、あるいは看護婦と一緒に通訳がついていくと、そういう訓練をしました。

これは、まさに多文化的に安全を守るか、それとも日本人の市民だけの、都民だけの安全を守るかという、2つ発想の違うところです。また、その多文化探検隊には女性も男性もいますけれども、マイベースにやっている歌舞伎町の人たちの大部分は女性です。その女性たちを集めて、どういう形で安全を守るかということを一生懸命やっていたということがあります。

そういうことで、やはり多文化の、ただ話し合いだけじゃなくて、実際に違った文化を持った者同士の安全をどういうふうに守るかということを考えなければいけない。それを考えている人がちゃんと日本の中にもいる。しかし、そうでない偉い人もいるという、そのところをひとつ申しあげたいと思

います。

そこで、もう1つ今度はもう少し理屈っぽい話をします。

フェミニストの社会科学の理論家がいるんですけれども、アン・ティクナーさんという人です。これはアングロサクソン系の人ですけれども、その人も、要するに国際関係の問題を考えるときに、今までの考え方というのはヨーロッパの、西側の、男性の目で見る。だから大きな国もそういうふうに目が向く。だけど女性の目で、しかも西側でない女性の話で見たら、いろんな国のもしろ困ってる人たちの立場からものを見る事ができる。女性の目で見るということで、金儲けをどうするか、物をどうつくるかじゃなくて、どういうふうに命を再生産するかとか、どういうふうにいろんなケアができるかとか、そっちのほうに目が向く。そういうふうなところから国際関係を見ないと人間の安全というのは守れないと、そういうことを言っています。

あと、チャンドラ・ムハーティさんというインド人ですけれども、この人はかなりおもしろいことを言っています。これは時間がないので細かいことは省略しますけれども、イスラムという宗教と女性の関係について、なんか女性一般とイスラム一般とを抽象的つなげてしまっているけれども、実際はそうじゃないんだ。実際にはいろんなイスラムの形があるいろんな女性がいる。それをちゃんと考えなければいけないのに、ヨーロッパ人は女性一般についてヨーロッパ人の女性をイメージして、それからイスラムというのはヨーロッパと違うということで、それも一般化する。これはとってもいけないことで、やっぱりそういう傾向を乗り越えて、もっとナマの現実に即してものを考えなければいけないということを言っています。

じつは今度、人間の安全保障についていろんな国の人たちで、インターネットを通じてコンピューターで通信をして、1つのまとめ、公開状をつくりました。それを、今度国連の人間安全保障についての報告書を書く委員会の委員長になっている緒方貞子さんのところに持っていました。その公開状のこといろいろな話をして勉強になりました。特に女性の研究者から出てきているいろんな指摘が勉強になりました。例えばPKOについて、カナダのPKOというのは平和的でとてもいいことになってるけれども、それでも非常に男性的なところもあります。乱暴な人が中心になってるものだから、ソマリアである17歳の青年を、悪者の側についたということで拷問にかけて殺しちゃったとか、そういうことがあって、PKOというのも男性中心主義であるとどうしても乱暴になってしまいます。

もともとPKOというのは軍隊と違って、相手に恨みを持ってやっつける活動ではない。対立している軍隊の間に割って入ってマッタをかける仕事です。これは男らしい軍人精神ではなく女性的な優しさをもとにする必要があると言っているんですね。

それからもう1つ、人間の安全というのを、男性は抽象的に観念的に考えるけども、女性は安全というのは毎日の生活の中の安全だと考えています。だから本当にナマの生活の中から人間の安全ということを考えなければいけないという。そういうふうに考えると、たとえば沖縄の基地の問題ですとか、そういう問題はナマの声を中心にして問題を考えるべきだというようなことが出てきています。

そんなようなことで、女性の考え方というものは人間の安全ということを考えるときに決定的な意味を持っています。それは、1つは、ナマの生活者という、生活を大事にしているということが1つです。それからもう1つは、生産ではなくて再生産というところで考えている。これは理屈っぽい話ですけれども、要するに生産というのはお金を出していろんな物をつくる、それを中心にグローバル経済がお金の流れということでやっている。だけども、女性の労働の中心はアンペイドワークです。男性も少しはやってますけれども、アンペイドワークというのは、要するに金儲けのためじゃなくて社会の再生産のために、毎日の生活をもう1回できるようにするために家事にいそしむとか、そういうようなことがある。

それからもう1つは、フェアというか、お金儲けのためじゃなくて、むしろ老人の介護とかいろんな、人間の気持ちをもってお互いに気持ちを通い合わせながら支えあう、そういう経済というものには、男性の生産中心の経済とまったく違う異質の経済がある。そのことが、いまのグローバル化の経済を考えると

きにはぜんぜん見落とされちゃってる。それをもう1回考え方というのは、やっぱり女性の立場からいま出てきていることです。

ですから、さっき言いました貿易センターの塔が象徴しているグローバル経済というものの中から切り落とされたもの、男性にはなかなか見えないけれども女性には見えるもの。それを中心に、いまある経済とか政治とかパレスチナの問題とか、いろんな問題について再構築といいますか、いまやってることはいけないのだということをちゃんと批判をするということが必要で、そのための目を開く、これが1つの女性の役割です。

それからもう1つは、生産ではなくて、命というものの再生産があります。自然をどういうふうに再生産するか、どういうふうにして社会の中の、お金ではどうにもならない問題をどういうふうに人間の気持ちを支えにしたつき合いの中でつくっていくか。これはやっぱりジェンダーの中でいうと女性——そうでない、乱暴な女性もいますけれども——女性の仕事としてはそっちのほうを担っていることがかなり大きな意味をもっていると思います。

6. 文明間の対話に日本が参加するためには、日本文化に内在するジェンダー間・民族間の差別を乗り越えることが不可欠である。

そういうことで、やはり文明間の対話ということを考えるときはそういうことを中心にやるべきだし、男性中心的な、さっき言いました戦車を繰り出す、そういう傾向がじつは残念ながら日本にはいま強いんですけれども、それに抵抗して、むしろ戦車を繰り出すのではなくて、違った文化のものをどういうふうにして違った文化の中の弱い人々同士がどう一緒に安全を支えるかということを考えていく必要があるのではないかと思います。

そういうことで、このジェンダー間の問題、民族間のいろいろな差別を越えて、人間の安全を目指す文明間の対話をいまこそしなければいけない。対話といっても、しゃべる対話だけじゃなくて、震災のときの訓練をするとか、そういう形で一緒につき合っていくということはとても大事です。

そういう意味で、たとえば、もう亡くなられました神奈川県の長洲知事が言っておられたことですけれども、国際政治じゃなくて民際で、民間でつき合う。民間でつき合うのも、外国に行ってつき合うだけじゃなくて、内なる民際外交で、神奈川県の中で違った國の人たちとつき合って、そしてそこで対話をする、一緒に安全を守り合う。そういうことはやっぱり大事だし、それをするときには、内なる民際外交を女性がやって、そこからアフガニスタンの問題とかということも考えるようになれば、ずいぶん考え方は違うと思います。

ということで、問題を提起させていただきました。いろいろ皆様のほうから、大和魂その他についてのご意見をぜひ聞かせていただきたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

第 2 部 書評と研究

『テレワーク』研究の一考察

安 藤 いづる

(書籍) Wendy A. Spinks 著 『テレワーク世紀——働き方革命』

1998年2月 日本労働研究機構発行

神谷 隆之 著 『在宅ワーク解体新書』

1999年8月 日本労働研究機構発行

はじめに

国民生活白書は、毎年度、特定の切り口を設定して分析をしている。前回(平成12年度)は「ボランティアが深める好縁」だった。今年3月に発刊された「平成13年度国民生活白書」¹⁾では、「家族の暮らしと構造改革」という副題で、「家族」を切り口とした国民のライフスタイルに関する検討を行っている。白書はその冒頭で「人々の価値観が多様化した結果、家族のあり方についても多様な選択があり得るようになってきましたが、一方において、家族が自らの選択に基づいて充実した生活を実現していくための条件は、必ずしも十分に整っているとはいえません。特に、働き方に関する条件の整備は重要な課題となっています。たとえば、家計がサラリーマンの夫一人に依存することを前提とした従来のシステムは、そこから派生する長時間労働の問題や、女性や高齢者を巡る就労の問題などを引き起こしてきました」として、就労形態の選択肢が限定的であることが未婚率の上昇や少子化に繋がっているとも述べ、雇用分野の構造改革の重要性を訴えている。特に注目すべきは、IT化の推進に、家族が抱える生活上のさまざまな構造的問題を解決するための有力な可能性を見出し、具体的にはインターネットを活用した雇用形態にも着目し「テレワーク」という語を用いて、その第4章で詳細な解説をしている。

白書はテレワーカーを「人々に柔軟な働き方の選択肢を与える」ものとしている。政府がこのように期待するテレワークとは一体どのようなものであろうか。

テレワークとは

「IT(情報通信技術)」、そして「就労形態」という語から連想される「それ」が「テレワーク」である。実は筆者は、ITを利用した就業形態について研究したいと考えた当初、関連書を探す際に困惑した憶えがある。それを一般的に表す語が何であるのか判然としなかったためである。平成13年度の白書では、「情報通信ネットワークを活用して、時間と場所に制約されることなく働くことと定義する」として、テレワークの類型を示している。テレワーカー(テレワークをする人)を雇用型と非雇用型の2つに分け、「雇用型テレワーカー」を「企業に雇用されながらITを活用して仕事を行う者」とし、それはさらに「在宅勤務型」、「サテライトオフィス勤務型(自宅近く等の小規模なオフィスで働くこと)」、「モバイルワーク型(取引先のオフィス等に出勤し、ノートパソコン等のモバイル機器を活用して本社と連絡を取りつつ働くこと)」の3つの形態があるとしている。一方、「非雇用型テレワーカー」は「企業に雇用されずにITを活用して仕事を行う者」とし、「独立自営型(従来からの自営業者でITを活用して働くこと)」、「マイクロビジネスエージェント登録型」の形態があるとしている。

白書が上記類型を用いて「テレワーク」の語を使用していることから推測すれば、それは「ITを使った就労形態」を最も広く一般的に示す語として定着、または普及しつつあると考えてよいであろう²⁾。ただし、白書でも言及しているように、「テレワーク」の定義はさまざまあり、現在、まだ語の定義、もしくは類型化の研究課題が大きく横たわっている段階で、その収斂の作業が続いている。実際、ごく最近に開

催されたテレワークに関する研究発表(第4回日本テレワーク学会研究発表会³⁾)でも、テレワークの定義や類型化そのものに関する論文が3本ある(論文総数は21本)。また、ほとんどの論文において、論者は、各人が採用した定義を示し、それぞれ根拠を添えている。それは、テレワーク研究がその緒についたばかりの新しい分野であり、日々進化する情報技術を内包しているからであり、そして多様化する働き方と連動するためであろう。

『テレワーク世紀——働き方革命』『在宅ワーク解体新書』概要

さて、ここで、テレワーク研究の手がかりとして選んだ2冊について、その概要を紹介しよう。

1. 『テレワーク世紀——働き方革命』

『テレワーク世紀—働き方革命』(以下、テレワーク世紀)の著者Wendy A. Spinks⁴⁾(以下、スピンクス)氏は、組織行動や動機付け論の観点からテレワークの研究を続けて20年になる。過日は前述した第4回日本テレワーク学会研究発表大会の実行委員長も務めた、日本のテレワーク研究の中心メンバーである。著者のテレワーク研究の対象は「組織」「人材管理」という語から推測される、前述の白書のいう「雇用型テレワーク」であり、本書では、著者が日本のテレワーク推進に携わりながら問題視していた、通信技術論に偏るテレワーク導入の態度に対して、人材管理関連の問題に焦点を当てるべくおこなった日本と北米のサテライトオフィスの国際比較から、企業がテレワークを導入する際の成功的なポイントを示すことを試みたものである。

本書の構成は、テレワークのなかの、雇用されて働く形態(在宅勤務・サテライトオフィス勤務、についての、概論、実施モデル、日本と北米の比較調査、導入ガイドさらに、日本国内におけるテレワーク実施例から成っている。前編(序章・第Ⅰ部・第Ⅱ部)では文献調査からテレワークの概念整理を行い、後編(第Ⅲ部・第Ⅳ部・テレワークの実施例)では整理した概念を、実際にテレワークを導入した企業の調査結果から分析する。前編では、まずテレワークの歴史的経緯が時代ごとの導入の狙いとともに述べられ、テレワークという働き方の概略がわかるようになっている。次に、テレワークの概念が整理されるが、まずテレワークの定義に詳細な理由づけがされる。そして、その定義されたテレワークの内容を説明し、実際に企業でテレワークを導入する際の基準となる「テレワーク実施モデル」を提示する。後編は、まず、前編で提示した「テレワーク実施モデル」を、日本と北米のサテライトオフィスの比較調査を用いて検証し問題点の抽出を行う。そして、それをふまえて、「テレワーク導入のガイドライン」が実際にテレワークを用いたカナダの企業を例にしながら提案され、おわりに、日本でのテレワーク実施例が10例示される。

テレワークの歴史に始まって、テレワークが社会に与えるインパクト、個々人に運ぶメリット、そして、企業が導入する際のガイドまでを述べる本書からは、著者がテレワークを「良いもの」と信じて、その広い普及を望む姿勢が感じ取れる。前編の概念整理では、1970年代以降の500以上の文献を分析して理論を裏づける非常に丁寧な作業をしており、以後のテレワーク研究論文において、テレワーク定義の簡所でここから多くの引用がされていることからもわかるように、参照に値する濃い内容となっている。

一方、日本と北米のサテライトオフィスの比較調査分析を内容の中心とする後編は、本書のボリュームの相当を充てているのであるが、読み易いものとはいえない内容であった。テレワークを導入する際に企業が重要視しなければならないと考える要素を、著者が抽出し組み立てた「テレワーク・モデル」の有効性が、前述の調査を用いて検証されるのだが、それに統計的手法が使われている。統計的知識がなければ読解困難であろう。また、読解の難しさ以外にも、著者本人が自ら指摘をしているように、調査したサンプル数が少ないゆえの問題がある。ただし、この点に関しては、「比較調査の標本数が極めて小さいため、回帰分析による統計処理の妥当性について疑問の声があがっても不思議ではない。ただ、テレワーク分野における基本的変数に関する実証的な情報の乏しさならびにこのような実態調査の少なさを考え併せ、多

少の無理が生じても、筆者は試みる価値はあるという見解にたった」(p.163)と、先駆的研究の意義に注目を促している。

著者が設定した、テレワーク先進国である北米と後進国日本という、地域比較の視点は、「テレワーク・モデル」なるものの有用性を理解しやすいものとした。同時に、なぜ北米でテレワークが普及し、日本では何が普及の壁となっているのか、各々の国でそもそも存在する働き方の差があきらかになってくる点が興味深い。

2.『在宅ワーク解体新書』

上記2冊を発行する日本労働研究機構⁵⁾は、日本労働協会と雇用職業総合研究所が1990年に統合して設立された厚生労働省所轄の特殊法人である。労働に関する総合的な調査研究機関で、経済学、心理学、社会学、法律学など、種々の領域の研究員による専門的研究をはじめ、外部の研究者を交えた総合的、学際的な研究を行っている。研究成果は各種印刷物として刊行しており、調査研究報告書はこれまでに149号が発行され、ほかに資料シリーズ、単行本、研究紀要、JILリサーチ、日本労働研究雑誌などで各種研究結果が閲覧できる。

『在宅ワーク解体新書』の著者神谷隆之⁶⁾（以後、神谷）氏は本機構の研究員でテレワーキング研究会のメンバーである。1993年に、当時の英國の雇用相と日本の労働大臣が会談した際に、英國側から提案された1995年秋開催のテレワーク会議のために、日本国内のテレワーク全般の状況を調査する仕事が労働省から日本労働研究機構（JIL）に依頼された際、その担当者として初めてテレワーク調査に取り組んで以来の研究で、今年で10年目になる。スピクス氏が「雇用型テレワーク」をその研究の中心に据えているとすれば、神谷氏は「非雇用型テレワーク」がその中心である。

本書で論じられる「在宅ワーク」については、一般的な認知度が「テレワーク」より高いと推測する。しかし、「在宅ワーク」周辺の言葉、例えば「SOHO」や「在宅勤務」などの違いが判然としないのも一般的な認知度であろう。語の定義に関しては後述するのでここでは詳しく述べないが、本書では、「在宅ワーク」を「情報通信機器を活用しつつ自宅で、雇われずに請負の仕事を行う働き方」と定義している。著者は本書の冒頭で「新しい働き方を示す言葉として、今示したような用語がその意味や相互の関係が曖昧なままに、混乱気味に使われている（中略）。問題点を考えるには、まず言葉や用語の意味を明確にしておくことが必要である」(p.i)として、「在宅ワーク」の表す対象をはっきりさせる作業の意味を第一義に挙げ、続いて、「テレワークのなかでも普及が急速で大きな関心を集めている在宅ワークであるが、その働き方としての実態は十分明らかになっていないのが実情である。メリットばかりが強調されて、問題点や課題への関心が不十分ともいえる。雇われてではなく、請負の仕事を自宅で行う在宅ワークには関しては、メリットとともに問題点も少なくない」(p.ii)と、在宅ワークのメリット以上に問題点を明らかにする本書の目的を述べている。

日本労働研究機構では、「在宅ワーク」に関する事例報告ではない比較的多くのサンプルから実態把握を試みる調査として、パソコンネットワークのニフティーサーブで活動している在宅ワーキングフォーラム⁷⁾（略称、FWORK）が、会員を対象にオンライン上で1994年から毎年実施している就業実態調査と連携する形で1997年からこれに参加し、結果の分析を続けている。また、機構単独では、1994年に労働省からの要請で行った「テレワーキング全般に関する調査研究」や、同じく同省の委託で1997年に行った「在宅就業に関する調査研究」など一連の調査研究の蓄積があり、本書は上記の調査を分析の中心データとして用い、テレワークの一形態である「在宅ワーク」に焦点を当てた研究成果として、単行本の形として発行したものである。

まず、様々な用語と混同されて理解されることが多い「在宅ワーク」の言葉の定義をし、そのうえで、メリットと機能、さらに問題点について、アンケート調査の分析と実際に在宅ワークと関わっている在宅ワーカーや発注者の生の声から指摘をする構成になっている。序章で在宅ワークの定義を行い、1、2章

で在宅ワーカーを構成員の生活環境や仕事内容で分類し、3章は仕事の発注者側の分析を行い、4章で在宅ワーカーと発注者の需給関係を検討する。5章で在宅ワーカーの労働条件を整理して、終章で従来の働き方との比較を行っている。図表を示し、解説をする「白書」形式の本書は、「在宅ワーク」の概要を知る入門書といったところであろう。得られたサンプル数の少なさや、寄せられた回答が、個々人の仕事に対して積極的ないし肯定的なバイアスがかかっている可能性（調査対象がフォーラム会員であるということから推測される。）など、いくつかの問題が指摘できるものの、メリットを強調した関連のマニュアル本が多いなか、問題点や課題を示した本書の意義は大きい。また、「テレワーク世紀」が雇用型テレワーク導入の推進の意図をもって書かれている点と比べても、概してよりシビアな視点に立っているといえるであろう。

テレワーク研究の動向

1. 欧米テレワークの歴史

テレワーク先進国はアメリカである。「テレワーク世紀」によれば、テレワークが初めて明確な概念として登場したのは1973年頃のロサンゼルス周辺といわれている。オイルショックによるガソリン価格の高騰は、マイカー通勤都市ロサンゼルスにより一層深刻視された。そして、アスファルトのハイウェーを利用するよりも、電子ハイウェーを利用しようというアイデアが生まれ、これをテレワークという言葉で使いはじめたのがその始まりである。ただし、その後石油供給が安定してくるとテレワークへの関心は薄らいでいった。1970年代のテレワークは非常事態や省エネ対策の領域にとどまっていたという見方が一般的である。

アメリカでその後テレワークへの関心が高まるのは1980年代に入ってからである。パソコンの普及で自宅での仕事の可能性に気付いた通勤者が通勤の不合理を感じ始め、とくに女性は、通勤時間の削減によるベビーシッター代の削減を見出した⁸⁾。1980年代後半になると環境問題への関心の高まりが、大気汚染の改善手段としてテレワークに注目を集めさせた。また同時期に、母子・父子家庭、共働き世帯、高齢化など、家族の形態が多様化し、従来の働き方が家庭責任との両立に不向きであるという認識がテレワークへの関心を勢いづけ、さらには多くの先進国で起きていた経済不振が、低迷する地域経済の活性化と雇用機会の全国展開をテレワークに委ねた。

1990年代に入ると情報通信技術の進歩と労働力の多様化が、人材戦略としてのテレワークに期待し始めた。ビジネスはサービス化、情報化し、仕事内容は創造性が必要なものとなった。画一的な労働条件では優秀な人材を確保することが困難になった企業は、テレワークを人材獲得・育成のツールとして位置づけ、また、多様化する顧客のニーズに俊敏に対応する戦略的ツールとして導入を検討するようになっていく。クリントン大統領が1993年に発表した「情報スーパー・ハイウェー」計画を受けてつくられた「国家情報インフラ：行為のためのアジェンダ（NII）」、翌年のゴア副大統領の演説「グローバル・インフラメーション・インフラストラクチャー（GII）」などを受けて、情報インフラの整備がさらに進み、テレワーカーが急増した。2000年には2,360万人に達し、就業者全体の17.5%を占めている⁹⁾。

欧州各国のテレワーク人口は、ヨーロッパの電子通商テレワーク動向（ECaTT）プロジェクトの調査¹⁰⁾によれば、1999年現在、欧州10ヶ国（フィンランド、スウェーデン、オランダ、デンマーク、英國、ドイツ、アイルランド、イタリア、スペイン、フランス）全体で900万人（全労働者の6%）を占める。北欧諸国は少子高齢化の労働力不足への取り組みからテレワークへの取り組みが盛んで、なかでもフィンランドは16.5%とアメリカ並みの普及状況である。また、「在宅就業」「在宅ワーク」「モバイルワーク」のなかでは在宅就業がオランダを除くいずれの国でも多く選択されていて、その平均は全就業者の1.96%を占める。（続くのは「モバイルワーク」の1.54%）また、オランダはモバイルワークを選択する率が全労働人口の4.29%という他の国とは異なった特徴を見せている。

欧洲のテレワーク導入に際しては、アメリカや日本とも異なる特徴があり、「社会的排除を作り出さない情報社会」「社会的に不利な条件に置かれた人々への機会を提供する」などの目標を持って、テレワーク推進の労働・雇用政策を行っている。研究分野もこのスローガンに呼応するような拡がりをもっており、「テレワークが性別分業に与える影響」「官僚・垂直的組織をテレワークがどのように変えるか」などの多彩なプログラムがはしっている¹¹⁾。

2. 日本のテレワーク

日本のテレワークの取り組みは、1984年に東京都武蔵野市吉祥寺で行われたNEC吉祥寺サテライトオフィス実験が最初といわれている¹²⁾。当時、都心の通勤時の乗車率は200～250%を超え、首都圏への一極集中を緩和するため手段として、「サテライトオフィス」に注目が集まつた。当時バブルの絶頂期にあった日本は「ホワイトカラーの生産性」をうたい、企業は潤沢な資金をサテライトオフィス実験にもまわした。バブル経済の終焉と共に先細りになつた「リゾートオフィス実験」が敢行されたのが1988年のことである。1991年には推進母体の(社)日本テレワーク協会の前進である日本サテライトオフィス協会も設立された。

欧米のテレワークが在宅型を主たる形態とすることからみて、日本でのテレワーク導入がサテライトオフィス勤務を中心に行われてきたことは特徴のひとつである。その背景にはまず、狭い日本の住居面積が挙げられるが、スピングラス氏は「日本の家庭における心理的な余裕のなさが指摘されることもあり、父親を家庭に戻すことが日本における在宅勤務のもう1つの妨げとして挙げられている」(p.8)と、するどい指摘も加えている。最近は在宅勤務も増加してきており2000年に行われた日本テレワーク学会の「テレワーク人口の最新動向に関する研究」によると、「在宅勤務」が6.8%、「サテライトオフィス勤務」が3.3%となっている。

モバイルワークの進展も日本の特徴として挙げられる。ポスト工業国が相次いで情報化政策を打ち出したのは、1994年ごろからのこととされている¹³⁾。日本においても、このころからインターネットの普及が始まり、携帯電話の加入者数は1995年～97年のあいだに3倍になるなど、情報通信機器のパーソナルな普及が進んだ。1999年にはi-mode、DSLなどの各種サービスが始まり、ブロードバンド化と通信費の低価格化も進んだ。現在は、都心を中心にHot Spot（公衆エリア無線LAN）が増加し、まさに「いつでもどこでも移動中でも仕事ができる」環境が整備されている¹⁴⁾。

2000年現在の日本のテレワーク人口は246万人と推計されており、2005年には1.8倍の445万人になると予測されている¹⁵⁾。雇用者全体に対するテレワーカーの比率は10.2%、非雇用者全体に対するテレワーカーは38.1%で、非雇用者でテレワーカーが多いが、双方とも伸びを示しており、重要な就業形態となってきている¹⁶⁾。

テレワークの発展の経緯は各国の事情によりさまざまであるが、日本も含め、各国、テレワーク導入の狙いは概ね共通している。企業の立場からは「業務の効率化」「人材活用」「福利厚生」「危機管理」など、自治体の視点からは「都市問題解決策」「地域問題解決策」「失業対策」「公的セクターの責任問題」「地域活性化」など、そして労働者にとっては「ストレスの軽減」「仕事と家庭生活の調和」などが、テレワーク導入後の成果を期待するものとして挙げられている。

3. テレワークの定義

テレワークに関する語は多い。ざっと挙げても、「テレワーク」「テレコミュニケーション」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」「在宅勤務」「在宅ワーク」「SOHO」「マイクロビジネス」などがある。これら以外にも「リゾートオフィス」「テレコテージ」「ネイバーフッドセンター」など、海外のものも含めるとさまざまな語が存在する。

スピングラス氏は、「海外においても、日本国内においても、定義の事例と定義に関する知識が次第に蓄

積されてきてはいるが、残念ながら広いコンセンサスを得るに至っていない」(p.69)として、収斂しないテレワークの定義に関してその類型化を試みている。本書で「テレワークの定義に関する提案」として示された類型は、以後の定義に関する研究の骨格となり、修正をされながら現在の議論に至っている。

そもそもテレワークは、「tele」(離れて)と「work」(仕事・働く)を合わせて造られた言葉で、欧米の初期の議論では郵便や宅配便の利用も含んでいた¹⁷⁾。コンピュータのダウンサイジング化、パソコン利用の拡大、そして1990年代半ば以降のインターネットの普及による情報のネットワーク化は、テレワークの定義に「IT」という要件を加える事例を増やした。現時点で広いコンセンサス得ていると考えられるものは、「テレワークとは、情報・通信技術の利用により時間・空間的束縛から解放された多様な就労・作業形態をいう。(日本テレワーク学会)」「情報通信技術(IT)を利用した場所・時間にとらわれない働き方((社)日本テレワーク協会)」などに代表される、「IT利用」、「時間や場所の制約を受けないこと」を要件とする定義である¹⁸⁾。

上記の下位分類として、国民生活白書も選択しているタイプの類型——企業などに雇用されている「雇用型テレワーク」又は、請負の仕事をする「非雇用型テレワーク」——のような、「契約の形態」をその類型の根拠に据えた分類をし、そのうえで、さらにその下位分類として、「主たる労働の場所(自宅なのか、自宅近くのオフィスなのか、携帯端末などを使用する移動先なのか)」を類型の根拠にした分類をする事例が多く見られるようになってきている。

この類型に従えば、テレワークのうち、ITを利用する仕事を主に自宅で雇用されて行うのが「在宅勤務」で、請負の仕事を自営で行うのが「在宅ワーク」である。ただし、類型に関する議論は依然活発である。とくにテレワーク人口の調査に関する研究では、その類型作りこそが調査以上に重要である。めまぐるしい社会情勢の変化に対応したコンセンサス作りが求められ続けるためである。スピングラス氏も「広範囲なコンセンサスが確立されたとしても、具体的な事例を前にすれば、絶えず定義を修正する必要は残ろう」(p.71)と述べる。また類型は、研究者の各人の研究の焦点がどこに合わせられているかということによっても変わる。例えば「テレワークにみる『女性の仕事と家庭の両立』」(福留 2002)では、女性にとって在宅の働き方は、雇用、非雇用の別を問わず、「家事・育児をしながら働く」というメリットがあるとして、類型に契約の要件を持ち込まない分析を試みている。

しかし、一方で「共通の認識基盤を築き上げるためにも、このような整理のアプローチを強くすすめたい」(p.71)と、ガイドラインの必要性については言及している。例えば前述のテレワーク人口調査などをテレワーク普及の国際比較などに用いる場合、各国のテレワークの類型が極端に違うことは許されないであろう。

テレワーク研究の問題点

『テレワーク世紀』の発行は1998年であるが、著者が実際に日米のサンプルを調査、分析したのは1990年代初頭のことである。前述の学会発表(2002年7月)での著者の変更点は、それ以降の職場への情報技術の普及が、企業組織の構造を変化させ、弾力的な就業形態を多く出現させたことに伴う「選択」範囲の狭まりに、論拠を置くものである¹⁹⁾。完全にバーチャルなオフィスへの移行などの事例が報告されるようになった。それが示すのは、通勤が例外的な企業の出現であり、そもそも、「出勤するか、在宅か」の「選択」項目の消滅であり、個人の意思を問わない「強制的なテレワーク」の出現の可能性である。

「テレワーク」の語の浸透があまり進んでいないとはいえ、サテライトオフィス実験に始まる日本のテレワーク研究はそろそろ20年が経とうとしている。この間、日本のテレワーク研究は、企業主導の、テレワーク普及のための研究がされてきた。企業には「生産効率の効果」を、労働者には「就業から時間と空間の制約を取り払い、個人の裁量範囲を拡大させる効果」をと、当初、双方がメリットを享受するためにとしていた姿勢は、効率一辺倒になつてはいなかつたであろうか。

「強制的なテレワーク」の出現の可能性に対する懸念をスピングス氏が挙げたとき、「企業・組織まるごとに対しての導入こそが必要である」と、普及の過渡期の「強制」に賛成の意見も聞かれた。さまざまな立場があつて然るべきだが、企画型裁量労働制が、当初の「個人の自由な裁量に基づく多様な就業形態の実現」とは違う、過重労働をもたらしたときのようにテレワークが作動しないようにするために、労働生活の質に心を配る研究が望まれる。

前述した通り、欧州でのテレワーク研究のスタンスは、「社会的排除を作り出さない情報社会」「社会的に不利な条件に置かれた人々への機会を提供する」である。一方、シリコンバレーの労働者には徹底した実力主義のもと、睡眠や家族との時間を削って働いた結果が、離婚を招いたり、アルコール中毒患者を増加させたというになる人が多いという話もある。専門性の高い人と、移民などの下層労働者の賃金格差は年々開き、労働力の二重構造化、分極化も起きている。後者に向かわないようにするために分岐点に日本のテレワークが立っているような気がしてならない。

おわりに

「在宅ワーク解体新書」において、「在宅ワーク」は「テレワークの一形態であり、情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方」と定義され、その下部類型として、專業性や独立自営の度合いの高い「専業自営(SOHO)在宅ワーカー」と独立自営の度合いの薄い「内職アルバイト在宅ワーカー」を示している。この類型により、ひとつに括られていた「在宅ワーカー」の実情が鮮明になり、マニュアル本に現れない「在宅ワーク」の問題点にフォーカスが当てられた。

1996年は、わずか10万人だった個人事業者を中心とする非雇用型テレワーカーが、2006年には400万人に増加が見込まれている。さらに女性の占める割合は2001年の時点で50%に達し、今後その伸び率から2006年には75%、300万人まで拡大すると予測されている。数字が示す通り、在宅ワークは女性が選択する魅力を備えた働き方である。しかし近年、過当競争が激しくなって在宅ワーカーの賃金の下落が指摘されるようになった。

筆者はテレワークに関心がある。近いところでは育児期にこれに従事する可能性もある。しかし、鳥瞰してテレワークを眺めようとするとき、まるでその先行きが何かに絡めとられてしまっているような漠然とした不安感に駆られるのは何故であろう。裁量労働しかり、派遣労働しかり、フリーターしかり、多様な働き方の中から自分で自由に選んでいるように感じている労働者は、実は何か大きすぎて把握できない力(社会制度など)に動かされていることに気付かず、責任だけをとらされているのではないだろうか。今後、さらなる技術革新による労働者の過剰分を、情報通信分野の需要の伸びが果たして本当に受けとめるのだろうか。テレワークが将来に不幸を運ぶものであっては悲しい。

変動の激しい、リスクの大きな現代社会である。先を見通す作業は難しいに違いない。テレワークは働き手を家庭に戻す、ここ暫くの間続いた人々の生活を大きく変えうる変数である。それならば余計に、これまでの新しい技術以上に、テレワークがリスクの要素にならないよう、研究者は向かう先を描いて進む真摯な態度を必要とされているのではないであろうか。新しく誕生した技術に人々が翻弄されることのないよう、技術の進み具合を社会情勢と注意深く照らし合わせる態度は、新しい分野であるテレワークの研究が他分野に先駆けて示すべきものであると考える。

〔注〕

- 1) <http://www5.cao.go.jp/j-j/wp-pl/wp-pl01/>
- 2) 『平成13年度国民生活白書』のテレワークに関するデータは(社)日本テレワーク協会(<http://>

- www.japan-telework.or.jp/) によるもの。
- 3) 2002年7月6日開催 日本テレワーク学会 (<http://www.telework-gakkai.jp/>)
 - 4) Wendy A. Spinks
1957年、オーストラリア・タスマニア生まれ。オーストラリア国立大学アジア学部卒業後、東京大学新聞研究所に留学。1996年、シドニー大学経営大学院にて経営学博士取得。(日米サテライトオフィスの国際比較)
城西国際大学人文学部国際交流学科講師(組織コミュニケーションなど)、経営情報学部助教授を経て、現職は、東京理科大学工学部経営工学科助教授(経営学博士)。ほか、日本テレワーク学会幹事、国際フレックスワークフォーラム副委員長、ヨーロッパ共同体テレワークフォーラム日本窓口。テレワークに関する研究は組織行動・動機付け論が中心。本著のほか、『Teleworking: International Perspectives』(共著、1998年、Routledge, London)、『企業テレワーク入門』(共著、1999年、日本経済新聞、『eBusiness and Workplace Design』(共著、2001年、Routledge, London)などがある。
 - 5) <http://www.jil.go.jp/>
 - 6) 神谷隆之
1956年生まれ。1980年、早稲田大学政治経済学部政治経済学科卒業。労働省入省。
1994年から、日本労働研究機構テレワーキング研究会メンバー。(勤労者生活研究担当)
 - 7) 自宅、あるいは少人数ベースでビジネスをしている人、またこの分野に興味を持つ人すべてを対象とし、会員の相互扶助を目的に1993年に設立。会員の男女比はおおむね6対4で、やや男性の会員が多い。「在宅ワーク」という語を最初に考案した場でもある。<http://www.nifty.ne.jp/forum/fwwork/>
 - 8) しかし、在宅で育児をしながらの両立はすぐに不可能だと判断された。
 - 9) 藤井英彦「拡大するテレワーク雇用」『東洋経済統計月報』(2000.12)
 - 10) 「各国のテレワーク形態と人口統計」www.eto.org.uk
 - 11) 『国際フレックスワーク・フォーラムニュースレター』第31号
国際フレックスワークフォーラム(IFF)は、「フレックスワーク」「裁量労働」「テレワーク」「テレコミュニケーション」などのキーワードで表現される新しい時代のワークスタイルを求めて、情報交換の場を持とうという人たちが集まって1991年2月に設立した任意団体。座長は東京大学工学部の大西隆教授。3カ月に1回ニュースレター発行、年2回程度のフレックスワークに関するセミナー開催。2000年3月に解散。
 - 12) 『テレワーク白書2000』(社)日本テレワーク協会 (2000.9)
 - 13) 矢澤修次郎「諸国民国家の情報社会化政策」『一橋論叢』第120巻第4号 (1998.10)
 - 14) 太田朋子「日本国内におけるテレワークの動向」『第4回日本テレワーク学会研究発表大会予稿集』(2002.7)
 - 15) (社)日本テレワーク協会が2000年1月から3月にかけて実施した調査による統計。
『日本のテレワーク実態調査研究報告書(平成12年度版)』(社)日本テレワーク協会 (2000.5)
 - 16) 大西隆「テレワークの動向」『労働の科学』56巻1号 (2001.1)
 - 17) 柴田郁夫ら「テレワーカー人口調査に関する一考察(3)」『第4回日本テレワーク学会研究発表大会予稿集』(2002.7)
 - 18) ここでは就労についての言及だが、遠隔医療、遠隔教育なども作業全般を包括する広い意味をもつこともある。
 - 19) 『テレワーク世纪』の中で著者は、テレワーク導入の成功の要件として、テレワークに従事する勤務者の選択時に、従事者本人の「自由意志による参加」が伴っていることを挙げている。しかし、本

書のための調査・分析から10年が経ち、構成員全員が必然的にオフサイトで働く「バーチャル組織」など、「選択」の余地のない組織構造の出現にみられる近年の変化が、効果的な企業テレワークとして提示した本書の実施モデルを、そこから「選択」の概念をはずして構築し直す必要性をもたらした。この点を著者は、注3の学会で「企業テレワークの実施モデルに関する再検討」として発表した。

Wendy A. Spinks「企業テレワークの実施モデルに関する再検討」『第4回日本テレワーク学会学研究会発表大会予稿集』(2002.7)

『テレワーク』研究の一考察——コメント

今回は、テレワーク研究の現在の動向の把握に役立ったと思います。今後は、動向に引っ張られすぎないよう、自分の視点を持って、そして、今回引用した学会の研究成果は利用しながら、独自の研究をまとめていくようにしてください。

鈴木 美南子

—新しいルールはどこにあるのか—

木下ひろみ

(書籍) 樋口 美雄 著 『雇用と失業の経済学』

日本経済新聞社 2001年 v + 471p.

I

失業率が5%を超え、ついに一線を超えてしまったかのような報道がなされてきた。その数字が高いのか低いのかは議論の余地があるとして、雇用状態の悪化が人々の関心を集めるのはそれが社会全体の不安を増大させることに直結するからである。私も最近まで会社員であったが、1年間と決めて行なわれてきた賃金カットや早期退職の公募が繰り返される中、給与明細を眺めてはなんともいえない閉塞感を感じたものだった。こんな状況のなか、「経済学は本当に進歩しているのか」と問われたら経済学者はなんと答えるだろうか。著者は率直に、返答に窮したとはしがきで告白している。そして経済学者として有効な処方箋を描くため、そして最近の政策立案が日常感覚に傾倒していることの不満から、客観的な統計データや経済学の蓄積を用いて自らの主張の妥当性を経済全体においてチェックしようと試みる。また著者は(財)社会経済生産性本部のワークシェアリング研究会の委員長を勤めている。ワークシェアリングのなかに人々の暮らし方、働き方が見直され、自己責任のとれる社会という新しいルールの確立の可能性を確信するからである。評者は「女性にとって持続可能な就労形態とは何か」を探し求めて、ワークシェアリングに着目した。一方、著者はジェンダーというよりは、経済全体の問題意識からワークシェアリングに行きついた。出発点は異なるがワークシェアリングが新しいルールの可能性を持つと認識していることは共通している。本書はワークシェアリングの導入の前提および意義を経済全体の広い視野から提示しており、その観点からも時宜を得た刊行であると言えよう。

著者は現在、慶應義塾大学商学部教授で計量経済学、労働経済学を専門としている。主な著書に『日本経済と就業行動』(東洋経済新報社、1991)、『日本の雇用システムと労働市場』(共著、日本経済新聞社、1995)、『労働経済学』(東洋経済新報社、1996)、『人事経済学』(生産性出版、2001)がある。

本書の構成は以下のとおりである。

第1章 だれがどうして失業者になったのか — 日本の失業者の特徴とその変化

1. 失業者とはどのような人か 2. 日本ではだれが失業者になりやすいか 3. 日本の失業期間は長いか
4. なぜ失業者になったのか 5. どのようにして失業状態を脱するのか 6. 何が失業状態を変化させていくか

第2章 企業の雇用調整は速まっているのか — 企業リストラの進展とその影響

1. 企業の雇用吸収力にどのような変化が起こっているか 2. 日本の雇用調整速度は速まっているのか
3. 雇用調整を速めている要因は何か 4. 企業の組織変更・分社化は雇用にどのような影響を及ぼしているか 5. 企業倒産により雇用喪失は増大しているか 6. 日本に適したワークシェアリングとはなにか

第3章 日本の雇用はどこで創られ、どこで失われているか — 雇用創出・雇用喪失の変化と日本の特徴

1. 雇用吸収力はどのように変わりうるのか 2. 雇用創出・雇用喪失とは何か 3. 事業所の開廃により

雇用はどのように創出され、喪失されているのか 4. 社齢により雇用の創出・喪失はどのようにちがっているか 5. 存続事業所における雇用創出・雇用喪失はどう変化してきたか 6. 産業により雇用の創出率・喪失率はどのようにちがうか 7. 高賃金産業で雇用は創出され、低賃金産業で雇用は喪失されているか 8. 男女別・雇用形態別に見て雇用の創出・喪失はどのように変化してきたか 9. 都市圏と地方圏で雇用の創出・喪失はどのようにちがっているか 10. 何がわかったか

第4章 家計は企業リストラにどう対応しようとしているのか——所得格差・消費行動・就業行動・能力開発の変化

1. 変化する家計行動 2. 所得格差は拡大しているのか 3. 消費支出の関して恒常所得仮説は成立しているか 4. 女性の労働供給に関して恒常所得仮説は成立しているか 5. リストラの進展の中で人々の意識はどう変わり、どう対応しようとしているか 6. むすびに代えて

第5章 だれの転職コストが高く、だれの転職コストが低いのか

1. 高い転職コストは円滑な労働移動を阻んでいるのか 2. 転職コストとは何か 3. 転職者の賃金は前職に比べ下がっているのか 4. 日本の転職コストは高く、アメリカの転職コストは低いのか 5. 労働者の特性により転職コストはどうちがうのか

第6章 経済のグローバル化は雇用をどう変えるか

1. グローバル化の進展で何が問われているのか 2. 経済理論はグローバル化の進展で労働市場はどう変わると考えているのか 3. 輸出入の増加は国内雇用にどう影響しているか 4. 國際競争・政府規制は国内の賃金にどう影響しているか 5. 対外直接投資は国内の雇用量にどう影響しているか 6. 外資系企業の増加は国内雇用にどう影響しているか

第7章 情報通信技術の発展は雇用をどう変えるか

1. 産業革命は雇用をどう変えたか 2. IT化の進展は雇用量にどう影響するか 3. IT化の進展は人々の働きかたにどう影響するか 4. IT関連技術者の雇用特性とは何か 5. 研究開発に力を注ぐ企業はどのような雇用管理に特徴をもっているか 6. 情報化の進展は賃金格差を拡大するか 7. むすびに代えて

第8章 少子高齢化の進展は労働市場をどう変えるか

1. 少子高齢化の進展で何が問われているか 2. 定年制はなぜ設けられ、どう変更されようとしているのか 3. 高齢者の就業意欲は今後も高いのか 4. 少子高齢化は若年失業にどう影響しているか

第9章 いま雇用政策に何が求められているか

1. 個人と企業の関係はどう変化したか 2. 日本の雇用政策の特徴はどこにあり、どのように推移してきたか 3. 各国における雇用法制・雇用政策はどのように評価されているか 4. 日本政府がいま行うべき雇用政策は何か

II

次に各章の内容紹介と評者による若干のコメントを記す。

第1章ではまず、「失業者」とはどのような人なのか、再確認する。失業者といえば「仕事を失った人」との印象を受けやすいが、その定義、失業率の水準は設定によって大きく変わるので失業率自体に過剰な

反応をするのではなく、それが何を意味するのか、定義にさかのばって冷静に判断する必要があるとする。そのためには多くの統計資料に基づく判断が必要であると述べる。次に性別、高齢者、学歴、前職の企業規模・産業・職種・雇用形態から分析し日本ではだれが失業者になりやすいかを検証する。次に国際比較の結果日本は失業発生頻度、平均失業期間ともに欧米の中間であるとの結論を得る。95年以降、失業者全体のうちミスマッチ失業の割合が増加。また、失業率が高騰するようになった98年、99年になると非自発的離職者が急増し就業の緊急性の高い離職者が増加。転職不成功率の高まりとあいまって失業率の上昇の要因となっていると分析する。『労働力特別調査』では求人の年齢制限の重きが仕事につけない理由として浮かび上がる。

第2章では次の2つを目的とする。一つは景気との関連において、日本における企業の雇用調整速度¹⁾が速まっているのかを検証し、その変化の背景にあるものを明かにすること。もう一つは企業リストラが進展することにより、企業経営や労働者の生産性、その後の雇用にどのような変化が現れるかを検証することである。マクロデータによると雇用調整速度は高度成長期以降、時間の経過とともに加速している。要因として雇用調整の早い産業、雇用形態の労働者のウェートが高まることによりマクロの調整速度が高まっているばかりでなく、個別企業の正社員についても雇用調整速度が速まる傾向であることが挙げられるが、このことは従来のように出向も含め、企業内部における雇用調整がすでに限界に来ていることを示す。しかしこまでの日本でも2期連続で赤字を出している企業ではしばしば人員整理を実施されることが先行研究により指摘されている。著者は90年代になって急激に雇用調整を行う企業が増えたのは日本企業の体質や構造が変わったためではなく、これまで以上に景気後退が深刻で赤字を抱える企業が増えたためにすぎないと述べる。またコーポレートガバナンスの変化も雇用調整を速めている可能性があることも示唆する。国際比較の分析では雇用調整が早まり、就業形態の多様化が進んでいるのは各国共通の動きであると結論付ける。さて、後者の目的についてみてみよう。近年、非正規社員の比率が高まっているにもかかわらず、高い技術力を持ち、高付加価値化を図っている企業では正社員比率が上昇していることから、本来のリストラが競争力向上のため、企業経営を再構築することだと考えれば、企業の経済的合理性から見ても、雇用責任を容易に放棄するのは得策ではないかもしないと、雇用保障の軽視に警鐘を鳴らす。企業組織の変更、分社化の実施、事業分野の見直しについては、企業競争力の強化につながる可能性は強いものの、雇用拡大をもたらす効果は6~8年の期間内では確認されていないと、有効な効果があるかどうかには疑問を呈す。企業倒産による雇用喪失について、98年の企業倒産に伴う従業員被害者数は、77年に比べて少なく84年を若干上回る程度であるにもかかわらず、84年に比べて98年は非自発的離職による失業者が急増していることから、近年の失業者急増の背景には企業倒産の増大とともに雇用を拡大する企業が減少しているという構造的な問題が潜んでいる可能性を指摘。これを解決することが日本経済の緊急課題であると述べる、上記のように現在進行している雇用調整は企業競争力の向上や産業の高度化を図る上で避けられないとしても、離職に追いやられた労働者の損失を縮小するための対策は十分こうじられているだろうか、重要なのは雇用機会をどのようにして拡大していくかという視点ではないかとの問い合わせからワーク・シェアリングも雇用創出の1つの解決策として考え得ると提言する。最近のヨーロッパにおけるワーク・シェアリングを研究した文献によるとワーク・シェアリングは次の6つのタイプに分類される。

1. 適当たりの労働時間短縮による雇用創出
2. 一人分の仕事を二人で分けるジョブ・シェアリング
3. 高齢者の労働時間短縮による部分引退
4. フルタイムからパートタイムに振り替えることによって雇用を増やそうとする施策
5. 連続有給休暇時の代替要員としての雇用拡大
6. 看護・介護・育児休業取得中の代替要員の採用。

こうした施策に加えてワーク・シェアリングをどのような視点で検討するのかを考慮しなければならない。つまり緊急避難的対策なのかそれとも中長期的視点、すなわち働きかたや暮らしのものを見なおしをも

合わせた対策とするのか、ということである。ワークシェアリング導入に影響するのは何かについてはワークシェアリングではなくレイオフが普及したアメリカを引き合いに出しながら、政府の支援、失業給付制度、失業保険料率によって左右されると考察する。近年ではアメリカでも能力開発の観点からワークシェアリングによる雇用維持を行うべきではないかという指摘があるという。ワークシェアリングの具体例としてフランスとオランダが挙げられる。次に一般労働者とパートタイム労働者、それぞれの労働時間の削減が雇用量にどのような影響を与えるかをモデル分析し、ワークシェアリングは雇用を増やすかが試算される。それによると賃金がどのように扱われるかによって、ワークシェアリングの効果は大きく異なるという。日本では人口の減少が予想されており、雇用機会の増大とともに、年齢や性にとらわれず誰もが働く環境を整備することが重要なテーマになってくる。こうした状況を踏まえ、著者は単に労働時間短縮を実現しただけでなく、関連する諸制度を一齊に見なおしたことにより、家庭における男女の役割分担にも変化をもたらした、つまり暮らしを含めて見直したオランダから学ぶべきことは多いと述べる。ワークシェアリングは労働時間と雇用量、所得のウェル・バランスを図るものであることを重視し、実施にむけて給与体系そのものを含めて検討していく必要がある。つまりワークシェアリングは緊急避難的なものではなく、中長期的視点で議論されるべきなのかもしれないと提言する。

評者は、ここで著者が最近日本で失業率改善の切り札のように脚光を浴びているワークシェアリングについて触れていることに注目したい。同章で「リストラクチャリング」の本来の意味と「リストラ」の効果を冷静に述べ雇用責任を放棄することへの一考を促しているのと同様に、ワークシェアリングについても、それが雇用維持のための緊急手段としてのみ捉えられ議論が積み重ねられつつあるこの時期に、著者が本来ワークシェアリングとは何なのか、何の為に実施するのかという問い合わせを投げかけ、中長期的視点の重要性を説いたことは非常に有意義だと思う。著者は暮らし方の構造にまで変革をもたらしたとしてオランダ型ワークシェアリングを評価する。評者もパートタイマーの待遇をフルタイマーと均等になるように見直し、結果的に社会構造の変革に至ったことは評価する。雇用形態による待遇格差が大きく、ますます拡大傾向にある日本では参考にすべき点である。ただし、著者の言う通りオランダにおいて「男女の役割分担の見直しが進んだ」(p.96) のは事実として、それが十分かというと、まだそうとはいえないのではないか。諸制度を見直し、均等待遇を法制化したにもかかわらず「1.5稼ぎモデル」のパートを担うのは圧倒的に女性であり、男女の所得格差はまだ大きい現実がある、という見方もできるのではないだろうか。フェミニズムの見地からはその点でオランダモデルへの評価が割れている事を付け加えたい²⁾。この点についての改善策が見つかれば、日本でワークシェアリング導入する際に大いに参考にすべきであろう。また、ワークシェアリングによる雇用への効果を雇用形態別にシミュレーションしているが、この分析でのパートタイム労働者は現時点での言うなれば「安い労働力」としてのそれを想定しているのであろうか。だとすればパートタイム労働者の増加によって雇用者数全体が増加するという結果が出たとしてもそれは「食べていけない労働者を増やすだけにはならないだろうか。時給890円のパート労働者が自分と子供2人が生活できるだけの最低賃金(月平均24万円)を稼ぐためには年間2700時間の労働時間が必要である。これは正社員が日差す労働時間1800時間をパートでりながら1100時間も超過しているという³⁾。

第3章では日本の雇用の特徴を次の9つの観点から述べる。(1)日本の雇用創出率、雇用喪失率(2)雇用機会はどこで創出され、喪失されているか。(3)社歴および企業の構成年齢においても「少子高齢化」現象。(4)近年の雇用喪失率の上昇と雇用創出率の低下。(5)産業別に見た転職に伴う経済的ロス(6)高賃金産業は労働生産性の高い産業か。(7)雇用変動の背景を分位ごとの時系列的推移から観察。(8)雇用変動の背景を性別に分位⁴⁾ごとの時系列的推移を観察(9)都市圏と地方圏の雇用変動。以上(1)~(9)員のファクト・ファインディングは経済の国際化や技術革新、少子高齢化、産業政策、雇用政策が密接に関連しているとする。

第4章では、企業のリストラクチャリングが進展する中、個人がどのように対応し、自己防衛しようとしているのかについて検討する。結果、企業の雇用保障、所得保障が後退するにつれ、企業と個人の関わりかた、企業と個人の役割分担に大きな変化が見受けられたとする。日本の所得格差については諸説ある

が、著者たちが実施した『消費生活に関するパネル調査』によると近年拡大する傾向にあるという。また消費行動については従来のラチェット効果⁵⁾が薄れ消費支出が大きく低下し景気回復の足を引っ張るようになつた。これは有配偶世帯について「恒常所得仮説」⁶⁾が成立している可能性があることを示す。だとすれば同じ所得でも変動所得の割合が高まると恒常所得の割合が高い場合よりも消費性向は下がらざるを得ない。この観点からすると、成果主義給与は個人の、非正規労働者の増加傾向は社会的に変動所得の比率を高めることになる。また、消費拡大のための所得減税は長期にわたり実施されなければ有効な刺激策にはならないし、景気回復政策として住宅ローン金利を引き下げ、住宅購入を促進し総需要を拡大しても効果は短期におわり、長期的にはローン返済のために消費需要が削減、総需要も抑制される可能性がある。一方、未婚女性の消費支出の拡大には変動所得の上昇が影響し、親の年収が下がると子どもの消費支出が削減される分析する。おもに女性の就業行動について賃金率が与える効果については、正規従業員と同じ賃金率が支払われならば非正規従業員であっても継続就業する人は増えると分析。よって就業形態や職種による継続就業率の違いは供給者側のというよりも需要側の要因、あるいは企業の提示する雇用条件の違いに負うところが大きいと評価する。夫の所得が与える効果では、従来は夫の所得の一時的変動が妻(無業および既就業)の就業行動に有意な影響を与えていなかったが、近年、景気低迷が長期化し所得低下が続く人が増えるにつれ、妻の労働供給が促進され、雇用機会が減少しても労働化しつづけているとする。ただし特徴的なのは高学歴者のほうが再就業する人が少ないとあることである。また、高齢者とともに若年者の労働力率が景気後退により大きく低下しているのは有配偶女性の動きと対照的であり家計における母親と子どもの稼得に対する役割、責任の変化を表わしている。企業における能力開発は全般的な底上げ教育から選抜教育へと変化している。このように企業は自己責任を強める傾向に対して、個人は時間的、経済的制約からこうした変化に対応しきれていない。このため企業が労働者の自己責任を追及していく上では、仕事の進め方や時間のやりくりについても自己選択を拡大していくと同時に、成果を十分処遇に反映させていく必要があると提言する。このような変化のなか、企業と一定の距離を置こうとする人が増加し、どの年齢層でも企業より仕事、知識、能力を選びたいと考える人が増えている。著者が委員を勤めた人事労務研究会は1985年・86年、および1998年の労働者調査の結果を比較し、男性労働者の就業意識の変化について検討している。そして仕事や職場に対してはむしろ満足している人が増加している、とくに中高年で家庭に帰属する現象が起こっていると分析している。

第5章において著者は、日本の転職コスト(転職によって生じる生涯所得の低下)が高いことが産業構造の転換や経済の効率化、規制改革の推進を阻害する根源だと語られるが、実際にそんなに高いのかと疑問を投げかける。また、どのような経験の人の転職コストが高くあるいは低いのかを見ることは企業における雇用保障が薄れてきている現在、労働者自ら自己防衛する方法を考える上で重要な示唆となると述べる。実際に転職した人について賃金に変化を追跡調査した結果では経済的損失が発生しているわけではなく、むしろ経済的向上が期待されるからこそ自発的転職を決意したものと思われる。ただし中高年の会社都合退職は転職コストが大きく、賃金面では高学歴者に高負担であることがわかった。一方、自発的、非自発的離職者とも専門的技術的職業の転職コストは、他の職種に比べて相対的に小さいことがわかった。これは他職種に比べ職務内容が相対的に明確にされており企業の違いを超えて標準化されやすいためである。日本では従来、職場における専門職の地位は必ずしも高くなく、むしろジェネラリストが求められ、人々もそれをを目指してきた。しかし以上の結果から、今日このような働きかたを目指すことは高い転職コストを伴うことを覚悟せざるを得ないと分析する。企業側もスペシャリスト開発の必要性を認識していることも見逃せない。政策的にも雇用過剰と人材不足の並存といったミスマッチを緩和することが必要であり、そのためには年金のポータビリティ化で退職金による長期勤続者の優遇税制といった制度上の問題を解決すると同時に、職務の明確化、標準化で企業の枠を超えて通用する職業特種的技能開発を推進する必要があると提言する。また職務の明確化、標準化は一般的な職業においても転職コスト引き下げに有効であると述べる。なぜなら職務が明確でなければ年功処遇をやめ、業績に基づく処遇を行おうとしても業績評

価ができないからである。職務の明確化は時代の流れが求める不可避なものとなっているのである。

第6章では経済のグローバル化が雇用に与える影響について分析する。各国経済の結びつきは輸出人(すなわち財の国境を超えた移動)による関連から、最近では資本、さらには人の移動を伴って連鎖を強めるようになった。その結果互いの影響の程度は質・量ともに拡大した。国際的連鎖は単に賃金や雇用水準のみの影響に留まらず国内の法律(例えば労働基準のあり方)にも影響を及ぼす。国内労働者の保護を目的とした規制が逆に労働者の雇用の場を奪うという皮肉な結果を回避するためには、高度な技術を身につけた非競争的な生産者となるか、各國が国際的に連携し、労働者の保護基準を設ける必要がある。もはや国内の事情だけを考慮した諸政策は有効性を失ってしまうと述べる。

貿易と国内雇用の関係を分析した結果、現在、雇用不安が高まっているひとつの原因には、外需に大きく依存する雇用構造の体質にあるといえると指摘する。貿易と賃金構造の関係を分析した結果、国際競争にさらされている産業と政府規制で競争が抑制されてきた産業とでは、製品市場においては競合しなくても労働市場においては競争関係にあるため、若者の就職人気は後後に集まることがわかった。また、生産者価格(特に貿易財産業の製品価格)と消費者価格に大きな乖離があった場合、国際競争に直面している企業は実質賃金を割高に感じ、労働者は生活の豊かさを感じられないで、生産物市場における競争状態に大きな差がある限り、労働市場においても国民生活においても大きなゆがみが発生することになると指摘する。対外直接投資と国内雇用量の関係の分析では、海外へ企業が進出し、そこで成功を収めると、生産がそちらへシフトし、国内雇用にはマイナスの影響があるよう思えるが、必ずしもそうではないことがわかった。外資系企業の増加と国内雇用量の関係の分析では特に外資系企業の増大は雇用創出といった数量的な面だけでなく、人材確保や女性社員の活用などから日本企業の人事制度の見直しといった質的な側面においても影響を及ぼしていることが特筆される。つまり、外資系企業では職務が明確で給与などの待遇で自己責任を追求する制度となっている一方、労働時間や休暇においては自己選択を尊重する企業風土があり、これらが男女に関わりなく働く土壤を作り出していることは今後日本企業にとっても参考にすべきであると述べる。

ここで評者のコメントを付したい。国際的な連携による労働者保護の活動は法や人権の見地からILOを中心に行なわれているが日本の労働者のおかれている状況は「グローバルスタンダード」にはほど遠い⁷⁾。第6章では労働者保護が「グローバルスタンダード」に向かう必要性が経済的側面から説かれている。(p.244) 日本の労働環境、とりわけ長時間労働が国際的に注目を浴び、その改善が経済のグローバル化を生き残るために必要だとされれば、財界・政府も真剣に取り組まざるを得ないだろう。その意味で著者のアプローチは大きな影響力を持つのではないだろうか。またこの章では、労働組合が従業員総数に与える影響について言及している点が注目される。「労働組合の存在が正規従業員の雇用の安定には寄与しているものの、非正規従業員を含めた全体の雇用者数を増やす効果は確認できない」(p.298)と述べ、労働組合が一部の労働者の雇用を守るあまり、その機能を失ってきた現実を、データをもって明らかにしている。これからますます自己責任を追求されるであろう労働者にとって拠り所となるはずの労働組合の体質改善が求められよう。

第7章では情報通信技術の発展が雇用量と人々の働き方に与える影響をFA化とOA化に分けて分析する。著者は、IT技術の発展により日本経済がどこまで成長できるかは、少子高齢化の急速な進展を考えると、労働需要の拡大と同時に労働供給の拡大をどこまで可能にするかが重要なポイントとなってくると述べる。つまり、IT技術の進展は就業に対する、地理的、時間的な制約を緩め、労働力人口を拡大する可能性を持っているのであるので、企業が就業に対する拘束性を緩和し、これまであきらめていた人々をどの程度就業可能にできるかは、もっぱら企業における雇用管理の柔軟性とその運用の如何にかかっていると指摘する。そして就業規制を緩め、かつ効率のよい働きかたが可能な状況を作っていくことは少子高齢化時代の日本企業の大きな課題であると述べる。また、日本の現状をアメリカに比べ、日本での情報関連技術の普及は遅れて今のところおり、雇用、および社会に及ぼしている影響は限定的であり、

メリットが経済全体に浸透してきたとはいえない状況であると分析、これを社会変革の起爆剤として利用するためには、新技術活用のメリットを個人、特定分野だけでなく、社会全体に波及させると同時に既得権益を失う人たちの抵抗を和らげる必要があり、そのためには情報教育の普及、新技術により削減された労働者の雇用の受け皿作り、などが必要であると提言する。これまでこうした労働者の再配置を企業内部で行ってきたが、いまでは限界が生じつつありいかに外部労働市場を整理し、転職コストを引き下げることができるか、また、技術の発展を国民の福祉向上につなげていくためにはどのような具体策が必要かを考える必要があると述べる。

さて評者は、本章において著者が述べるとおりIT技術の進展に労働供給拡大の可能性があることに疑義を挟む余地はないと考える。よって著者には、新しい就労形態でありながら企業に雇用されたテレワーカーと請負、とくに女性に多い在宅ワーカーの間に従来の格差問題（賃金、待遇など）がすでに持ち込まれている現実にもう少し踏み込んでほしかった。ここに「これまで働くことをあきらめてきた人々の就業をどの程度可能にするか」（p.329）という問い合わせがあるのではないかと思われる。

第8章ではまず、少子高齢化の進展で何が問われているかを再確認する。そして、早晚、人手不足が予想されるが、労働力率⁸¹は各企業における雇用管理のあり方にもっとも影響されやすいので、企業は性、年齢にとらわれず、誰もが能力と意欲を行かせる環境を提供するよう努力するであろうと予測する。しかし、国際化の進展や技術革新に対する経済政策、企業の対応如何によっては、労働力人口も減少する一方、労働需要も削減される縮小経済も想定しなければならないと指摘する。著者は60歳前半の雇用促進のため政府が講ずるべき具体策案を挙げるが、どの施策を選択するかは高齢者だけでなく、若年、女性の雇用、日本人全体の働きかた、暮らしに大きな影響を与えるので十分な検討が必要であると述べる。また、定年制の意味と問題点を踏まえながら、高齢化社会にむけて、いかにすれば高齢者の就業可能性が高まるかを考察する。これは単に、年功制を廃止し給与制度を見直すだけでなく、日本社会における能力活用のありかた、日本人の働きかたが問われるのだと指摘する。著者は、職務を明確化したキャリア形成は高齢者になってからも就業に有利でありまた企業にとっても能力の活用、競争力の向上につながるのだと分析する。そのためには職務を明確にし個々人が仕事を選択できる制度に切り替え、運用の工夫を凝らさなければならぬと追記する。ただし、日本人高齢者の就業意欲の高さは所与のものではなく、企業の給与体系や年金制度、資産状況などにより変化するものであると受け止めなければならないと指摘、高齢者が高い就業意欲を持ちつづけるためには、単に数量的に雇用機会を増やすばかりではなく、質的な側面にも配慮し、働きやすい環境を整える必要があると提言する。一方、若年者について就職の際は仕事を重視する若者が増えている一方ですぐに退職するのは、ひとつの理由として若者が明確な職業意識を持っていて多くの企業がこれに応えられないでいるからと分析し、根柢として人材育成に努めている企業では若者の離職率は上がっていないと述べる。そして、ここには企業リストラが進展する中、日本社会が抱える問題が凝縮していると指摘する。さらに日本では雇用保障を強く求められるため新卒者の就職や中高齢者の再就職を難しくしているのではないかと指摘する。とくにその傾向は大企業、中高齢化が進展している企業ほど顕著だと述べる。よって全体の需要が拡大しないと、新卒者の採用は増えないし、定年延長などにより高齢者の雇用が拡大されるとますます若者の雇用機会は奪われると懸念する。ヨーロッパの経験から、新規開業率の引き上げによる採用の拡大といった対策がうまくいかない限り少子高齢化社会による労働力人口減少でも日本は無条件に入手不足とはならない状況にあると予測する。

本章において秀逸なのは、著者が日本の現在の高齢者の就労意欲の高さは今後の環境によって変わり得ると述べ、現時点での高齢者をみて労働環境の見直しを先送りすることに警鐘を鳴らしていることである。高齢者の高い就労意欲の維持という側面から職務の明確化、働きやすい環境の整備を唱えることは、それが一部の労働者のためではないと受け止めうる切り口となるのではないだろうか。ヨーロッパでは世代交代による雇用機会の再分配を行ってきたが、高齢化社会の進展により政策転換されつつある。高齢化が先進国中最速で進む日本では高齢者の活躍が欠かせないはずである。また、若者の離職率の上昇についても

「近頃の若者気質」で片付けるのではなく、企業の魅力、雇用保障の強化、雇用政策の側面から客観的に検証し、この問題が一部の問題ではないと認識させるのに成功している。

第9章では日本の雇用政策の特徴とその推移を再確認し、第1章から第8章までの現状分析を踏まえ、ヨーロッパの経験を参考にしながら、どのような雇用政策が今求められ、また時代を先取りする雇用政策とはいかにるべきかを述べる。日本の雇用政策は従来、政府が労働者本人を直接支援するというよりも企業を通じて完全雇用をめざしてきた。企業の果たす役割が大きかったといえる。しかし、企業が労働者の自己責任を追求する動きが日立つようになり、政策的にも個人を直接支援する対策が必要になると思われると述べる。ヨーロッパでは1970年代になるとマクロの有効需要政策の限界や事後的、受動的政策(生活保護や失業保険の給付)のモラルハザードに懸念を示すようになり、構造的失業問題解消のための「積極的労働市場政策」に関心が集まるようになった。よって公共事業費に代わって積極的労働市場政策のための政府支出が拡大したとの分析結果を示す。現在の日本では企業の雇用保障だけを頼るわけにいかず、転職を余儀なくされる労働者が増加することを考えると、70年代ヨーロッパと同じ状況に至っていると指摘する。その上で日本政府がいま行うべき雇用政策とは雇用のセーフティ・ネットを構築することであるとする。

個人が雇用不安を社会変革の起爆剤にするためには、個人が新しいものに挑戦できる社会環境を用意しなければならない。まず自己責任をとれるようにするために個人が自己選択できる企業環境、社会環境を整える必要がある(社会インフラの整備)。そのためには企業、行政のサポートが不可欠である。ヨーロッパではこれまでの政策運営の反省にたち“welfare to work”を合言葉に政策転換が図られている。日本でもこの経験を生かし、国民の立場に立った政策運営が望まれると述べる。著者は企業の役割として、(a)社員への情報開示、(b)人員を削減する場合の退職金の上乗せと再就職支援、(c)職務の明確化と自己選択・キャリア権の保障を挙げ、政府の役割は、大別してA.雇用機会の創出、B.ミスマッチの解消(転職コストの引き下げ)、C.セーフティ・ネットの拡充(所得保障)、D.労働市場のルールの整備と機能の強化(自己責任をとれる社会環境の整備)の4分野、14の具体案を挙げている。

本章に提示された政策の具体案についても若干のコメントを付したい。まず「(b)規制改革による雇用創出」については不要な規制を緩和することが雇用機会の拡大としても、その例として公的保育所を真っ先に挙げるにはより一層の注意深さが必要だったのではないか。保育所の場合、真のサービスの受け手は子どもであり親のニーズに応えられればそれでいいというわけではない。「子どもの発育上、望ましいかどうか」と言う視点は市場化のなかで機能しうるのだろうか。またケア労働は、市場によって容易に代替されないという指摘もある⁹⁾。次に「(j)ワークシェアリングによる働き方・暮らし方の構造改革の推進」において家計¹⁰⁾が自己責任をとれる状況を作っていくなければならない、と述べるが夫婦で稼得し家庭責任を分担するというスタイルが多くなるにせよ、それを主流派として政策や社会保障制度を創るのは、従来の「男性一人稼ぎと専業主婦」モデルを政策により国民の生活様式として一般化させ、それ以外のものを不利にしてきたのと同じ過程をたどるのではないだろうか。筆者は家計を夫婦で形成するものと想定して提言しているのだろうか。だとするならば、「個人が自己責任をとることのできる社会基盤を政労使が力を合わせ、いち早く作り上げていく必要がある(p.468)」という著者の最終結論と微妙なズレが生じる。家計ではなく個人が自己責任をとれるようなシステム、すなわち賃金体系、社会保障制度、そして税制が必要である。様々なライフスタイルに中立な政策でなければ多様性を活力につなげる社会にならないのではないだろうか。最後に「(i)均衡賃金の保障」について、著者の趣旨を表わすなら、「均等¹¹⁾賃金の保障ではないか、という疑問を持った。日本における正社員とパートの賃金格差は「拘束性や責任の違いがある」ことを配慮して「均衡」に配分された結果ではないのか。

III

以上の内容を大きく分類すると第1章から第8章において多角度から日本の経済、労働市場の現況を実証分析した上で今後の見とおしを提示し、それらを踏まえた上で第9章で具体的な提言という形をとっている。

全体を通して印象的なのはデータの使い方である。統計で割り出された労働者像というのは全体像を表わすようでいて実はそれが実態かといえば疑問が残る。著者はそれを実像として分析することを避け、公表された政府統計や国際比較データに加え著者たちが長年蓄積してきた調査結果や経済学の蓄積を使って日本経済の抱える雇用問題、失業問題の本質により踏み込んだ力作である。またこれまで経済の動向を分析する上であまり重要視されてこなかったためか企業行動や家計行動の時系列的変化を追跡調査したデータ(パネルデータ)が利用できず明らかにされていないことが多いという問題も著者たちが十年以上にわたって追跡調査した家計や企業のパネルデータを敢えて使用することにより労働者や企業の実像に迫ることに成功し、そのことが目先にとらわれないかつ現実的な提言を導き出している。

ただし、分析の対象、データにジェンダーバイアスがあるように思われる個所がある。特に第4章の世帯の構成についての言及が常に「夫とそれに付随する妻(有職、無職にかかわらず)」を前提にしていると読み取れる点、未婚者がすなわち若い・女性と結び付けられている点、また第7章にある情報関連技術者の職種別雇用者数の推移を示すグラフ(p.330 図7-6)にはっきりと職種選択のジェンダーバイアスが現れているにもかかわらずそこには特段の配慮もなく、給与体系の分析を行なっている点である。しかしこれらは著者の、というより従来の経済学のスタンスやデータ収集の基本姿勢が反映されたものであろう。「フェミニスト経済学」¹²⁾が生まれる所以でもある。

また、経済全体における主張の妥当性を追求するため客観性を重視した結果、時折現実感に乏しい言及が見られる。例えば労働者調査の結果、雇用不安が高まる中でもむしろ仕事や職場に対して「満足度が高まっている人が増えている」と述べる。(p.188)意外な結果である。「生き残った」人を調査した結果なのだろうか。実際リストラの現場にいた評者としては実感の沸かない調査結果である。このような評者の感想も著者に言わせれば「個々人の日常体験から得た思いが強く現れ、政策もそれに引っ張られやすい。しかし人々の体験は、自分の置かれた立場によって異なる。(はしがき)となるのだろうか。また有料職業紹介のネガティブ・リスト化について、それが「失業期間短縮を狙った側面があるとしても、誰がそれを強く要求したか、その時の経済状況がどうであったのか、その結果労働市場がどのような状態になったのかを考慮すれば、「労働者が転職せざるをえなくなつても失業期間がなるべく短くてすむような対策」(p.417)というような優等生的な言い方はできないはずである。先出の「労働者意識調査」分析とともに客観に徹するあまり、現実から遠ざかってしまったのではないかと思わされた一文である。

IV

先述のとおり、「経済学は本当に進歩しているのか」という素朴な疑問を受け、返す言葉に窮した著者が自らの仕事を整理し、失業などの問題に経済学から有効な処方箋を描こうとしたのが本書である。評者は率直にこれを力作だと評価したい。例えば客観的データを用いて現状分析したうえで提言する著者の手法には説得力がある。著者が導き出した日本の失業問題に対する処方箋は女性が働きやすい社会の条件としてフェミニストたちが度々主張してきたものと重なる部分が数多くあるが¹³⁾、それらは往々にして社会全体の問題としては捉えられなかつたり、あるいはアレルギーをもって耳を貸しさえされなかつるものもある。「労働者」といっても立場、状況は様々であり利害も絡む。それでもやはり社会全体の問題として捉えられるようにするためには、客観的なデータを用い冷靜に説得することが必要なとの示唆を得た。また各章において国際比較の観点が取り入れられている。このことにより日本の特徴、問題を一層

鮮明にすることに成功している。著者は、国際比較を用いる理由をはしがきでこう述べている。「各国の特徴を洗い出そうとすると、どうしても国による違いに目を奪われやすい。……ほかの国の経験を活かすには、現在の各国の特徴を明らかにするよりもそれぞれの国における変化の方向性に注目したほうがよい場合が多い。そこでは相違点とともに共通点が浮かび上がってくる。」この一文はこれから修士論文を執筆する評者にとって重要な指標となるであろう。

〔注〕

- 1) 企業にとって雇用過剰のない最適な雇用量に達するまでのスピード (p.54)
- 2) 竹信三恵子『ワークシェアリングの実像 雇用の分配か分断か』(2002年 岩波書店)
- 3) 朝日新聞シンポジウム「ワークシェアリングは働きやすい社会を可能にするか」(2002年5月24日)
中野麻美氏の発言より
- 4) 旧労働省『賃金構造基本調査』を用いて男子40～44歳の年間給与を基準に、全33産業を4つの賃金階層に分けたもの。(p.141)
- 5) 景気悪化時にも家計の消費支出は所得の低下ほど減少せず、消費性向が上昇して総需要の下振れを緩和する“歯止め効果”(p.167)
- 6) 1年だけ所得が低下しても消費支出は大きく削減されることはなく、結果として消費性向は上昇。しかし、その低下が恒常化してくると、将来所得に対する期待が変わり、消費支出も削減されるようになる。(p.168)
- 7) 日本は基本的な労働条件である労働時間・休暇条約を批准していない。また安全衛生関連では1970年から1980年にかけて成立した条約にほとんど批准していない。(ILO条約の批准を進める会編『国際労働基準で日本を変える』1998年 大月書店)
- 8) 労働力人口=各年齢層における人口×該当する労働率 (p.361)
- 9) 『経済学とジェンダー』 p.47
- 10) 家計：一家の生活維持を目的とする家政経済。(『広辞苑 第三版』岩波書店)
- 11) 均衡：2つ以上の物・事の間にたりあいがとれていること
均等：平等で差のこと。(『広辞苑 第三版』岩波書店)
- 12) 90年代に登場したフェミニスト経済学は、それ自体単一ものではないが第一にジェンダーによる差別、抑圧と、それに経済学的基盤が存在することを認める、第二にその問題を経済学内部の問題として分析する、第三にその過程で、経済学が前提してきたことを問い合わせし、根本的再考を促がす、という共有の認識を持つ。(山村亮「合理的経済「男」を超えて—フェミニスト経済学とアマルティア・センー」久場嬉子編『経済学とジェンダー』(2002))
- 13) 例えば川東英子「日本資本主義と女子労働」(竹中恵美子編『女子労働論』第2章 昭和58年 有斐閣選書)

新しいルールはどこにあるのか——コメント

木下さんの執筆予定修士論文のテーマは「ワークシェアリング」である。その問題意識は、女性が一労働者として働き続けられる社会環境を追求するところから発している。

昨今、失業問題の深刻化から「ワークシェアリング」が注目されているが、単純な雇用創出のためにワークシェアが行われたり、企業側の一方的な雇用調整として行われるなど、「ワークシェアリング」という

言葉が独り歩きし、その立場によって都合よく用いられる傾向がある。

もともと「ワークシェアリング」は、雇用・失業という問題に深くかかわっている。ここで取り上げられた書は、この雇用問題・失業問題を、経済のグローバル化やIT化、少子高齢化などを含めて、多角的に検討することによってその実態・本質を明らかにしようとするものである。まさに「ワークシェアリング」研究の基礎作業というべき分析が展開されている。

「ワークシェアリング」は企業の見地からのみなされるものではない。また木下さんが熟知し、さらに追究すべき点であるが、望ましい「ワークシェアリング」には、保険制度やパート労働法の見直しなど、法整備や社会環境を含めた構造改革、政労使の協力が必要になってくる。中でも労働者個人の「暮らし方」と「働き方」を人間的に統合した視点が最重要であろう。その意味で木下さんの当初からの問題意識である仕事と家庭生活の調和ないしジェンダーの視点は、今後とも重要なポイントになると考える。

鈴木 美南子

イヴァン・イリッチの脱「開発」の提起をいま一度考える

— Ivan Illich, 'Peace is a Way of Life', "Resurgence"
No.88 September/October 1981 を中心に —

平井 朗

(邦訳書籍) 「暴力としての開発」大西仁訳、『暴力と平和』

坂本義和編、朝日新聞社、1982.2

「平和とは人間の生き方」、『シャドウ・ワーク』

玉野井芳郎・栗原彬訳、岩波書店、1982.9

「平和の根源的意味を考える」、『人類の希望』

イリイチ・フォーラム編、新評論、1981.5

「『平和』と『開発』を切り離せ」

河合伸訳、『朝日ジャーナル』1981.2.27、朝日新聞社

はじめに

イヴァン・イリッチ¹⁾といえば1971年の*Deschooling Society*, (『脱学校の社会』東京創元社、1977)以来、*Energy and Equity*, 1974 (『エネルギーと公正』晶文社、1979)、*Medical Nemesis*, 1976 (『脱病院化社会—医療の限界』晶文社、1979)、*Disabling Professions*, 1977 (『専門家時代の幻想』新評論、1984)などの著作を通して「産業的に制度化された市場社会の生産と生活の様式に基づかれた異常な科学技術の進歩」(玉野井芳郎『シャドウ・ワーク』解説)に問題を見出し、「schooling (学校化)」「acceleration (加速化)」「medicalization (医療化)」と、そのような「市場を媒介に産業的な制度化をひたすら推進する「専門家の権力」(professional powers)」のシステムを批判してきた。

60年代後半から政治や社会のあり方をラジカルに問う運動が、欧米や日本など工業国家諸国で同時的に高まった。全共闘運動など学生の闘い、またベトナム戦争を背景とする沖縄の軍事化強化に反対する沖縄返還闘争の高揚など反戦・政治の闘いが高揚した時期であったが、一方で水俣など深刻な公害問題の多発と反対闘争の激化、さらにジェンダー論に至るフェミニズム運動の高まり、のような人類の存在、人のあり方そのものを根源的に問う運動が同時多発的に進行していた。このような時代を背景として、日本でもイリッチの産業化(近代化)社会批判が大いに注目を集めた。1980年12月、来日したイリッチは一ヶ月余りの滞在中に各地で講演を行い、聴衆にさらに大きな衝撃を与えた²⁾。

しかし80年代後半以降、主としてフェミニズムの側からのイリッチのジェンダー論批判が展開され、彼の名の輝きも次第に色あせていった。21世紀を迎えた現在、イリッチの名前が日本で聞かれる機会は非常に少なく、その著作も一部のものが教育界や医療の世界で読み継がれてはいるものの、彼の思想が日本に紹介された当時に比べれば、それが論壇の思潮に与える影響も格段に減少したようである。とはいえ、イリッチが批判した産業化社会は、ソ連邦の崩壊と冷戦の終結から一段と力を増した経済のグローバル化=資本主義世界システムへの統合の道をひた走っている。開発主義がますます根強く、「経済開発=進歩・発展(はなはだしくは平和)と捉える考え方³⁾」が蔓延っている現在、「開発」と「平和」の関係を初めて明言した「Peace is a Way of Life」を中心に、所収する『シャドウ・ワーク』等の著作をあらためて書評し、イリッチの問題提起の今日的意義を見極めたい。

1. 「開発」と「平和」を切り離せ、とは

1980年12月、横浜において国際平和研究学会(IPRA)などが主催し、南北両方を含めた世界各地の平和研究者を集め、アジア平和研究国際会議が行われた。「会議の主題は『軍事化と軍縮』『低開発と既成開発戦略に代わる道』『価値観の変革と新たな文化的アイデンティティの創造』という三つの大きな柱からなっていたが、その主眼は、直接的・構造的暴力を克服する平和の条件を、世界的視野に立ちつつ、アジアに焦点をしぼって究明することにあった⁴⁾」

本稿のテキストは、その会議のために用意された6人の基調報告のなかの一つである。イリッチは、後に『シャドウ・ワーク⁵⁾』として編纂される「シャドウ・ワーク」「ヴァナキュラーの価値」「民衆による科学」等の論文を携えて來たが、これらの中に示された「開発」「ヴァナキュラーな領域」「サブシステム」「シャドウ・ワーク」「ジェンダー」などへのイリッチの祝座がコンパクトに語られている。70年代の第三世界「開発」下で南北格差がかえって増大する中、従来の「開発」理論への様々な批判が論じられた1980年前後、まさに時宜を得た講演だったと考えられる。結果として、日本国内で4種の翻訳が三つの出版社から出版されるほど、高い支持を得たのである。

刊行された順序に沿って各テキストを紹介する。最初に公刊されたのは河合伸訳「『平和』と『開発』を切り離せ」(『朝日ジャーナル』1981年2月所収)である。横浜の講演と同内容の講演を沖縄で行ったものの記録が「平和の根源的意味を考える」(『人類の希望』1981年5月所収)である。これらの講演をのちに部分的に改稿して、英國の隔月刊誌“Resurgence”(1981年9-10月88号)に発表した‘Peace is a Way of Life’を基に『朝日ジャーナル』の訳を参考し大西仁氏が翻訳したのが「暴力としての開発」(『暴力と平和』1982年2月所収)、やはり“Resurgence”所収論文を基に玉野井芳郎氏が翻訳したものが「平和とは人間の生き方」(『シャドウ・ワーク』1982年9月所収)である。

今回は、イリッチ本人が筆を入れた改訂版であることをもって“Resurgence”版の‘Peace is a Way of Life’を基本テキストとする。しかしこれが横浜、沖縄での講演と大きく異なるのは、末尾の結語の部分である。イリッチが「民衆の平和」に対峙するとする「パックス・エコノミカ」に対する挑戦に関する表現、特にその挑戦の主体と方法、誰がどのように挑戦するのかの記述が“Resurgence”では削愛されている。この点に関して邦訳各テキストを比較すると、『朝日ジャーナル』『暴力と平和』『シャドウ・ワーク』の各書は、“Resurgence”で削愛されている部分を講演に従って復活し、他方『人類の希望』は“Resurgence”とはほぼ全く同じ内容・末尾である。

またイリッチの英文原稿には、イリッチ独特の特殊な用語が多く、訳者によって相当な表現のばらつきがある。例えば people's peace の訳が『暴力と平和』『シャドウ・ワーク』の「民衆の平和」、『人類の希望』の「ビーブルの平和」、『朝日ジャーナル』の「大衆の平和」といった違いである。また、全般的に『人類の希望』『シャドウ・ワーク』の訳はほぼ“Resurgence”的原文に忠実な表現即ち直訳調で、時として日本語として理解し難い場合があるのでに対して、『朝日ジャーナル』『暴力と平和』の訳は相当な意訳が行なわれている。

次にこの論文(講演)の概要は以下の通りである。尚、“Resurgence”掲載の原文には節ごとのタイトルがなく、構成の流れを掴むのに不便であるので「平和の根源的意味を考える」(『人類の希望』所収)の節の分け方を参照した。

イリッチは先ず導入として、平和という言葉は時代、文化圏によって異なる意味を持つと述べ、更に各文化圏の周縁部(=民衆)の平和は「開発」によって失われたと述べる。

(1) 平和の多様な意味

イリッチは平和の多様性を、いわゆる文化圏よりさらに狭い地域、共通する文化をもった共同体に依拠するもの、即ち「平和は話し言葉と同様にヴァナキュラー⁶⁾なもの」と指摘する。戦争は文化を单一化さ

せ、平和はそれぞれの文化をそれぞれに花咲かせる。

だから平和は輸出できない。平和の輸出とは戦争だ。平和と平和研究は、その民族－人類学的現実に基づかなくてはならない。

(2) 戦争の歴史を越えて

かつて領主たちの戦争はサブシステム⁷⁾文化 (subsistence cultures) の存続に依拠し、民衆の平和が継続することによってこそ継続できたので、戦争は平和を全面的に破壊できなかった。しかしその事実は見落とされ、歴史は往々にして戦争の物語として語られた。民衆の文化の新しい歴史も、貧しい者の平和よりもむしろ暴力に焦点を置きがち。

戦争の物語より「はるかに多様な平和の歴史」への渴望がある。

(3) 経済のパワー（権力、勢力、さらに国家）の均衡である平和

中世以降の欧州の歴史で「経済の稀少性の前提」の拡大が民衆の平和を追いやった。

経済のパワー間の均衡＝「パックス・エコノミカ」が平和の意味を独占し、世界的に受け入れられた最初の「平和」となった。私（イリッタ）は「パックス・エコノミカ」の反対であり補足物でもある民衆の平和とを比較対照したい。

(4) 現代のパックス・エコノミカの出現

1949年1月10日、トルーマンのポイント・フォー計画で「開発」の新しい意味が誕生した。「開発」は民衆、国家、経済戦略に言及できるようになった。

「開発」理論は二つの波、東西両陣営それぞれの「開発」主義の奔流となった。両者とも経済成長を重視、生産と消費への依存を増加させ、世界中への「開発」の普及を競った。

(5) 開発と平和の連結

「平和」は「開発」によって実現されると考えられるようになった。「開発」に反対する者は、ガンジーですら「平和」の敵とされた。「開発」と結びついた「平和」が台頭。

しかし70年代になって「開発」による環境への暴力的侵略は、「パックス・エコノミカ」によって覆い隠されたサブシステムへの暴力であることが明らかになった。つまり「開発」とは暴力であり、平和研究の主要な課題である。

(6) サブシステムに対する戦争

「開発」によってサブシステム志向の文化の領域から、ゼロサムゲームの経済領域が「離床」し、一つの経済システムへ統合される。「開発」はサブシステム活動を捨てさせ、ゼロサムゲームへの参加を強いる「パックス・エコノミカ」を押し付ける。

過去に戻ることを提唱するのではないが、ヨーロッパ中世に「パックス・エコノミカ」に対立する民衆の平和を見ることができる。ヨーロッパの中世の終わり頃から「パックス・エコノミカ」はその暴力的な形を呈したのだ。

(7) 中世の平和

12世紀に平和とは領主たちの停戦ではなく、むしろその戦争を支えるために必要な貧民のサブシステムを戦争の暴力から守ること、「領域の平和」を意味した。

このサブシステム志向の平和の意味は、ルネッサンスと共に失われた。

(8) パックス・エコノミカの暴力

国民国家の台頭によって、サブシステムそのものがいわゆる平和的侵略の犠牲になった。即ち、サブシステムはサービスと財による市場拡大の餌食となり、「新しい平和」は多様な地域性、多様な文化、多様な環境を持った共同体を破壊して、人々を均一な「ホモ・エコノミクス」へ変えた。その暴力は以下の三点である。

- ① 制度依存・商品依存による人々の無力化
- ② 環境の資源化・商品化

(9) 〈男と女〉と平和（シャドウ・ワーク⁸⁾）

③ 男女間の全面戦争

産業化以前の社会では、サブシステムに関するすべての仕事がジェンダーによって割り振られ、男女が競合することなく「大人になる」文化であった。

「パックス・エコノミカ」の下での産業的労働（ペイド、アンペイドとも）はジェンダーレスである。しかし、高賃金の労働には先ず男がつき、女は残された低賃金労働か無給（アンペイド）のシャドウ・ワークにつくことを強いられる。

「労働のこの中性化の結果として、開発は必然的に両性間の新種の戦争を促進します」

(10) 平和と開発とを切り離す

「パックス・エコノミカ」はゼロサムゲームのルールに従えない者は「平和の敵」として追放または「教育」する。環境と労働（稀少性）の奪い合いのゲーム。「開発」とはこのゼロサムゲームを拡大することである。

しかし「パックス・エコノミカ」にも若干の肯定的価値がある。産業革命以降の工業製品は以前の農産品の市場とは異なる市場で流通せざるを得ないし、経済のパワー間の平和は、少なくとも古代の領主間の平和と同程度に重要である。

エリート平和の独占への挑戦の定式化が、今日の平和研究の最も基本的な責務なのだ。

“Resurgence”的英文テキストはここが文末となっているが、講演ではこの後に件の「パックス・エコノミカ」に対する挑戦の主体と方法、誰がどのように挑戦するのかが記述される。また講演では、「パックス・エコノミカの若干の肯定的価値」を異なった表現で述べている。この部分は短いが重要な意味を含んでいるので後述（最終節）する。

2. 平和とは何か

語るべき平和とは一体何なのか、“Peace is a Way of Life”的初めの部分でイリッチは、「パックス・ロマーナ」が平和の概念を侵略し統一していった西欧と、多様な平和観を言語に内包する極東とを対置させつつ、文化による平和の相違と歴史的変遷を語り、平和研究が「パックス」に因われる危険について紙数を割いて述べている。平和はそれぞれの文化が独自の方法で花咲く状態であるのに対して、戦争は文化をよく似させてしまう。だから平和は輸出できないどころか平和の輸出とは戦争であると強調する。

イリッチは、平和を民族・文化・歴史に基づかない「抽象観念」とするなら、平和を現実化することはできないと言う。しかし、それ故に、平和とは何か、何を実現することが平和の実現なのか。イリッチは定義しない。文化の画一化である戦争から多様な平和への渴望を語るのみである。イリッチは「平和」や「民衆」を学界で定義されるようなものとしてではなく、「中央から流れる画一的文化の一方的享受をやめて、それに代わるもうひとつの自分たちの地域文化を具体的に対置させてゆく運動」、「少数者の、無限の可能性をもつさまざまな形の非暴力の運動⁹⁾」が80年当時の原発反対運動のように「ヨーロッパをはじめ

め世界の多くの地域でうねるように起きていること」の中に現実化するべきものと考えたのではないか。「民衆の平和」の民衆とは抽象的な「民衆」ではなく、地域の文化を扱い、独自性のある平和を作りだす地域の住民、そこにダイナミックに生きる民衆を指すのである。

皮肉なことに、平和から文化的・歴史的コンポーネントが取り除かれ、稀少性の原則の下での経済のパワー間の均衡といったものに変えられてしまったことが平和研究を学問として成り立たせた。換言すればヨーロッパゲームのプレイヤー間の均衡——「パックス・エコノミカ」が新しい「平和」となってしまった。この「パックス・エコノミカ」と民衆の平和とは正反対に対立かつ補完し合うものであるという。

ヨーロッパ中世史を専門の一つとするイリッチは、この「パックス・エコノミカ」の成立をヨーロッパ中世の終り頃であると主張する。中世までの社会では、領主間の戦争ですら領民たちのサブシステムに依存していた。平和とは、人々がサブシステムを得る水、牧草地、森、家畜へのアクセスを守ることだったが、このサブシステム志向の平和はルネッサンス到来と共に失われた。以降、講演の5パラグラフが英文テキストでは1パラグラフに要約されているため、中世の後突然、国民国家創設の時代へ話題が飛んでいるが、要するに、資本主義の発生と共に登場したまったく新しい平和と暴力¹⁰⁾が語られている。本来ヴァナキュラーであったはずの活動は次第に市場価値に交換されるようになり、サブシステムそのものが市場拡大の餌食となったのだ。

結局、新しい平和、「パックス・エコノミカ」とは経済のパワー（権力、勢力）間の均衡、即ち現代の国民国家間の平和=国際平和である。まさにグローバリゼーションの進展する現在、そこでは稀少性の原則に基づく市場経済という価値観にすべての人間が一元化されることが強制されている。イリッチがヴァナキュラーという言葉を使って主張している「民衆の平和」とは、地域や地域の文化に根ざした民衆が「パックス・エコノミカ」から取り返そうとしているサブシステム志向の地域の平和をいうのである。

3. 「開発」と環境

1949年1月10日、トルーマン合衆国大統領は年頭教書演説で「ポイント・フォー・計画」を発表した。この時、現在我々が使用する意味での「開発 (development)」という言葉がこの世界に初めて登場した。「開発」は東西冷戦を背景に「低開発」地域の共産化を阻止し、「米国民間資本が米国の技術の力で世界の植民地地域の非帝国主義的企業に投資する¹¹⁾」意図で始められた。

イリッチは西暦800年から1200年の間、ヨーロッパにおいて生きるために必要不可欠な母なる教会という至上の組織・制度が広まり、「異教徒」という概念が作り上げられたという。「異教徒」とはインサイダーがその中に引き込まなくてはならないアウトサイダーであり、5回ないし6回の変異の末、現在に至るとする。第一にローマ人にとての異邦人が異教徒とみなされ、第二にヨーロッパ中にキリスト教が広まった8世紀には、イスラム教を信じるものは非キリスト教徒、不信心者と呼ばれ、ヨーロッパはこれらの不信心者を改宗させる権利と義務を持っていた。第三に14世紀には未開の人間という空想が生まれ、第四に「土着民」という言葉がこれにとて代わった。「土着民」は「異教徒」の四代目で「土着民」は漸次、文明のレベルまで引き上げなくてはならないという考え方がある。そしてさらに1949年に「土着民」は新しい名称を持った。土着でありながらインサイダーになりたい——低開発 (under developed) の状態にある地域の人という概念で、トルーマンがこの新しい言葉を世に送り出した。この考え方から出發して、人間には実体がない、故に媒介を通して精神的な恵みを受ける必要性がある。しかも世界中で共通で、平等なものでなくてはならないという思想に発展した。それが稀少性の歴史へと導いていった。稀少性という考えが作り上げられたという¹²⁾。「開発」は民衆のサブシステム志向の活動や文化を破壊し、人々を市場に依存せざるを得ない状態に貶める。一つの経済システムへの統合、「パックス・エコノミカ」の拡大である。

当時の東西両陣営に共通して「開発」は「経済成長を中心とする平和 (パックス・エコノミカ)」に結び

ついた（近代主義に裏打ちされたパラダイムもしくは）「教義」として世界に布教¹³⁾すべきものであり、「開発」に反対する者は例えガンジーであっても「平和の敵」とされた。したがって異議申し立ては非常に困難であると思われたが、1970年代に入って、それまで単に「開発のための資源」と考えられてきた環境が破壊されたために、「パックス・エコノミカ」とそれを拡大する「開発」が人々のサブシステム、生存そのものに対する暴力であることが突然表面化したのである。

イリッチ自身は日本のイリッチ研究者と異なり構造的暴力という言葉は使わない。しかし「パックス・エコノミカ」を、民衆の文化への暴力、共有地（コモンズ）～環境への暴力、女性たちへの暴力の三種の暴力を保障するものであると主張している。

イリッチの「開発」に対する根底的な批判はアジア平和研究国際会議に於いても真剣に受け止められた。しかし半面、「アジアの途上国で実際の平和運動にもたずさわっている平和研究者の中からは、イリッチ氏の報告に対して強い反発が寄せられた¹⁴⁾」という。イリッチは現在の「開発途上地域」にまだ残る互酬的な人間と人間の、また自然と人間の関係を保つために「開発」という外からの干渉を排除し、平和な状態に置いておくことを主張したが、飢餓と貧困からの脱出を望む人々の「内発的開発」をも否定するのか、もしそうとしても「開発」に代わるべき具体策を何ら提示していないという反問である。

イリッチは質問に対して沈黙を守った。大西仁は、イリッチがそれはアジアの人々が自發的努力によって見つけるべきで、そこで答えることも一種の「暴力」であると考え、また現実に行われている多くの活動の中に既に望ましい営みを見出していたのではないかと推測している。しかし『脱学校の社会』においてイリッチは、「開発」は「貧困の近代化¹⁵⁾」を作りだすものであっても、貧困を解決するものではないと主張している。つまり例えばラミスのように「経済発展は貧困の差をなくすことではなくて、貧困を利益がとれる形に作り直す、『貧困の合理化』なのです」、「貧富の差は経済活動で直るものではない。…政治活動、つまり、議論して政策を決め、それをなくすように社会や経済の構造を変えなければならない¹⁶⁾」と答えることもできたのではないか。しかしながらおも多くの人々が「私たちは貧乏にならなければならぬのか、これは新しい禁欲主義なのか¹⁷⁾」と不安を感じている。

「パックス・エコノミカ」は、民衆のサブシステム能力を経済のゼロサムゲームに適さないものとして奪い取り（生産手段＝土地を「奪い込み」で奪い）、生産を増加し、あらゆる財やサービスを市場に依存しなければ生きられない（貧労働で収入を得るしかない）消費者に貶めた。過度の商品の集約が社会の永続性を破壊することに対してイリッチは人々が「プラグを抜く（unplugging）¹⁸⁾」ことを主張している。南も北も関係なく、市場に掠め取られたサブシステムを「享楽主義」をもって取り戻すこと¹⁹⁾と共に、現在の「グリーン電力」のような商品の集約度の低い²⁰⁾ ライフスタイル（生産力増強への協力を拒否するし、消費（の権利）自体も放棄する）が、20年前のイリッチによって見事に具体的に捉えられていたことに驚かされる。

「パックス・エコノミカ」の環境への暴力。それは民衆がサブシステムのために利用してきた共用地、環境を「奪い込み」、「稀少な資源」として利用するために民衆のアクセスを排除するという「開発」を行った。「コンヴィヴィアリティのための道具²¹⁾」でイリッチは30年前に今日の地球環境問題の登場を的確に予見している。第三章 *Multiple Balance*（多元的な均衡）では、*Biological Degradation*（生物学的退化の脅威）として、人口問題、エネルギー問題など環境危機を定式化し、さらに、新技術を開発したものによって社会環境そのものをその技術なしには生きていけないように歪曲する暴力である *Radical Monopoly*（根源的独占）の脅威と、次々登場する新製品を持たない人間は社会的地位が低いと思わせる *Obsolescence*（廃用化）の脅威を示し、さらにこれらのために入間社会は消費水準格差が権力の格差を生む *Polarization*（分極化）の脅威に直面し、「貧困の近代化」が起っているという卓見が示されているのがその根拠である。短期間にマイナーチェンジされる新製品を次々に消費することが経済発展であり、人間の幸福だとした高度経済成長の破綻は地球環境危機によって決定的に明らかになったのだが、第一次石油ショックの起った1973年既にイリッチがこの貧困の近代化を体系的に予見していたことは驚嘆に値

する。

4. ヴァナキュラー、ジェンダー、シャドウ・ワーク

イリッチの著作を大きく特徴付け、また理解を困難にもさせているのは、彼のヨーロッパ中世史の研究成果に基づく「ヴァナキュラー」、「ジェンダー」のような独特な用語である。これらの言葉は単なる難解な用語(term)ではなく、イリッチ思想の根幹をなしている。一方で、それ故にさまざまな批判を招いているのも事実である。イリッチは民衆の平和を語るとき、「パックス・エコノミカ」が確立する前の中世の平和について多くの言を費やす。もちろんイリッチ自身は、本テキストに於いても過去への回帰を支持するのではなく、「パックス・エコノミカ」と民衆の平和の対立を例証するために過去を考察するのであり、また存在しないユートピアを夢想する社会科学理論より過去を探求するのだと主張している。しかしそれでもなお、「中世の領主間の血なまぐさい戦争ですら、環境の使用化価値を守ったとイリッチが主張するとき、兵士として、または徵発、収奪、犠牲の対象になっていた中世民衆の生命と、環境の使用化価値の重点のおき方が逆転しているのではないか²²⁾」のように、イリッチが中世を余りに理想化しているという数多くの批判がなされた。

例えば、イリッチの描くヴァナキュラーな社会、「産業化以前の社会が、女たちにとって今より生きやすい社会であったとは思えないし、また男女が平等であったとも思えない。自然と伝統とに支配され、女たちは(女たちだけがというわけではないが)、重労働と飢えと貧困と、共同体による規範の強制とに、苦しめられていたにちがいない。現代産業社会におけるのとは異なる仕方で、前産業社会における女たちは、それぞれに抑圧されていた²³⁾」という批判がある。これを進歩主義、近代主義であると反批判するのは簡単であるが、やはりイリッチの中で、中世においてももちろん存在していた家父長制、奴隸制のような「社会関係の垂直性の視点は後退している²⁴⁾」のではないか。

さらにイリッチによれば、産業化社会の成立と共に労働の中性化が起り、ジェンダー²⁵⁾が破壊されてセクシズムが始まったという。萩原弘子はこの労働中性化論を、女が男より低賃金である論理的説明ができないことを中心に批判²⁶⁾する。中世には、それぞれのジェンダーによって割り振られた、どちらが上でも下でもないサブシステムを維持する仕事をこなして平和のうちに過ごしていたはずの男女が、「ジェンダーレスな」「中性的な」「中立的な」労働を前にして男が上位に立ち、女がハンディキャップを負わされることによって両性間の不毛な戦争が起ったというのだが、そもそもなぜ「男が上位に立ち、女がハンディキャップを負わされる」ようになったのか、その理由についてイリッチの説明はない。

イリッチは「プラグを抜く」生活スタイルを提唱している。そして性差別の克服は経済的縮小という代価を払う以外にない、と断言する。しかし「彼の思想には理想はあるが、日本の現実からは余りに遠い。なぜなら男女の実質的平等さえ実現できない日本社会が、どうして自ら経済縮小への道を選択するだろうか²⁷⁾」「両性間の経済的平等をめざせない社会は、本質的に経済縮小もめざせない社会であることを、雇傭平等法の今日的な問題を通して改めて思い知らされている²⁸⁾」という運動の現場の苦渋に対してイリッチはどう答えるのだろうか。

イリッチは女が家庭に囲い込まれ、シャドウ・ワークに従事することは、貧労働が成立するために必要な性的アバリストヘイトであったと言う。進歩主義者が言うところの因習や家父長の支配に隸属させられる農村共同体からの人間の解放も、実は市場に向っての解放、競争原理への隸属に過ぎないと考えるのだ。一方で、人間を消費者に貶める「パックス・エコノミカ」ではさまざまな生産を増大させる私的な消費もシャドウ・ワークであり、このような市場依存に根底的に対抗する生活価値がヴァナキュラーな価値なのだ。

やはり、イリッチの言う「ヴァナキュラーな価値」は中世のような生活に戻ることの中にあるではなく、宇沢弘文との対談でイリッチが述べているように現実の産業社会の中で「unplugging(プラグを抜く)」—

ドロップ・アウト（落ちこぼれる）ではなく一進歩しつつ、「アンプラグする」²⁹⁾こと、便利さや快適さと共に薬漬け石油漬けになっている生活を内側から乗り越えること、「快」を増やすことに埋没している自分自身を相対的に捉えなおすことの主張なのではないだろうか。

おわりに

本稿第1節の末尾で述べた、テキストによる結論部分の違いであるが、講演では、(a) パックス・エコノミカに対する挑戦は、過去への回帰やユートピアへの飛躍を意味するものではなく、「開発」の暴力を相殺する平和と、新しいバランスを作りだす枠組みを捜し求めることであるとされる。さらに(b)「産業革命はすでに現実のものであり、ボールベアリングも発電機もコンピューターのマイクロ処理装置も、われわれには必要なものである…(後略)³⁰⁾」として、現代のテクノロジーやそれを産み出す仕組みであるパックス・エコノミカも、現代民衆のサブシステムに役立てられ、サブシステム志向の生活の平等な希求を保証する側面があると述べている。恐らくイリッチはここで『コンヴィヴィアリティのための道具 Tools for Conviviality (後述)』を主張したかったのであろう。同書でイリッチは、科学技術そのものを否定するのではなく、その「相反する二つの利用の仕方」を認識せよと述べているのである。

しかし英文テキスト（‘Resurgence’）においては、(a) の部分が完全に削除され、(b) の部分は「パックス・エコノミカにも若干の肯定的価値がなくもないことをしぶしぶ認めることはできます—自転車が発明されました、その部品は胡椒が以前売買された市場とは異なる市場で流通されねばなりません。そして経済のパワー間の平和（評者註：パックス・エコノミカ）は、少なくとも古代の領主間の平和と同程度には重要です」と同じ部分の叙述がまったく異なって簡略化されている。講演での表現と比べると、テクノロジーそのものに対しても極めて否定的な印象を受けるし、それまでの文脈と合せるとイリッチの主張が脱「開発」、脱産業化社会にとどまらず、反近代主義、復古主義の文脈に偏って受け取られてしまう可能性が高いだろう。日本から帰った後、イリッチが何故このような改訂を行ったのか、それは不明である。しかしイリッチの本意は「今日の平和とは何か。私達のような、物はより少ない方がいいと考えている人間は、技術をより価値のある方法で用いることを主張したい。経済成長というひとつのケイキを平等に分け合うのが、権利の平等だという考え方の、まったく逆なのです³¹⁾」という本人の言葉に明らかなのではないだろうか。

最後のバラグラフ即ち、パックス・エコノミカに挑戦する主体は、このパックスに耐え切れないまでに苦しめられた人びと、新しいサブシステムの増大以外にはもはや希望がない人びとであると述べた部分は英文テキストで削除されている。ここでは、それぞれの共同社会の平和の主張はそれぞれの社会独自のやり方で明示されるべき、とも明言されているのだが、会議の席上でのアジアからの批判発言を受けて、おそらく出版時に少ない語数ゆえの誤解を避けるためだったのではないだろうか。

ちなみに頃末なことながら、岩波版『シャドウ・ワーク』の玉野井訳「平和は人間の生き方」では、イリッチから送られてきた“Resurgence”掲載の英文原稿に講演末尾の部分を足したといいながら、復活されたのは上記の最終バラグラフだけで、パックス・エコノミカに対する挑戦の意味、及び現代テクノロジーとサブシステムについて述べた部分は英文テキストのままに置かれていることを追記しておく。

実際本稿の執筆を始めた時点では、イリッチを批判的に再評価するといいつつも、評者は相当に懷疑的であった。確かに世界で最も早い時期にイリッチが「開発」が「平和」に結びついた「パックス・エコノミカ」による暴力を指摘したことは知っていたが、その後のフェミニストを中心とした批判を知ったことや、テキストの難解さから、やや後ろに引いていたことは否めない。

しかし、ここまで論考で明らかのように、イリッチの主張は発表された時点でもしろ20年、30年早過ぎたのかもしれないといえる。公害問題が漸く世間の関心を集め始めた1973年に既に地球環境危機を指摘した『コンヴィヴィアリティのための道具』だが、一方で「世界初のパーソナルコンピュータともい

われる“SOL”（ソル）…を開発したことで知られるリー・フェルゼンシュタイン³²⁾）らに強い影響を与え、『コンヴィヴィアリティのための道具』を現実化するためにパーソナルコンピュータが作られたとも言われる。イリッチは同書のまえがきで「科学上の発見は少なくとも二つの相反する利用の仕方があることを認識するだけでいいのだ。一つのやり方は、機能の専門化と価値の制度化と権力の集中をもたらし、人々を官僚制と機械の付属物に変えてしまう。もう一つのやり方は、それぞれの人間の能力と管理と自発性の範囲を拡大する。そしてその範囲は、他の個人の同じ範囲での機能と自由の要求によってのみ制限されるのだ³³⁾」と述べ、「産業文明が生み出したさまざまな“道具”が、その用いられたによって二つの相反する結果を、人々に与えると言っている³⁴⁾」のである。

操作者と依存者、生産者と消費者、専門家と市民を分離し、制度化する“操作的な道具（制度化された科学技術）”と、それらに対抗し、それらを解体する“コンヴィヴィアルな道具（民衆の、市民の科学技術）”というテクノロジーの二面性。イリッチ自身、1973年にパソコンやインターネットの現在の可能性を見ていた訳ではないだろうが、「制度化され、人々を操作する道具として用いられている」科学技術と、「学校という装置によってふるいわけられた少数の知識エリートたちが専門家として君臨³⁵⁾」する産業社会を変質させるコンヴィヴィアルな道具という明確な視座が既にあったのだ。つまり、テクノロジーそのものは単なる道具であり、それを「パックス・エコノミカ」支配の道具に留めるのか、逆にそれを解体する道具とするのかは、「それを使いこなすわれわれの課題である³⁶⁾」。

イリッチの思想は産業社会をその中から乗り越える、人間の自律の思想として受け止められるべきものである。しかし現実の不平等に対する女性の鬱いとは距離があるようだ。女性や第三世界の人々の抑圧の上に、あくなき経済拡大と車両拡張をもくろんでいるような産業社会体制下で「女性が人間という概念を捨てて、ジェンダーのある女として存在したいと考えたとしても、それは男性と女性が究極的には平等であると考えること以上に幻想であるに違いない³⁷⁾」という疑問にイリッチはどう応えるのか。女性の人権要求を容認し得ない社会が「ヴァナキュラーなジェンダー」を容認することはあり得ないのではないか。結局のところイリッチの著作を読んでも、現実社会で抑圧されている女性たちを如何に解放するのかという具体的な道筋が見え難いために、読者が「ヴァナキュラー」のような言葉や中世の共同体イメージの迷宮に囚われ混乱してしまうのだ。いまこそイリッチの思想を深化させ、解放への道筋を明示するという課題が残されているともいえるだろう。

「私は歴史家として、現在、私たちがどこに立っているのか、という重要な問題ができるだけはっきりさせたいと考えているのです³⁸⁾」というイリッチは、一方で、自らアナキストといい、若き日は反ナチのレジスタンス活動、現在は反核、反遺伝子工学の活動に加わり、この40年間以上メキシコに拠点を置き、第三世界の人びとの未来に心をくだき続けている活動家でもある。「あなたが官僚的で機械的な産業社会にラディカルな批判をくわえるとき、ことはまったく圧倒的であるために、結論としては絶望だという読者が多いのではないか」というラミスの問い合わせに「人々にあるのは希望だけだ。だから僕は過去を学んでいる。…(略)…というのも僕は、我々が必然だと必要、務めだと思っている事柄が、実際にはどれほどはかないものを、他の人たちに分って貰いたいからだ」とイリッチは答えた³⁹⁾。

イヴァン・イリッチは、読めば読むほど多義的な解釈の深みにはまり、かつ常に新しい発見を与えてくれる先進の思想家なのである。

〔注〕

1) イヴァン・イリッチ (Ivan Illich 1926 ~)

* 名前の日本語表記を「イリッチ」とするか「イリイチ」とするかについて諸説があるが、本稿では单になるべく原音に近づけるという意味で「イヴァン・イリッチ」と表記する。尚、本脚注

の引用元である「イリイチ日本で語る 人類の希望」新評論、1981.5では「イバン・イリイチ」と表記している。

1926年、オーストリア・ウィーン生まれ。30年代にイタリアに移り、フローレンスの大学で自然科学を学び、ローマのグレゴリアン大学で神学と哲学の修士、ザルツブルク大学で歴史の学位を得た。哲学と語学(10数か国語ができる)の才能を認められて、ヴァチカンの専門部に入るが、それを辞してニューヨークのアイルランド系移民の小教区(ペルトリコ人地区でもある)の助任司祭となる。

1956年、ペルトリコのカトリック大学の副学長となるが、深刻な教育問題にぶつかり辞職、一時ニューヨークに戻るが、その後メキシコのクエルナバカに移住した。そこで彼は、メンデス・アルセオ司教の協力を得て1961年「国際文化形成センター(CIF)」を創設。1967年に「国際文化資料センター(CIDOC)」に改組、アメリカ合衆国を盟主とする「進歩のための同盟」とヴァチカンのラテン・アメリカ政策を批判するが、1968年にヴァチカンによって宗教裁判に近い訊問をうけ、僧職を離れる。CIDOCは1976年4月に閉鎖され…(『人類の希望』)

※ 80年代からは、メキシコ、米国、ドイツを行き来する生活を続けている。現在はペンシルヴァニア州立大学客員教授(科学技術社会の哲学)の他、ブレーメン大学などで教職。(ペンシルヴァニア州立大学哲学科ウェブサイト中「イヴァン・イリッチのプロフィール」ページ <http://philosophy.la.psu.edu/illich/profile.html> より抜粋翻訳)

- 2) 「発展」に依拠した経済協定は戦争を必然的にネガに含むものであって、民衆文化の平和とは根底から異なる、と歴史を自ら語りながらダイナミックに展開、会場はあっけにとられた。誰一人考えたこともない、まったく固有の思想がファンダメンタルに明示されたためである。(山本哲士「イリイチ思想の新しい地平」「技術と人間」1981年2月号、65頁)
- 3) 郭洋春「冷戦構造の本質と世界経済」横山正樹・涌井秀行共編『ポスト冷戦とアジア』中央経済社、1996年、3頁
- 4) 坂本義和「まえがき」坂本義和編『暴力と平和』朝日新聞社、1982年、v頁。同書は、アジア平和研究国際会議の全貌を記録したものである。
- 5) 同書の日本語版のみの冒頭に、本テキストの講演が「平和とは人間の生き方」として所収。

- 6) 「【ラテン語「家で生まれた奴隸」の意から】(形容詞) 1. <言葉が>その国[地方、土地]の…(略)… 2. <建築・工芸など>その土地特有の、…(略)… (名詞) 自国語、土地言葉、…」『新英和中辞典(第5版)』研究社、1995年
イリッチは「ヴァナキュラー」というのは、“根づいていること”と“居住”を意味するインドーゲルマン語系のことばに由来する。ラテン語としてのvernaculumは、家で育て、家で紡いだ、自家産、自家製のもののすべてにかんして使用されたのであり、交換形式によって入手したものと対立する(「ヴァナキュラーな価値」『シャドウ・ワーク』岩波書店、1982年、118頁)と自立的、非市場的立場を表す「交換という考えに動機づけられない場合の人間活動を示す簡単で率直なことば」として使用している。
- 7) 「(名詞) 1. (收入・食糧不足の時の) 生存 2. (ぎりぎりの) 生活、生計」『新英和中辞典(第5版)』研究社、1995年
イリッチの師事したカール・ボランニーが、地域コミュニティの人間社会から市場経済として離床(disembed)した経済を、社会の中へ再び埋め込む(reembed)理念として使用した言葉である。イリッチは、市場経済に依存する生活に対して、自然環境に依存する民衆の自律協働的な生活をサブシステムスという。サブシステムスが英語の用法から「ぎりぎりの生存、貧困」と誤解されることを嫌ったイリッチは「公的選択の三つの次元」ではヴァナキュラーの使用を提倡したが、この論文

- だけでは「ヴァナキュラーな価値」も読者の熟知が期待できないと、論文「シャドウ・ワーク」では「サブシステム」に固執した。賃労働、シャドウ・ワークの対立概念である。
- 8) 支払われない労働(unpaid work)である。ただしサブシステム活動としてのアンペイドワークではなく、賃労働を補完するアンペイドワークのこと。大部分の家事労働をはじめ、押し付けられた試験勉強や消費のストレスまで、人間生活のサブシステムを奪い、産業－消費経済を支えるものであり、またそれがあることが(賃労働の)賃金が支払われてゆく条件でもある。
 - 9) 土野井芳郎「民衆が創造する平和」イリイチ・フォーラム編『人類の希望』新評論、1981年、139頁
 - 10) イリッチは人間の暮らしが「サブシステムの経済」から「稀少性の経済」へと転換する過程を問題にする。「私は特に二つの時代に興味をもっています。12世紀の半ばと19世紀前半です。そしてこの二つの時代において、「稀少性」がどういうものであったか、という疑問に取り組むならば、経済学の根拠を解明する手がかりになるかもしれないと思っているのです。…(中略)…19世紀…『これが必要だから、作ろうとか、しようとか、手に入れよう』というのではなく『他人がこれを欲しがっているから、私も欲しい』という様に変容した。同じものを願望することにより、願望の対象になったものには稀少価値が発生する。この発見は私にとっても驚きでした」イヴァン・イリッチ、宇沢弘文対談「プラグを抜く」「世界」1981年4月号、148頁
 - 11) 郭洋春「冷戦構造の本質と世界経済」横山正樹・涌井秀行共編『ポスト冷戦とアジア』中央経済社、1996年、4頁
 - 12) イヴァン・イリッチ、宇沢弘文対談「プラグを抜く」「世界」1981年4月号、148頁
 - 13) 「トルーマンはポイント・フォーの下で外国へ送った専門家を『技術宣教師』(technical missionaries)と呼んだ」C. Douglas Lummis, "Development is Anti-Democratic", 'Kasalinlan', Vol.6, No.3, 1st Quarter 1991, p.43
 - 14) 会議のやり取りの経緯は、大西仁「平和研究に対する新しい課題」『朝日ジャーナル』1981年2月27日号、29頁による。
 - 15) イヴァン・イリッチ『脱学校の社会』東京創元社、1977年、16頁
 - 16) C・ダグラス・ラミス『経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか』平凡社、2000年、122－124頁
 - 17) 同上書、142頁
 - 18) イヴァン・イリッチ、宇沢弘文対談「プラグを抜く」「世界」1981年4月号、149頁
「この人は、シカゴの小さなコミュニティに属し、その屋根の上には風車がついていて、これで発電が行われていました。ところが、次第に、電器の回路に、電力をフィードバックするようになり、あるとき、逆方向に送電が起こりました。電力会社はこの問題を法廷で争い『逆方向に送電する権利はない』と主張しました。…(中略)…友人は次のように主張しました。『私は、生産と消費からプラグを抜く。私は生産を拒否する。私はできる限り、消費(する権利)を放棄する。エコロジカルな理想からではなく、享楽主義からそうするのである。生産と消費を分離するのではなく、今していることが直ちに生活に役立った方が、人生がより満ち足りたものになるから!』」
 - 19) これはラミスの「対抗発展(counter-development)」は禁欲主義でなく、本当の意味(消費による快楽主義でなく、本来の文化をつくる楽しみ)の快楽主義であるという主張に受け継がれている。
 - 20) 18)と同書、149頁。イリッチは「商品の集約度」という言葉を使ってサブシステムと比較しようと試みました。社会における商品の集約度がある程度を越えると、永続性のある社会を破壊するようになります。これを避けるには、後退するより他にありません」として、「商品の集約」と「人間生活の自立と自存」を対比している。
 - 21) Ivan Illich "Tools for Conviviality", Calder Boyars, 1973 ここでは、ペンシルヴァニア州

- 立大学哲学科ウェブサイト中のイリッヂ全テキスト・アーカイヴから。
<http://philosophy.la.psu.edu/illich/tools/intro.html> p.48-73 (Accessed on Aug. 11, 2002) 邦訳は『コンヴィヴィアリティのための道具』日本エディタースクール出版部、1989年
- 22) 菊地昌典「書評『人類の希望』」「エコノミスト」毎日新聞社、1981年7月28日号
 - 23) 井上輝子「イリイチ女性論への疑問」「婦人問題懇話会会報」1984年6月、40号、57頁
 - 24) 富寺卓「サブシステム志向の光と陰」2001年度日本平和学会春季研究大会・環境コミッショナ、2001年6月3日
 - 25) イリッヂは、(ヴァナキュラーな)ジェンダーが自然に具わっているものであるのに対して、性役割分業は産業社会の構造そのものであるとしている。
 - 26) 萩原弘子『解放への迷路—イヴァン・イリッヂとはなにものか』インパクト出版会、1988年、74--75頁
 - 27) 木下ユキエ「産業社会の女と男—シャドウワークの視角から—」「婦人問題懇話会会報」1984年6月、40号、62頁
 - 28) 若井文恵「イリイチのジェンダ-論のゆくえ」『婦人問題懇話会会報』1984年6月、40号、66頁
 - 29) イヴァン・イリッヂ、宇沢弘文対談「プラグを抜く」『世界』1981年4月号、149頁
 - 30) 講演テキストは、「『平和』と『開発』を切り離せ」の邦訳に依拠した。
 - 31) イヴァン・イリッヂ、宇沢弘文対談「プラグを抜く」『世界』1981年4月号、157頁
 - 32) 古瀬幸広・廣瀬克哉『インターネットが変える世界』岩波書店、1996年、6頁
 - 33) Ivan Illich "Tools for Conviviality", Calder Boyars, 1973 ここでは、ペンシルヴァニア州立大学哲学科ウェブサイト中のイリッヂ全テキスト・アーカイヴから。
<http://philosophy.la.psu.edu/illich/tools/intro.html> introduction xxiv (Accessed on Aug. 11, 2002)
 - 34) 古瀬幸広・廣瀬克哉『インターネットが変える世界』岩波書店、1996年、7頁
 - 35) 同上書、190頁
 - 36) 同上書、201頁
 - 37) 若井文恵「イリイチのジェンダー論のゆくえ」『婦人問題懇話会会報』1984年6月、40号、67頁
 - 38) イヴァン・イリッヂ、玉野井芳郎対談「現代産業文明への警告」「エコノミスト」1982年6月22日号、50頁
 - 39) イヴァン・イリッヂ、C・ダグラス・ラミス対談「イリイチ氏とは誰か」「世界」1987年3月号、205–206頁

[参考文献一覧]

欧文文献

- 1) Carl Mitcham, "Ivan Illich web site", <http://philosophy.la.psu.edu/illich/index.html>, the Department of Philosophy of the College of the Liberal Arts at Pennsylvania State University, (Accessed on Aug. 11, 2002)
- 2) C. Douglas Lummis, "Development is Anti-Democratic", 'Kasalinlan', University of the Philippines, Vol.6, No.3, 1st Quarter 1991

邦文文献

- 1) 山本哲士「イリイチ思想の新しい地平」「技術と人間」技術と人間社、1981年2月号

- 2) 郭洋春「冷戦構造の本質と世界経済」横山正樹・涌井秀行共編『バスト冷戦とアジア』中央経済社、1996年
- 3) イヴァン・イリッチ、宇沢弘文対談「プラグを抜く」「世界」岩波書店、1981年4月号
- 4) 大西仁「平和研究に対する新しい課題」「朝日ジャーナル」朝日新聞社、1981年2月27日号
- 5) イヴァン・イリッチ『脱学校の社会』東京創元社、1977年
- 6) C・ダグラス・ラミス『経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか』平凡社、2000年
- 7) 菊地昌典「書評『人類の希望!』『エコノミスト』毎日新聞社、1981年7月28日号
- 8) 片上輝子「イリイチ女性論への疑問」「婦人問題懇話会会報」婦人問題懇話会、1984年6月、40号
- 9) 宮寺卓「サブシステム志向の光と陰」2001年度日本平和学会春期研究大会・環境コミッショントークセッション、2001年6月3日
- 10) 萩原弘子「解放への迷路—イヴァン・イリッチとはなにものか」インパクト出版会、1988年
- 11) 広瀬幸広・廣瀬克哉『インターネットが変える世界』岩波書店、1996年
- 12) イヴァン・イリッチ、玉野井芳郎対談「現代産業文明への警告」「エコノミスト」毎日新聞社、1982年6月22日号
- 13) イヴァン・イリッチ、C・ダグラス・ラミス対談「イリイチ氏とは誰か」「世界」岩波書店、1987年3月号

イヴァン・イリッチの脱「開発」の提起をいま一度考える——コメント

開発の暴力性という論点を軸にイリッチの再評価を試みる意欲的な書評論文だ。1973年時点での環境危機定式化や開発による「貧困の近代化」の体系的予見が「驚嘆に値する」との指摘(第3節末尾)に同意する。

当時はストックホルム国連人間環境会議、ローマクラブ報告、シューマッハーの『スマールイズビューティフル』など、環境的限界から経済成長志向の見直し気運が上昇していた。イリッチはドゥーデンやペールホフらとの対話や共同作業にもとづく「シャドーワーク」論などを次々に発表した。

その後フェミニズム運動等から批判や反発を受け、80年代半ば以降ほとんど言及されなくなってしまった。これは「20年、30年早すぎた」(「おわりに」)からだけでなく、その衝撃性ゆえか、イリッチの思考を狭く孤立させた捉え方にも起因しているよう。

時代的コンテクストやその思考過程の共同性を十分ふまえたイリッチ再評価のさらなる深化と平和研究への活用を期待する。

横山正樹

抗日戦争の知られざる事実

望月有希子

(書籍) 仁木ふみ子 著 『無人区長城のホロコースト』
青木書店 1995年

I

今年は日本と中国が国交を回復してちょうど30年目の記念すべき年である。30年という月日のなかでいろいろな交流が行われ、両国の友好関係は深まったようにも思える。しかし、両国の中には未だ埋めることの出来ない、深い溝がある。近現代の歴史の中で起こった戦争という出来事である。

日清・日露戦争、第一次世界大戦を経て、1931年の満州事変から始まり1945年の敗戦まで続く日本の中国に対する侵略は、中国人たちに心身ともに大きな傷を負わせ、中国人たちの心のなかに後世まで刻み込まれた。しかし、日本では敗戦とともにその事実についての記憶は薄れ、遠い日の出来事となっていた。

1999年の読売新聞とギャラップ社による日中共同世論調査によれば、相手の国に対して思い浮かべるものとして、中国から日本に対しては抗日戦争が第1位で、侵略戦争と戦争に関連する事柄をあわせると50%以上を戦争のイメージが占めた。それに対し日本から中国に対しては抗日戦争のイメージは10%足らずであった¹⁾。

日本人の戦争責任の意識はまず、戦後サンフランシスコ平和条約に調印したときに日本はそれぞれの国との賠償問題は解決したと考え、中国に対しても戦後、国民党政権が請求権を放棄し、また1972年の日中國交回復時に中国共産党政権も賠償放棄したこと、決着がついたと思っていること、またそれ以外の戦争責任を対中経済援助という形で賠償しているという認識が強い。

しかし日本の対中経済援助について中国では知る人は少ない。そのような情報は中国では目にする機会が少ないのである。

本書には、熱河省(現在の河北省)の興隆県の人々の被った災難を彼らに代わって、日本人たちに伝えたいという著者の強い思いがあり、そして、私たち全員が過去を引き継がなければならない、問題は過去を克服することではない、あとになって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはいかないということが訴えられている。

三光作戦、無人区政策については先行研究として、姫田光義、陳平著の『もうひとつの三光作戦』²⁾があるが、本書は従来の研究が、魯家峪と馬蘭峪等、長城の南が主で、河北一円に行われた三光の跡を対象としているのに対し、北側にある人圈(人園、集家併村による集団部落)に注目している。また従来の研究が無人区に関しては元八路軍関係者の回想に依拠したものであったのに対し、八路軍が立ち去ったあの民衆はどうなったのか、ということを追及し、興隆県だけでも三十数ヶ所の部落を訪ね、100人を超える人々の話を聞いてまとめられた。それによって、被害を受けた人々から見た、無人区の実態を明らかにした。

私たち日本人は抗日戦争の侵略、虐殺、暴行の事実についてしっかりと認識がない。南京大虐殺のような有名な事件だけでなく、地名すらほとんどの日本人に知られていない興隆県で、日本軍が行った事実を知り、私たちが少しでも、中国人たちの味わった苦しみの声を聞くことにより、中国人たちが今もなお、なぜ抗日戦争に対して強くこだわりを持っているのかを知ることが出来るように思えた。その意味で私は今回この本を取り上げてみることにした。

著者は高校の教諭、日本職員組合婦人部長、中央執行委員を経て、現在は上海宋慶齡基金会理事、「関

東大震災の時殺された中国人労働者を悼む会」の世話をしている。主な著書には『関東大震災　中国人大虐殺』(岩波ブックレット)『震災下の中国人虐殺』(青木書店)『抗日戦争と一女性　宋慶齡の場合』(国民教育文化総合研究所ブックレット)などがある。

本書の構成は以下のとおりである。

序章　長城を行く

I　熱河というところ

II　興隆の悲劇

1. 興隆というところ
2. 橫河を行く——無人区はどうやってつくられたのか
3. 酒河を行く——大検挙
4. 潮河を行く——人園の生活
5. 小黃崖川を行く——無人区の生活
6. 橫河上流を行く——瘟病の状況
7. 黑河を行く——無人区と人園
8. 酒河東を行く——毒ガスと強姦
9. 溝河を行く——特務のこと
10. 車河を行く——最悪の地、謀略限りなく、細菌・毒ガス・風船爆弾
11. 寛城・灤平・赤城を行く

III　西南防衛委員会

1. 西南地区防衛司令部の設立
2. 若い兵士の死
3. 西南防衛委員会の成立と任務
4. 蔗清工作
5. 1943年の熱河の軍警配置
6. 保甲制度と協和会の役割
7. 治安法廷

IV　興隆の大検挙

1. 興隆県駐留の軍警の総数
2. 大検挙
3. 道路と電話網の整備
4. 東北への強制連行

V　検証　七三一部隊との関係

1. 特移扱
2. 生体解剖
3. 細菌の謀略
4. 毒ガスと風船爆弾

VI　西南防衛司令部の終焉

VII　撫寧戰犯管理所のこと

終章　興隆の悲劇を考える

次に各章の内容を紹介する。

I章では本書の舞台となる、長城の北側で現在は河北省である熱河省について紹介されている。

満州国内部では、反満抗日運動が展開され、関東軍は彼らを匪賊とよび討伐に奔走して、1933年2月頃までには…応東三省を制圧し、統いて熱河省を満州国に編入しようとしていた。しかし張学良は湯玉麟省主席と連絡を取り、熱河省を抗日の足場としていた。そのため日本は錦州から山海關にいたる細長い地域の安全確保をしようとして、熱河をどうしても満州国圏に入れ、長城を満州の西南の国境線とする必要があったことを解説している。

また1939年に設置された西南防衛委員会について、設置の目的として、匪民分離、八路軍と民衆の接触を絶つことであることが説明され、そのため熱河に対する治安肅清が行われたと分析している。

Ⅱ章では興隆県で被害にあった住民の話を紹介し、無人区政策、大検挙、強姦、人圈や無人区で日本軍に受けた悲惨な生活、細菌・毒ガス・風船爆弾による被害や伝染病の実態などについて明らかにしている。

無人区政策の目的は、この地域の抗日運動を消滅させ、満州国の西南国境線の安全を確保するとともに、北京周辺の防衛も確保し、華北一帯を南方へ拡大させた日本軍の戦線の大後方基地として、さらには対ソ連戦に備えての後方基地にすることであった。

その無人区政策の方法や実態について、住民から聞いた話は以下のようだ。

長城の南北30キロメートルの範囲を無人にするために、村人を住んでいる場所から移動させ、集家併村による集団部落に入れた。これを人圈とよんだ。

1939年、日本軍は人々を村から強制的に人圈に移住させようとした。そのため、村人がいなくなるまで何回も家に火をつけて焼き尽くし、食糧、衣服、家畜などすべてを奪った。ひどいところでは1年に3、4回も掃蕩に来た。しかし、人圈に移住させられても、村人は元の場所に戻り抵抗した。日本軍は言う事を聞かない人々には、ひどい暴力をふるい、殺害した。そうして人々を苦しめ、住めなくして、無人区を作った。

そして、日本軍は八路軍の摘発にも力を入れており、村人に訊問を行い答えなければ、ひどく暴力をふるい死に至らしめ、また八路軍でなくても、疑いが持たれる者はすべて殺害した。

人圈での生活は恐ろしいほど粗末なもので、住民の収穫は全部没収され、食料は配給として配られるが、住民の手に渡るのは僅かだった。布の配給は穀物の出荷量により決められたが、一家に1人分の服を作る布も足りない量だった。そのため冬になると寒さで病気になったり、凍傷になって死ぬ者も多数出た。住居は草でふいた簡単な物で、ひと部屋ぐらいの大きさの中に、3両席が住んだ。このような悪状況と心理的な圧迫のため、1943年には羊毛疔と呼ばれる疫病がはやり、嘔吐、高熱、体が痛い、無気力、食欲不振で、発病して1・2日で死亡したため、多くの死亡者が出了。またそれ以外では、風船爆弾、毒ガスなどを使い死に追いやったり、女性に対しては暴行を加え、そのあとで殺害したりした。人圈には、日本軍や警察の見張りがいて逃げ出せなかった。逃げればひどい体罰を受け、殺された。そのため、人々はこのように狭くて、食糧も衣服もないなかでの苦痛な生活に耐えた。

以上のような事柄について、より詳しい実態を、聞き取り調査から紹介している。

Ⅲ章では、1939年に設置され、匪民分離、八路軍と民衆の接触を絶つことが目的とし、熱河に対する治安肅清を行った西南防衛委員会について現存する文書資料から検証されている。ここで紹介されている主な事柄は以下のとおりだ。西南防衛委員会に先立って西南地区防衛司令部が作られたこと。1942年度の名簿、人員組織図などを利用して、日本側の軍、憲兵、行政、警察、鉄道警護隊などと、熱河省の代表、満州軍などから成る、数万人規模の大掛かりなものであった西南防衛委員会の組織の規模について。1941年10月に決定された西南地区肅清工作実施要綱について『満州国史』(満州国史編纂刊行会編)を利用して、肅清対象として青龍県、興隆県、撫平県に重点がおかれたこと、軍隊の配置、警察隊の編成、山海關から吉北川(実は、独石河)にいたる長城線500キロメートルの延長線内における無住禁作政策などの要綱内容。1943年の熱河の軍警配置について『偽満憲警統治』を利用して、関東軍、満州國軍、承德憲兵隊、満軍第五憲兵团、熱河の警察、錦州鉄路警護隊の構造。1933年12月から実施された保甲制度という、10戸で1牌、牌がいくつか集まって甲になる、日本の戦時中でいうとなりぐみ制度を行ったこと。治安法廷

という戦闘がなくても人を捕らえ、一審終結で上訴は許さず、即決刑執行を行い、八路軍と人民のつながりを絶ち、早急に治安を回復するという目的で、1942年から45年の3年間に、約1700人が死刑に処され、2600人が投獄されたこと、が挙げられている。

IV章では興隆県における大検挙について、以下の事が主に書かれている。

興隆県駐留の軍警の総数は日本軍約1000人、満軍約9000人、日本憲兵隊160人、その他の興隆県の警察関係者は約15000人で、合計21000人余の軍隊と警察がいたこと。1940年から始まる検挙について、「東北大討伐」に記載されていることが、II章で紹介された酒河、横河流域の村の老人たちの話と一致していたことなど、その他に「十萬骸骨的碑記」などの文書記録より状況を明らかになったこと。また、東北への強制連行の実態について、興隆で捕らえられ東北に送られた人たちの扱いは、錦州の牢獄から唯一生還した劉殿功の話、「満州国史」「満州警察罪悪史」を利用して、工場労働のほか、鉱山での労働などがあり過酷な労働を強いられていて、鉱山労働では4万人送られた捕虜が日本敗戦時には7000人しかいなかったこと。その他には道路と電話網の整備について書かれている。

V章では、七三一部隊と興隆で起こった出来事の関係について、『人体実験』『生体解剖』『細菌作戦』『細菌戦与毒氣戦』などの文献を利用して検証されている。撫順の法廷における戦犯の供述と、ハバロフスク裁判の記録から、「特移扱」として興隆で検挙された者を含む逮捕者たちを生体実験の材料として送った事実。生体解剖を研究と称して、七三一部隊だけではなく陸軍病院があるところでは行われていたこと。興隆で流行った伝染病の症状を丹念に調査し、それが何の病気であったのかの特定に努め、西南防衛隊と七三一部隊の関係を明らかにし、細菌や毒ガスを入れた風船爆弾や細菌付きのねずみやのみをばら撒いたりして伝染病を流行らせたことは、七三一部隊の謀略ではないだろうかという推測、などが述べられている。

VI章では日本軍が敗戦に向かいソ連軍が侵攻し始めてからの西南防衛司令部が解散し逃亡して行くさまについて、「満州国史 総論」「終戦時帝国陸軍全現役将校職務名簿」「帝国陸軍編制総覽」「陸軍北方部隊略歴」「承德憲兵隊史」などを利用して書かれている。

VII章では戦後、戦犯として逮捕され撫淳戰犯管理所に送られた人たちに対する裁判の判決と、『私たちは中国でなにをしたか——もと日本人戦犯の記録』(中国帰還者連絡会編、三一書房)から戦犯による供述、そして中国側からの調査から成る『日本帝国主義侵華檔案資料選編』を利用して無人区政策に関する西南防衛司令部の実態と、現地老人たちの話の検証できたことが述べられている。

終章では、今まで検証してきた日本軍の攻撃と、被害者の悲痛な叫びを通して、あらためて著者の思いが述べられている。

ここで少し用語の解説をしておきたい。

三光作戦とは、殺しつくす、奪いつくす、焼きつくすという作戦で、敵地区に侵入した際は、食糧は全て輸送するか焼却し、敵地区に残さないこと、家屋は破壊または焼却すること、敵地区には人を残さないこと、などが目標とされ、女性、子供を含む全住民を徹底的に皆殺した非道な政策であった。

日本軍の占領区域の拡大が進むなかで、共産党は、住民と団結し抗日根據地、解放区(共産党の支配する辺区)をつくった。そして民衆も参加したゲリラ部隊は、いたるところで鉄道、道路を分断するなど日本軍の背後をおびやかした。1940年8月には八路軍によって大規模な作戦が展開された。河北と山西を結ぶ正太鉄路を中心に、全華北の交通網と駐屯する日本軍に対し、115個連隊(團)40万の総攻撃がかけられた。これは「百団大戦」と呼ばれ、12月までの間に、日本軍は大きな打撃を受けた。この「百団大戦」から日本軍は八路軍・抗日根據地の掃蕩の必要性を痛感し、三光作戦を行うようになったといわれる。

姫田光義氏は「『三光作戦』とは何だったのか」³⁾の中で、「不完全な統計」としながらも、華北全体の被害は將兵の戦死者を除いて「247万人以上」という数字を出している。

無人区、人園政策は、単なる三光作戦ではなかった。三光作戦を行った後に、住民をコントロールし、死に至らしめた残酷さがあったと著者の仁木氏は言う。

七三一部隊とは、日本軍が中国東北部を侵略・占領していた時に編成した細菌戦部隊である。1938年6月、関東軍はこの地区を「特別軍事区域」とし、ここに細菌実験と細菌兵器の生産を目的とした施設を建てた。その後、部隊は3000人の人員と各種の実験設備を備えた大規模な細菌戦秘密部隊となり、1941年8月には「七三一部隊」という別称で呼ばれるようになった。1940年から1945年の日本軍投降の直前までに3000人余りが、七三一部隊の細菌実験で殺された。七三一部隊が行った実験は主に次の3つがある。第一に、生きている人間(中国人労働者や一般人の他、戦闘中に捕虜になった八路軍・新四軍の兵士、ソ連軍、蒙古軍の将兵や情報部員)を使って各種の人体実験、細菌実験を実施し、注射によるペスト菌の感染実験をはじめ、コレラ・チフスなどの感染実験を行ったこと。第二に、ソ連との開戦を想定していた日本軍にとって凍傷の予防と治療が大きな課題になり、七三一部隊がこの研究任務を受け持ち、中国人・ソ連人を使って零下30～40度の屋外に20分から1時間も放置する凍傷実験を行ったこと。第三に、ペストに感染した蚤を大量生産し、飛行機を使って空中散布を行い、ペストを流行させ、多くの人を殺害したことだ。1940年7月、七三一部隊は第1回の遠征隊を組織し、寧波一帯にペスト菌、コレラ菌、チフス菌に汚染された蚤を空中散布したのをはじめ、断続的に散布を繰り返した。その結果ペストが流行し、多くの住民が命を落とした。その後も華北の抗日根據地を破壊するためにチフス・ペスト菌等の病原菌を散布した。

戦後七三一部隊の資料は、研究データとしてアメリカに渡され、関係者は資料の提供と引き替えに戦争犯罪人としての追及を免除された。

この七三一部隊と、II章で住民から聞いた興隆県で起こった出来事との関連を、V章で文献資料から検証している。

II

日中戦争という同じ体験をしているのにもかかわらず、日本と中国のあいだには、先に述べた、相手国に対するイメージの違いでも明らかであるように、大きな意識の差がある。それはやはり日本人が日中戦争の事実を正確に認識していないからだろう。

近年の日中関係で問題となっているものの一つである教科書問題も、この一つの要因であると思われる。中国側からは、日本の教科書における戦争の記述が曖昧であると指摘されているが、認識を形成する出発点でもある教科書の記述の違いは大きな問題である。1937年7月の盧溝橋事変を例にとり、日本の教科書と中国の教科書の記述を比べ、両国の認識の違いについて考えてみたい。

日本の高校教科書では盧溝橋事変について次のように記述している。

「1937(昭和12)年7月7日夜半、北京(北平)の西南郊にある盧溝橋の付近で演習を行なっていた日本軍(1901年の北京議定書で駐留を認められていた)に何者がかが発砲した。日本軍は中国軍が発砲したものとみて、近くの宛平県城付近の中国軍を攻撃し、戦闘が展開された。発砲したのが何者なのかについては、日本側の陰謀説、中国共産党の計画的行動説、中国軍の誤認発砲説など諸説があるが、現在までわかっていない。」⁴⁾

これに対して中国の小学校の教科書では、盧溝橋事変についての記述は次のようなである。「1937年春以降、日本帝国主義はわが邦への侵略を強め、北京、天津の鉄道沿線で軍事施設を拡充し、軍隊を増強し、北京、天津の包囲網を形成した。それ以降北京南方の盧溝橋地区で一連の挑発的な軍事演習を行った。(中略) この年の7月7日夜12時頃、日本側は1名の兵士の姿が見えなくなったことを口実に、盧溝橋付近の宛平県城内捜査のための侵入を要求した。この無理な要求に対し、中国軍は断固拒否した。日本軍は重装備の兵をもって宛平城を包囲した。双方がちょうど談判をしていたまさにその時、戦争への挑発的な意図をもった日本軍は宛平城に荒々しく砲をとどろかせ、同時に盧溝橋中國守備軍は反撃はじめた。」⁵⁾

同じ盧溝橋事変についての説明なのに、この二つの文書を読んでいると、全く違う事件について書かれ

ているような感じを受ける。日本側の記述に対し言えることは、まず、「北京議定書」によって「合法的」に駐留していた日本軍が発砲されたことが直接の原因のように読み取れる。その上、日本が華北侵略を企てていた当時の歴史的背景が抜け落ちている。確かに日本側の教科書には当時の日本軍が侵略を意図していたことが、記述されていないのである。

日本側の文章を読んだ人には侵略というイメージはわからない。つまり日本人には中国に侵略をしたという意識はつくられないのである。それに対し中国の文章では、埋不尽な日本軍のやり方が強く印象に残る。中国人の中には日本軍の侵略の意識が強くつくられるのである。

やはり教科書というものは、知識を得るためのものだけではなく、人間の意識・認識の形成をしていくものとして大きな役割を果たしている。つまり、両国の人々は子供頃からの教育によって、すでに異なる認識が形成されているのである。したがって、これから日本人が抗日戦争に対する歴史認識を変えるためには、まず歴史教科書の記述の見直しから始めなければならないと思った。

また認識の違いが生じるその他の原因には、加害者と被害者の感情の違いから来る意識の違いもある。加害者の側からすれば、自分たちに都合の悪いことはすぐに忘れないと思い、忘れようとする。また日本人的考え方からすれば、過去に起こした間違いは水に流し、いちから出直そうという意識が強い。しかし、被害者側からすれば、被害を受けた体の傷、心の傷はいつまでも残り、忘れる事はなかなかできない。また中国人的考え方からすれば、過去にあった出来事を見つめ直した上で、これからを考えようとする。

南京大虐殺については、中国側からは被害者は30万人と発表されている。しかし、あの当時の死傷者の数を特定する事は難しく、この数字はおおよその数字で不明確でもある。この30万人という数字は、中国人にとっては、中国政府が日本政府に対する政治的対抗を示すためのものではなく、今に至っても罪を認めようとしない、日本人全般に対する怒りの表れでもある⁶⁾。しかし、日本側の南京大虐殺否定論者の手にかかると、この数字の不明確さが、南京大虐殺、日本軍の侵略、虐殺についての事実の否定の方向に向かって行く。誇張された叙述、不明確な数字は大虐殺の空虚化に倣し、その事実の抹消へとつながっていく。

歴史学を「死んだ歴史学」と「生きた歴史学」の2つにわける考え方がある。「死んだ歴史学」とは、形として残された資料のみを歴史史料として扱い、その史料的事実と絡んで動きつつある現実、まして人間の感情の記憶などは史料としては扱われない。そのため南京大虐殺の30万という感情の記憶による数値は、科学的に処理され、歴史からの抹殺、事件の非歴史化へつながっていくことになってしまう。それに対して「生きた歴史学」とは、人間の感情の記憶が歴史の現在形として受け止められる。南京大虐殺という歴史事件の複雑さは、過去の歴史事実だけにあるのではなく、感情の記憶が今に至っても現存しているその構造の重層性にある、と考えられている⁷⁾。

南京大虐殺は中国では「生きた歴史学」で扱われているのに対し、日本では「死んだ歴史学」で扱われている。これに対し、日本の国民に中国人の感情の記憶を移植することは不可能とする考えもある。否定論者が感情の記憶の不明瞭さを事実記録の抹消の道具として扱って、感情の記憶と事実記録の2つのフィールドを駆使している以上、中国人の感情の記憶を歴史の現在形として取り入れる事は難しいし、事実記録の意義を否定すべきではないというのである⁸⁾。

しかし、現在日本の研究者のなかでも被害者からの聞き取りという作業が行われている。石田米子氏は中国における日本軍性暴力被害の調査・記録に取り組んでおり、1996年10月以来、11回の調査を行っている。この性暴力については、文献資料はほとんど残っていないので、聞き取り調査は、被害の実態をつかむための有効な手段となっている。またそれと同時に、被害者自身がこれまで隠されていた恐ろしく、屈辱的な記憶から解放する方法もある。感情の記憶を探る聞き取り調査によって、個々の事例を積み重ねていく事で、階層性あるいはジェンダーによる記録・記述のバイアスのかかっている文献資料ひいては戦争観を、女性の性暴力という視点から問いかねることが出来るのである。

本書は無人区政策に組み込まれ、人圈で過ごした人たちの文書記録にはなかなか残っていないこれらの

人々の辛い経験の聞き取り調査による感情の記憶の記述と、裁判記録など現在に残っている文書記録からなっていて、聞き取り調査の内容を文書記録で裏付けるような形で、無人区政策の実態を紹介している。人間で過ごした人たちの話と、文書記録とを照らし合わせて検証していることは、侵略戦争に否定的な人たちや、中国の人たちの感情の記憶に疑問を抱く人たちにも、歴史事実を認識させ、納得をさせる、とても有効な方法であり、被害にあった人たちの経験談は、中国の人たちの声を、日本の抗日戦争の事実を知らない人や、興味を持てなかった人たちに届けることができる。

III

1999年の読売新聞とギャラップ社による日中共同世論調査で「日中関係をよくするために相手国は何をすべきか」という問い合わせについては、中国では「戦争時の被害について補償する」が58%、「戦争被害について謝罪する」が56%であったのに対し、日本では「歴史問題に区切りをつける」が35%で第1位であった⁹⁾。この「歴史問題に区切りをつける」とは中国側が望んでいるような、戦争被害に対して補償をするとか謝罪をするという意味は、多少は含まれてはいるが、本来の意図することころは、「早く戦争責任から解放されたい。いつまでも戦争責任を迫られるのはたくさんんだ。」ということだ。

確かに50年以上も前の戦争の記憶には不明確な部分がたくさんある。時としてそれが政治的な道具として使われることもある。しかしその不明確な莫大な数字は、感情の記憶による日本軍によって刻み込まれた、傷の大きさの証なのである。私たち日本人はこの大きな傷に対し、これからどう対処していくべきだろうか。

溝口雄二氏は「その背後にある『歴史観』を見てみると、加害行為を反省する側も、認めまいとする側も、アジアの近代過程において日本を『優等生』、中国をはじめとする他のアジア諸国を『後進的』とみなす、という点では実は同じである」と考えている。日本が中国に対し侵略について謝罪したとしても、それは「資本主義化の成功」という優位性を暗黙の前提としており、謝罪自体が「傲慢」であるということである。そして中国側が日本の資本主義化の成功を肯定したとき、論理的に日本の侵略を容認したという結果にもつながる。これに対し溝口氏は日中間の知の共同作業の重要性を提倡した。「南京」は過去の考証的史実としてではなく、「歴史を創造する」「歴史中の主体」をしてとらえることである¹⁰⁾。

抗日戦争の侵略の事実はこれからも消えることはない。この事実はこれからも日中間の中に、深い溝として横たわるだろう。日本と中国がますます交流深めていくこうとするこれから、私たちは決して抗日戦争の侵略の事実を永遠に忘れてはならない。現在の日本人は抗日戦争の侵略の事実についてあまりにも認識がない。私たちがまずしなければならないことは、事実を知ることである。そのためには被害にあった人々の心の痛みを知ることだ。本書はそのような被害を受けた人々の声を聞かせてくれる。そして私たちは次の世代の子供たちにそれを伝えなければならない。そのためにはまず、現在の歴史教科書の記述の見直しから始めるべきではないだろうか。一方、中国では対中経済援助や、歴史教科書の日本の侵略の歴史を正確に記述しようと、長期に渡り活動し続けている人たちがいることについてあまり知られていない。日本も中国も、上から教育されるだけではなく、相手の国の事を自分で知ろうとし、理解しようとし、自分で考えることが大切であると私は思えた。

〔注〕

1. 「日中共同世論調査」〔読売新聞〕1999年9月30日
2. 姫田光義、陳平『もうひとつの光政策』青木書店 1989年

3. 姫田光義『「三光作戦」とは何だったか：中国人の見た日本の戦争』岩波書店 1995年
4. 『日本の歴史』(高校生用教科書) 山川出版
5. 『歴史、下』(小学課本) 人民教育出版社
6. 孫歌「日中戦争 感情の記憶の構図」「世界」2000年4月
7. 溝口雄三「日中間に知の共同空間を創るために」「世界」2000年9月
8. 古庭忠夫「感情記憶」と「事実記録」を対立させてはならない」「世界」2001年9月
9. 「日中共同世論調査」「読売新聞」1999年9月30日
10. 「世界」溝口雄三「日中間に知の共同空間を創るために」2000年9月

抗日戦争の知られざる事実——コメント

望月さんがとりあげた仁木ふみ子氏の著書は、日中戦争時期に日本軍が中国の万里の長城周辺の住民を追い出して人為的につくった無人区をあつかった本である。無人区は、日本では姫田光義・陳平『もうひとつの三光作戦』(青木書店、1989年)によってはじめて本格的に紹介されたが、仁木氏は現地で実地調査を行なうことによって、無人区の実態をより具体的に明らかにした。姫田氏らの本の書名にあるように、無人区は中国共産党の抗日ゲリラ戦に対抗するために日本軍が実施した三光作戦の一環であった。日本軍は南京大虐殺をはじめとして中国で数々の戦争犯罪を犯してきたが、三光作戦はその代表的なものだった。望月さんの修論のテーマは共産党の解放区の女性問題、とりわけその生産運動であるが、生産運動も三光作戦をふくむ日本軍の解放区やゲリラ地区にたいする苛酷な掃蕩作戦との戦いを背景にとりくまれたのである。したがって望月さんが無人区に関する本をとりあげたことは、彼女の研究を深めるうえで必ずや有益であろう。

望月さんが言及している「死んだ歴史学」と「生きた歴史学」についての論争は、雑誌『世界』誌上で行なわれたものであり、「感情記憶」と「事実記録」の関係という歴史学の根本にかかわる重要な問題であった。『世界』の誌上で討論された問題は多岐にわたっているが、望月さんは論争のテーマのひとつであった文献史料と聞き取りによる史料との関係に着目し、仁木氏の本が文献史料と聞き取りを結合した成果であると評価している。仁木氏の本が果たして両者の幸せな統一を実現しているか否かについては、さらに厳密な検討が必要とされるが、文献史料と聞き取り史料について、それぞれの位置づけと使用方法を考察することは、歴史学のみならず、人文・社会科学全般にとって重要なことであり、院生の諸兄諸姉にもとりくんではしい課題である。

石鳥紀之

オーストラリア植民地におけるスコットランド系移民

山 口 智 裕

I. スコットランド研究の新たな動向

イギリス史研究における二つの方向性

イギリス史研究におけるイングランド史偏重の傾向は、イギリスにおいても、また日本においても認められる重要な課題である。イングランド中心の歴史観という問題に対するイギリス史研究の新しい方向として、ひとつにはブリテン諸島 (British Isles) を複合国家 (composite monarchy/conglomerate state) と捉え、地域／多文化主義的観点から歴史を捉えるおそれ視点があげられる。

1975年にJ・G・A・ポーコックは「ブリテン史」において、イングランド、スコットランド、アイルランド、ウェールズそれぞれの地域における固有の歴史的変転と、その相互作用を通じて全体を見る歴史観を提唱した。¹⁾ それはブリテン諸島という政治体に対してイングランドが果たした役割の大きさは認めつつ、他の諸地域が保持していたエスニックとしての個性が混ざり合った結果としてのブリテンを俯瞰した点で、イングランド中心の歴史観に一石を投ずることとなった。

ポーコックの論説は、発表当時には全く注目されることはなかったが、90年代以降にわかつに脚光を浴び、

特に近世～近代史においてブリテン諸島内部における個々の政治体を検証していく研究が盛んになった。²⁾ 最近の研究としては、リンダ・コリーが『イギリス国民の誕生』において、ブリテン内部の国民意識の醸成が、対フランス、対カトリックという他者との対峙によって進行したと主張した。また日本では、今年出版された近藤和彦編著『長い18世紀のイギリス—その政治社会』が、ブリテン内部の近世期を通じた政治社会の変遷を、諸地域間の相互関係を軸に論述している。³⁾ 本稿の問題観とも深く関わっている、ブリテン諸島内部におけるスコットランド研究としては、富田理恵の近世スコットランド史研究が、ブリテン全体とスコットランドとの関係を視野におさめたものであると言えるだろう。⁴⁾

第二の方向は、世界帝国として拡大していったイギリス帝国の支配領域における、イングランド・スコットランド・ウェールズ・アイルランド、さらにはヨーロッパ・アジア・アフリカの諸集団が果たした役割に焦点を当てた視点である。川北稔・指昭博編『周辺からのまなざし—もうひとつのイギリス近代』はその典型例であり、帝国内部において「他者」として一般社会からみ出した存在である黒人・ユダヤ系移民・カトリック教徒、あるいはブリテン諸島から帝国へと乗り出していくことに希望を求める人々、また逆に疎まれ棄民として帝国へと投げ出された人々に光をあてるににより、「イギリス近代」という全体像を浮かび上がらせている。⁵⁾

オーストラリアへの移民 —現在と過去—

グローバリゼーションの進展は、国民国家の境界を超えての人々が移動していくことの自由度をより高くした。それに比例するように、移民と、受容側であるホスト社会の住民との軋轢も、深刻な問題としてクロースアップされている。世界の諸地域における紛争のあり方が、従来の国家間のイデオロギー衝突から、あたかも村同士の境界線争いのような様相を呈しつつある今日、移民研究への歴史的視点からのアプローチにも、従来とは異なる観点が求められるのではないだろうか。

オーストラリアは、もともとはアボリジナルの大地であり、200年前にイギリスから移り住んだ人々により、アングロ＝サクソン的ホスト社会が形成された。1901年にオーストラリア連邦が成立するまでの期間、すなわち1788年の移民開始から独立までのおよそ100年間は、オーストラリアがオーストラリアになっていく歴史であった。移住したエスニック集団が、次第にオーストラリア国民としての意識へ自らのアイデンティティを変容させていった過程が、オーストラリア連邦の誕生前史である。またそれと同時

に、個々のエスニック集団が独自のアイデンティティを保持し続けたことが、今日における多文化主義へと受け継がれている。

本稿はオーストラリアへと移民した諸集団のひとつ、スコットランド系移民にスポットをあてた著作、*The Scots in Australia: A Study of New South Wales, Victoria and Queensland, 1788-1900* をとりあげ、移民としての共属意識を持ったエスニック集団がどのように自らのアイデンティティを周囲の環境に同化させていったのか、または反対に自らの伝統をどのように保持し続けていったのか、ということについてを考察していく。

オーストラリア移民研究の推移

オーストラリアにおける移民研究は、現在の多文化主義の観点からなされたものが大半を占めている。もちろん現実問題への直接的な対処として、そうした研究は必要不可欠である。しかしオーストラリアは、移民の受容側であるホスト社会も同様に移民によって形成されたのであり、連邦成立後の社会構造を決定づけた重要なファクターのほとんどは、既に19世紀に出揃っている。そういう意味において、19世紀にオーストラリアへと移民が流入した背景、またどのようにして社会を構築していくかといった問題について、再検討がなされる必要がある。

近年の19世紀オーストラリア移民研究の潮流は、大まかに分けて二つある。第一には、従来否定的な扱われ方をしてきた「囚人移民 (convicts)」や「補助移民 (assisted migrants)」の実態を、統計資料などに基づいてより肯定的な方面から明らかにしていこうとするアプローチである。そして第二は、無名の個人が残した日記や手紙を掘り起こして、日常生活レベルの人々の意識を探っていく、ミクロな視点からの研究である。

オーストラリアにおける移民研究に関して、日本での紹介がなされているものとしては、G・シェリントンの *Australia's immigrants, 1788-1978* があり、移民開始から現在に至る大筋を知ることができる。⁶⁾ また、藤川隆男がオーストラリア植民地への女性移民やアイルランド系移民を主題とした研究を行なっていて、アボリジナルをも含めた19世紀オーストラリア社会へのアプローチを試みている。⁷⁾

II. 対象となる研究

Malcolm D. Prentis

The Scots in Australia: A Study of New South Wales, Victoria and Queensland, 1788-1900,
Sydney University Press, 1983

本書は、オーストラリア植民地でのスコットランド系移民の活動を扱った研究書である。著者のマルコム・D・ブレンティスは1948年、オーストラリアのブリスベン生まれ。現在はオーストラリアン・カトリック大学にて教鞭をとっている。彼自身は長老派教会で洗礼を受けたが、彼の先祖はアイルランド系とドイツ系のカトリック、英國国教会、メソジスト派、そしてもちろん長老派と多くの宗派が入り混じっている。

スコットランド系移民を研究の中心に据えた著作物は多くはない。これはスコットランド系移民がイングランド系移民ほどのパーセンテージを占めることはなく、かといってアイルランド系移民のようにことさら社会における他者性を強調されるような存在でもなかったこと、あるいはドイツ系移民や中国系移民といった、ゴールドラッシュ以後の新参者として参入したわけでもなかったことなど様々な要因が考えられる。しかしそのようすに注目されなかつたことを、スコットランド系移民のオーストラリア国家形成への影響が少なかったことと短絡的に結びつけてしまつていいのだろうか。同様の問いかけが本書の冒頭でもなされており、おそらくそれこそが著者が本書を書くに至った最大の動機であろう。

オーストラリア植民地へのスコットランド系移民に関する本格的な研究書は、本書の以前にはデヴィッド・S・マクミランの *Scotland and Australia, 1788-1850: emigration, commerce and investment* があり、⁸¹ 本書においてもマクミランの研究からの影響は大きいことは著者自身が認めている。しかし出版年が1967年と本書よりも16年程古いこと、研究対象が1850年までであり、19世紀の後半に関しては詳細な研究がなされていないことなどから、本書をオーストラリア植民地におけるスコットランド系移民を体系的に扱った研究書として評することにした。本書はマクミランによる研究をスプリングボードとして扱いつつも、彼の研究時期から外れた19世紀後半——オーストラリア社会において政治と経済が大きく発展していく時期——も扱っていて、スコットランド系移民のオーストラリア社会への参画についての考察もまとめ上げている。

本稿においては、スコットランド研究の今日的問題観と関係して、19世紀に自らの故国を離れ、遙かに地球の反対側の大陸へと渡った人々が、新たな環境に自らのアイデンティティを変容させていった過程と、彼らがどのようにして新国家の社会基盤を形成して現在に至ったのか、という二点についてを重点的に論じる。そのため、本書全体の内容を詳細に批評するのではなく、スコットランド系移民のアイデンティティに関する箇所についてを主に見ていきたい。これは本書の問題観と同様のベクトルを持ったテーマであり、本書の内容を完全に網羅するものではないにせよ、本書全体へのアプローチと捉えることもできると思われる。

III. 本書の構成とその概要

本書は、前半がスコットランド系移民の共有している背景・過程に関する内容、後半はスコットランド系移民がオーストラリアにおいて果たした役割についてを論じている。

- 第1章 イントロダクション
- 第2章 スコットランド人の入植：その背景と原因
- 第3章 不本意な移民たち：官吏と囚人
- 第4章 スコットランド系移民 - 1788 ~ 1900 -
- 第5章 環 境
- 第6章 商業と産業
- 第7章 政治・報道・司法
- 第8章 教 育
- 第9章 文 化
- 第10章 教会のメンバーと指導力
- 第11章 長老派教会
- 第12章 結論

第1章では、オーストラリアにおける移民研究、国民性の研究を中心とした研究史の整理を行なっている。また、本書の主題としてスコットランド系移民が果たした役割の再検討と、移民と環境の相互作用についての考察を行なう事を提示している。

第2章は、最初期のスコットランド系移民についての紹介と、彼らについての考察を一時滞在者も含めてとりあげている。また、スコットランドにおいて移民の予備軍が発生した状況、移民としてオーストラリアへと渡った人々の背景などについても考察している。

第3章では、同じく初期段階での「囚人移民」についてを調べている。

第4章では、19世紀を通じてスコットランド系移民がどのような役割を果たしていたかについて「補助

移民」と「自由移民(free migrants)」を中心に論ずる。

19世紀のオーストラリアへの移民は大まかに分けると、「囚人移民」、「補助移民」、「自由移民」の3種類に分類される。以下、それぞれの移民に関して簡単な説明を加えておきたい。

囚人移民(convicts)

囚人とは、ブリティッシュ・イルズにおいて流刑判決を受けた人々である。流刑囚はアメリカが独立するまではアメリカへと送られていたが、独立後、アメリカが囚人の受け入れを拒否したため、新たな輸送先としてオーストラリアが目をつけられ、1788年から1840年代までに、およそ10万人の囚人が送られた。オーストラリアへと移動する自由な労働力が少なかった初期の段階において、植民地にとって最も重要な労働力となった。

やがて「補助移民」、「自由移民」の増加に伴い、囚人の移住が社会のモラルを低下させるとの声が高まり、1840年、バンディーメンズランド(現タスマニア)を除くオーストラリア植民地への囚人移送が公式には停止された。以後、「囚人移民」は次第に減少していく。

補助移民(assisted migrants)

「補助移民」とは、19世紀にオーストラリアとニュージーランド、南アフリカのケープやナタール植民地で行われた移民の形態であり、政府の援助と規制を受けた移民である。アメリカと比べ、船賃の高額なオーストラリアや南アフリカの植民地政府は、渡航費の大部分を補助する「補助移民」制度を導入し、オーストラリアにおいては19世紀全体で約70万人以上が「補助移民」として渡航した。

「補助移民」制度は1860年を境に大きく変化した。それまで、移民の選択は本国政府(植民地省)の主導で行われていたが、各植民地で自治政府が成立するとともに、植民地政府が移民の選択に直接関わることになった。

自由移民(free migrants)

「自由移民」とは文字通り自ら渡航費を払い、自由意志に基づいて新天地へと赴いた移民である。構成する社会層は労働者からジェントリまで様々で、自由移民として単一の社会集団を構成するようなことはなかった。

1851年のゴールドラッシュ以降、ヴィクトリア植民地を中心として「自由移民」は急激に増大した。50年代を通じて「自由移民」の活発な流入が続いたが、実際に成功をおさめたものは限られており、その数は徐々に減少した。

これらの区分は統計上の大まかな枠組みとして存在したが、実態として区別されていたわけではない。オーストラリアの植民地には、監獄として囚人移民を収容しておく施設があったわけではなく、強制労働を強いられる身分であったとはいえ、労働者階級とほぼ変わらずに、拘束をほとんど受けないものもいた。

第5章では、オーストラリアの大地・風土といった環境が、スコットランド系移民に与えた影響についてを調べている。

第6章では、商業と産業を、第7章では政治・報道・司法を、第8章では教育、第9章では文化について、それぞれのフィールドにおいてスコットランド系移民が担った役割を分析している。

第10章と第11章においては、オーストラリア植民地における長老派教会のキルク(kirk、教会管区)の活動状況と、教会により組織された組合等がスコットランド系移民とどのように関わっていたのか、そしてオーストラリア社会にどのような影響を与えたのかについてを考察する。

第12章では最終的な結論を述べている。オーストラリア社会においてスコットランド系移民が果たした役割がどういったものであったのかをまとめている。

IV. 考 察

i) スコットランド系移民の果たした役割

第1章の冒頭において著者は、オーストラリア史研究家ラッセル・ウォードの1970年の著書から「移民の初期段階においてアイルランド系移民の労働者階級に対する影響力が不相応に大きかったのは、スコットランド系移民の影響力が不相応に弱かったからである」という一文を引用し、これまでアイルランド系移民についてその特徴や社会に対する影響を分析する研究はあったが、スコットランド系移民への着目があまりなされなかった現状を指摘している。

また、移民の中に四つのグループ（イングランド・アイルランド・スコットランド・ウェールズ）が形成され、その中で、スコットランド系移民はオーストラリアにおいて、中流階級における社会様式の形成を促進したことと、グレート・ブリテン主義のイングランド系移民とオーストラリア主義のアイルランド系移民の仲介役としての役割を担ったことを指摘している。

ネッド・ケリーのアイリッシュと「スコティッシュ・メカニックス」の対照

アイルランド系移民の指導者たちは当初、多元的な統合を目指して社会に働きかけていたが、19世紀後半以後は徐々にアイリッシュ・アイデンティティを主張するものへと変化していった。またアイルランド系移民からはネッド・ケリーという国民的ヒーローが現れている。圧政に抵抗する義賊、というまさにオーストラリアのロビン・フッドといった象徴的な描かれ方をされた彼は、まさしく労働者階級の願望を映し出した鏡でもあった。⁹⁾

これに対し19世紀の「オーストラリアのブリトン人 (Australian Britons)」の中で、スコットランド系移民はアイルランド系移民ほどに特殊性をことさらに強調されるような存在ではなかった。スコットランド系移民は、労働者階級にあっても労働者運動的な活動ではなく、むしろ職務に忠実な職人であった。

第4章において、長老派牧師J・D・ラングによる女性と技術労働者（牧師・教師）の移民促進活動があげられている。ラングは、「スコティッシュ・メカニックス (Scottish Mechanics)」と呼ばれた石工・レンガ職人、大工、建具屋、鍛冶屋、左官屋などから構成された成人男性からなる集団を1831年、34年、37年の一度にわたり移民させた。彼らに対するラング自身による評価は、第一に、政府からの補助金支援もあり、早期に職を得て、成功することができた、第二に、建築物が優れていて、高い評価を得ることができた、そして第三に、勤勉で熟練して温和な職人達によりモラルの革新も起こった、というものであった。著者は、近年の研究にはそうした楽観的な評価について批判的なものもある、としながらも、おおむね好意的に評価している。

「グレート・ブリテンースコットランド—オーストラリア」の三元的表象

アイルランド系移民がオーストラリアへの忠誠を強く打ち出していったのに対して、全移民中最もマジョリティであり、支配者層も多く存在したイングランド系移民にとってオーストラリアは「女王の」版図であり、グレート・ブリテンとしての意識が強かった。

スコットランド系移民は、オーストラリアにおいてスコットランドとオーストラリアへの二重の忠誠を保つことができていた、と著者は主張している。それはグレート・ブリテン全体として考えると、「グレート・ブリテンースコットランド—オーストラリア」の三元的なアイデンティティととらえることも可能かもしれない。著者も指摘しているが、オーストラリア系移民にとってもイングランドに対する対抗心というものは存在した。しかしそれは本国においてのようなあからさまな敵愾心や、あるいはオーストラリアにおけるアイルランド系が保持した自主性とは異なるものへと変わっていったのではないだろうか。

スコットランド系移民と、オーストラリアという環境がもたらした相互作用として、著者はスコットランドにおける地理的状況……限られた天然資源と、隣接しているイングランドからの絶えざる圧力——を

あげ、スコットランド史との不可分性についても指摘している。その上で、「スコットランド系移民がこの国に与えた特質は、真にオーストラリアの遺産の一部である」と主張している。

ii) スコットランド系移民の推移

1788年から1900年まで、ブリティッシュ・イルズからオーストラリアへ150万人が移住した。そのうちの23万人がスコットランド系移民であったが、これは数からするとイングランド・アイルランドに及ばず、本国の人口比から考えてもアイルランド系移民よりもかなり少ない。1820年代以前において、オーストラリアへのスコットランド系移民は「囚人移民」と貿易業者・政府高官・軍関係者で、少数であった。これは、1815年時点において、政府も世論も自由耕作者としての移民には賛成的ではなかったためである。

著者は1814年から15年にかけて、スコットランド系移民の最初の転換があった、と主張している。ナポレオン戦争が終結したこと、「次三男 (younger sons)」と呼ばれた、戦争にとられることなく国内にだぶついていた人々が、労働力としてオーストラリアへも流入した。対フランス戦争の影響が、オーストラリア植民地への移民増加へつながったという主張は、帝国の一地域としてのオーストラリア植民地を観るうえでも興味深い指摘である。

さらに二度目の転換点としては、1830年から33年にかけて、今度はスコットランド人のオーストラリアに対する興味と関心が変化したと主張している。経済的な焦点は直接的な貿易から植民地への投資へと変わり、移民は上流・中産階級から低階級・中産・労働者階級へと移行した。それ以前には、貧しいスコットランド人は北イングランドやケープ植民地へと移住していた。

iii) 長老派教会の活動

1820年代、スコットランド系移民は貿易、商業、農業、放牧、それに公共事業への従事によってオーストラリアに頑丈な土台を敷くと同時に、長老派教会もアイデンティティとネイションフッドを確立するための根をおろした。

アイルランド系移民＝カトリックの増加に対して危惧を覚えた長老派教会は、「ポートフィリップ・クラレンス川植民地会社」の援助を受け、プロテスタン트を組織化した。本国と同様に、長老派教会は教育の分野での活動を行い、専門性の高い分野でのスコットランド系移民の活躍が目立った。また著者は、スコットランド系移民の識字率の高さについても指摘している。

iv) 結論

著者は移民の同化過程について、アメリカの文化人類学者であるM.M.コルドンのアメリカにおける移民の同化課程のテーマを引用しつつ、オーストラリアは「ブリティッシュのるっぽ」であり、イングランド・スコットランド・アイルランド・ウェールズがそれぞれの文化的特徴を形成、そしてそれがオーストラリアという全体の中へと融合されていったと説明、その一方で、文化的多元主義もまた世代を超えて継承されていったと主張している。

しかし、スコットランド系移民は決して一枚岩ではなく、ゲール語を話すスコットランド系移民への偏見というものも存在した。ケルト系であった彼らは、アングロサクソン社会における「他者」であったのだ。

第12章後半部に、スコットランド系移民によってオーストラリアに定着したものが列挙されている。教育は、長老派教会によって大学が建てられた。音楽はカントリーミュージックと軍歌で歌い継がれ、服飾に関してはハイランドの服装が行事で使われている。スポーツ文化としては、ゴルフ、ラグビーが定着した。

著者は、スコットランド系移民のアイデンティティが、独立後の全オーストラリア人の国家観と最も一

致していると主張し、オーストラリアの愛国心への貢献、つまりは「自発的意思」をオーストラリア国民に植え付けたことこそがスコットランド系移民の最も大きな貢献であったとし、19世紀人のジャーナリスト、マーカス・クラークによる「未来のオーストラリア人像」の予想（1877年）を再び引用し、まとめとしている。

「将来において、オーストラリア人の信仰は長老派教会であり、その国家政策は経済的利害の深く関わった民主主義的なものとなるだろう」

信仰に関しては必ずしも予想どおりにはならなかつたが、後者について、スコットランド系移民がオーストラリアに与えた影響を、非常に高く評価している。

V. 総 括

本書は、オーストラリアの国民意識形成についてはもっぱら移民集団ごとの相互作用においてのみ論証を行い、アボリジナルに関する記述は非常に少ない。それには本書が1983年の刊行であり、当時の問題観としては「移民の多文化主義」こそが焦点となっていたこと、本書がスコットランド系移民についてを中心に扱っていることなどが考えられる。今日的な問題観からすれば、アボリジナルの果たした役割についての記述を欠いていることには問題がある。実際に、現在著者が大学で行っている講義要項をみると、オーストラリア研究、オーストラリア史研究に加え、アボリジナル研究も入っていて、決してアボリジナルに対して無関心であったわけではないようだ。

また、オーストラリア移民のグループ分けで著者はしばしば四つのエスニック集團として移民を規定しているが、ウェールズ系移民に関する独立した記述はなされていない。おそらくはスコットランド系移民以上に顔を持たない存在であったかと思われるが、あるいはイングランド系移民とあまり区別がなされない位置にいたのだろうか。

また、「他者」としてのアイルランド系移民のさらに外側に、ドイツ系をはじめとするヨーロッパからの移民や、ゴールドラッシュ以後激増した中国系移民がいたことも重要である。特に中国系移民に対する蔑視や移民制限法は、「白いオーストラリア」としての国家統合に強い影響を与え続けた。

スコットランド系移民は自らの文化的特長を保持しつつも、相互排他的ではなく相乗効果をもたらすインセンティヴな役割を果たしていた。著者は、それによって「オーストラリア人」としての共属意識の形成が促されたことこそ、スコットランド系移民が果たした最たる貢献だったと主張している。スコットランド系移民は職能や文化を通じて、社会と衝突することなく自らを寄り添わせつつ、かつ社会を自分たちに適したものへと変えていった。そのような社会との関わりあいにこそ、スコットランド系移民が果たした重要な役割が示されているのではないだろうか。

〔参考文献一覧〕

欧文文献

- 1) Cage, R.A. . *The Scots Abroad: Labour, Capital, Enterprise, 1750-1914*, London; Dover, N.H.: Croom Helm, 1985
- 2) Colley, Linda, *Britons: forging the nation, 1707-1837*. New Haven: Yale University Press, 1992 (邦訳：リンダ・コリー著／川北 稔監訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会 2000年)
- 3) Cumming, Cliff. "Scottish National Identity in an Australian Colony", *The Scottish Review*, LXXII, pp22-38.

- 4) Macmillan, David Stirling, *Scotland and Australia, 1788-1850: emigration, commerce and investment*, Oxford: Clarendon Press., 1967
- 5) Pocock, J. G .A., "British History: A Plea for a New Subject", *The journal of Modern History*, vol.47, No.4, 1975.
- 6) Pocock, J.G. A., "The Limits and Divisions of British History :In Search of the Unknown Subject", *American Historical Review*, 87,2,1982.
- 7) Sherington, Geoffrey, *Australia's immigrants, 1788-1978*, Sydney; Boston: G. Allen & Unwin, 1980 (邦訳: G. シェリントン著/加茂恵津子訳『オーストラリアの移民』勁草書房 1985年)

邦文文献

- 1) 川北稔・指昭博編『周縁からのまなざしーもうひとつのイギリス近代』山川出版社 2000年
- 2) 近藤和彦編『長い18世紀のイギリスーその政治社会』山川出版社 2002年
- 3) 富田理恵「ユニオンとクロムウェルー・スコットランドの立場から」田村秀夫編著『クロムウェルとイギリス革命』聖学院大学出版会 1999年
- 4) 藤川隆男「大洋を渡る女たちー19世紀オーストラリアへの移民」望田幸男・村岡健次監修『近代ヨーロッパの探求1 移民』ミネルヴァ書房 1998年
- 5) 藤川隆男「オーストラリアにおけるアイルランド系移民ー聖バトريكの日に見るアイデンティティの変遷ー」『岩波講座世界歴史19 移動と移民ー地域を結ぶダイナミズム』岩波書店 1999年
- 6) 藤川隆男「オーストラリア史」山本真鳥編『新版世界各国史27 オセアニア史』山川出版社 2000年

(Footnotes)

- 1) J. G. A.Pocock, "British History: A Plea for a New Subject", *The journal of Modern History*, vol.47, No.4, 1975, "The Limits and Divisions of British History :In Search of the Unknown Subject". *American Historical Review*, 87,2,1982.
- 2) Linda Colley , *Britons : forging the nation, 1707-1837*,New Haven : Yale University Press, 1992(邦訳はリンダ・コリー著/川北 稔監訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会 2000年)
第1章においてプロテスタンティズムとブリティッシュ・ナショナリズムの関係が、第6章と第7章において対フランスの意識をそれぞれ男性側と女性側とに分けて記述している。また「スコットランド人の帝國は可能だったか」についてを第3章で述べている。
- 3) 近藤和彦編『長い18世紀のイギリスーその政治社会』山川出版社 2002年
第5章と第6章において、それぞれアイルランドとスコットランドから見た同君連合についてが論じられている。
- 4) 富田理恵「ユニオンとクロムウェルースコットランドの立場から」田村秀夫編著『クロムウェルとイギリス革命』聖学院大学出版会 1999年ほか。
- 5) 川北稔・指昭博編『周縁からのまなざしーもうひとつのイギリス近代』山川出版社 2000年
特にオーストラリアへの若年者移民に関して、第4部第3章の井野瀬久美恵「ある植民地人の夢ーK・フェアブリッジの子供移民計画」が詳しい。
- 6) Sherington, Geoffrey, *Australia's immigrants, 1788-1978*, Sydney; Boston: G. Allen & Unwin, 1980 (邦訳は G. シェリントン著/加茂恵津子訳『オーストラリアの移民』勁草書房 1985年)

- 7) 藤川隆男「大洋を渡る女たち—19世紀オーストラリアへの移民」望田幸男・村岡健次監修『近代ヨーロッパの探求1 移民』ミネルヴァ書房 1998年、「オーストラリアにおけるアイルランド系移民—聖パトリックの日に見るアイデンティティの変遷—』『岩波講座世界歴史19 移動と移民—地域を結ぶダイナミズム』岩波書店 1999年、「オーストラリア史」山本真鳥編『新版世界各国史27 オセアニア史』山川出版社 2000年ほか。
- 8) D.S.Macmillan, *Scotland and Australia, 1788-1850: emigration, commerce and investment*, Oxford: Clarendon P., 1967
最近のスコットランド系移民研究としては、Cliff Cumming, "Scottish National Identity in an Australian Colony", *The Scottish Review*, LXXII, pp22-38. Eric Richards, *Australia and the Scottish Connection, 1788-1914*, R.A.Cage, *The Scots Abroad: Labour, Capital, Enterprise, 1750-1914*, London; Dover, N.H.: Croom Helm, 1985. ほか。
- 9) ネッド・ケリーは、貧しいアイルランド系移民階級出身である。兄弟とともに銀行強盗団を率いて山野に籠るが、後に逮捕。25歳の若さで絞首刑となった。オーストラリアを代表するヒーローとして人気が高く、数多くの文学作品や映画に描かれ、2003年には再映画化も予告されている。正義に抵抗する義賊、というまさにオーストラリアのロビン・フッドといった象徴的な描かれ方をされた彼は、19世紀における労働者階級の願望を映し出した鏡でもあった。

オーストラリア植民地におけるスコットランド系移民 —— コメント

近代世界の基本的な構成要素と考えられてきた国民国家は、現代社会の大きな変貌のなかで再検討の俎上にのせられている。一方では、国民の均質化が現実のものとなつたかに思われていた西欧諸国でも、民族=地域主義の運動が顕在化し、政治的・一体化の内実があらためて問いかれており、他方では、アメリカ、カナダ、オーストラリアのようなわゆる移民国家において、文化の多元性と公共空間の共有がいかにして両立しうるかが、議論の焦点となっている。この書評で取り上げられているブレンティスの書物は、山口君の紹介に見られるとおり、スコットランド移民という連合十国を構成する一エスニック集團を問題にしている点で第一の論点に連なり、オーストラリアにおける国民形成を問題にしている点では、第二の論点に連なるきわめて興味深い研究である。このことは、言いかえてみれば、スコットランド移民のエスニック・アイデンティティとパブリック・アイデンティティの両面を解くことになるのだが、この二つのアプローチはヴェクトルを異にするところがあり、著者の議論はどちらかといえば後者、つまりオーストラリアにおける国民形成の問題へと收敛されていく傾きがある。これに対し、スコットランド研究の延長上に移民問題を考えようとする山口君にとっては、むしろヴェクトルを逆転させ、スコットランド移民のエスニック・アイデンティティこそを、日常性のレベルにおいてより豊かに探し当てることが望まれるだろう。

二 寛 宏 之

John Sinclair, 'Latin American Television, a Global View'
London Oxford University Press 1999

「Latin Audiospace の広がりとその文化的、経済的意義の考察」

渡辺杏子

はじめに

ラテンアメリカのテレビの歴史は1950年代から始まり、当初は都市部の中流階級に限定して普及していた。都市部に比べて普及の遅れた地方においても、80年代の衛星アンテナが設置されたことにより、普及率が上がった。また、90年代には直接家庭へ衛星放送が受信できるようになり、更に広がりを見せた。現在は、国による差はあるものの、かなりの普及率が実現した。(表参照)

ラテンアメリカの近代におけるテレビの位置付けを考えた時、次のような特徴があげられる。

- ・ ラテンアメリカにおいてテレビは情報や娯楽を提供するに当たって最も重要な媒体である。
- ・ ラテンアメリカの主要国においては、テレビ業界は少数の巨大企業に集中する傾向がある。
(cf. Mexico の Televisa、Brasil の TV Globo、ペネズエラの Venevisión)
- ・ 番組編成に関しては、バラエティーに富んでいる。ローカル、ナショナル、リージョナル、そして、グローバルな番組が混合

では、以上のような環境の中で、なぜ、テレビが重要であるのだろうか？ここで、その重要性を、近代との関係で考察していきたい。

そもそも、我々はいつから、どのようにして「国民」であることを意識し始めたのであろうか？そして、近代におけるアイデンティティ形成はどのようにしてなされてきたのだろうか？

ベネディクト・アンダーソンは、アイデンティティ形成にあたっての近代化において最も大きな役割を果たしたものとして、出版資本主義(プリント・キャピタリズム)をあげている。同じ地域に住み、同じ言語を話す人々が、同じ文字を読み、自分たちの生きる世界を理解することを可能にしていくことにより、自分たちと共にひとつの「国民」として関係付けることが可能になったのだと、アンダーソンは指摘している。また、アーネスト・ゲルナーは、教育制度を通して、国家というものの必要性が生じ、そこで「国民」意識が生じたと指摘している。一般的には、文字と教育が近代化への大きな役目を果たしていると考えられている。

ところが、ラテンアメリカにおいてはこの一般論が通らないようである。その理由として、ラテンアメリカでの教育の普及が十分でないこと、それに伴って、識字率の低さが挙げられる。表1からもわかるように、グアテマラでの識字率は56%、新聞の普及率は2%、ブラジルでは前者83%、後者5%で、最も割合の高いウルグアイでは前者97%、後者24%となっており、日本の前者100%、後者58%に比べてもわかるように決して高い割合とはいえない。では、プリント・キャピタリズムを通しての近代化が困難だとすると、ラテンアメリカではそれの代わりとなるものは何であったのか？そこであげられるものが、ラジオ、テレビというマスメディアなのである。表1からもわかるように、新聞の普及率に対して、テレビ、ラジオの普及率は倍以上、あるいは倍近くになっている。

ここである疑問が生じてくる。それでは、ラテンアメリカは先述の一般的な「近代化」とは異なった経緯で(ひとつの段階を飛び越えた形で)、現在のグローバリゼーションの時代に入ってしまったと考えられるのではないだろうか？そうだとした場合、ラテンアメリカにおけるマスメディア(ここではラジオ、テレビ)の存在は無視できなくなる。このように考えたとき、ラテンアメリカの近代におけるテレビの位置づけについて考察することの重要性が出てくるのである。

今回取り上げる本「Latin American Television a Global View」は、ラテンアメリカ世界のテレビ業界の歴史、発展、そして今後の行方について非常に詳しく、且つ専門的視点から分析したものである。著者のJohn Sinclairは、オーストラリアでInternational communication, Sociology, Cultural Studiesの教鞭を執っている。New Patterns in Global Televisionの著書として高い評価を得ている。

(表1) "The World Guide" An alternative reference to the countries of our planet, Millennium edition

	識字率 (%)	新聞普及率 (人/1000人)	テレビ普及率 (人/1000人)
Argentina	96	140	320
Bolivia	83	70	140
Brazil	83	50	250
Colombia	91	60	220
Guatemala	56	20	50
Uruguay	97	240	520
Japan	100	580	620

2. 本書の構成及び内容

本書の構成は以下のとおりである。

1. Introduction	1
2. The Autumn of the Patriarch: Mexico and Televisa	35
3. Latin American Continent: Brazil, Venezuela and Argentina	63
4. 'The Wealthiest Hispanics in the World': Spanish-Language Television in the United States	92
5. From Latin America to Latin Europe: Spain and Portugal	121
6. Non plus ultra: Latin Geolinguistic Markets at their Limits	147

次に、各章の内容を紹介しておく。

序章では、まずラテンアメリカと関連言語地域を取り上げる理由と、その目的として次の5つが挙げられている。一つめは、スペイン語圏の市場の拡大が、グローバルな場面において無視できない規模であるということ、二つめは、アメリカ合衆国が主流であるという前提を矯正し、異なる視点から世界を分析すること、三つめは、ラテンアメリカのテレビ業界者の、地域内外においての発展や構造、行動を理解することによって、さらなる理解の広がりとなるため、四つめは、ラテンアメリカが最初のポストコロニアル地域であり、その文化の「混血性」の歴史は、現代のグローバリゼーション理論の中心にあるだけでなく、その過程の中で傑出した理論家を生み出してきたという理論的な特質があるということ、そして最後に、Telenovelaの商品化の大成功的現象を分析し、文化的認識、受け入れやその限界を見抜くという目的があげられる。現代にコミュニケーションスタディーズの中でメディア論が取り上げられる時、メディアの内容が文化に与える影響と、政治、経済的な意味とを結びつけることは少ない。そのため、メディ

アの影響を考えた時、多くの場合、文化帝国主義的な考え方のみに集中してしまう。ここで著者は、理論的な立場から文化帝国主義を批判し、異なったアプローチの必要性を唱えている。

そして、制度としてのテレビの発展要素として、アメリカの政府、個人企業のラテンアメリカへの興味、ネットワーク、機材、広告における多大な援助、各國における政府とテレビ業界との関係、また、幾つかの国でのテレビ業界の特定の起業家の影響力という三点を指摘している。

また、ラテンアメリカのテレビ業界におけるアメリカの影響の変遷についても述べられている。まず、1950年代からのアメリカ大手企業によるネットワークの援助と技術や設備の供給に始まり、1970年代からはアメリカによる投資の中止、その代わりに多量のアメリカのテレビ番組が流入し Cultural Imperialismが懸念された。しかし、ここでは番組内容というよりも、商業としてのテレビのあり方の影響を受けたことを指摘している。1980年代からは、衛星放送、ケーブルテレビの普及による多チャンネル化が進み、1990年代後半からはアメリカのケーブルチャンネルと提携する幾つかのグループは、デジタル放送の段階へと進んでいる、という形になっている。

第2章；The Autumn of the Patriarch: Mexico and Televisa では、スペイン語圏のテレビ産業の中心的存在としてのメキシコにおいてのテレビ業界について述べられている。

メキシコのテレビの広がりは、その2世代に渡る家族経営 (Azcarraga 家と O'Farril 家) で独占的におこなわれ、また、その政府との結びつきは無視できない。

メキシコ最大のテレビネットワーク、Televisa は、初期のテレビネットワーク TSM と TIM の合併によって誕生し、メキシコ政府との強い結びつきもあり、70年代から 80年代にかけて最盛期を誇った。Televisa はメキシコ国内のみならず、衛星を利用してラテンアメリカ諸国をはじめとし、アメリカ合衆国やスペインへまでその勢力を伸ばしたが、90年代には通貨危機やライバル会社 (TV Azteca 他) の出現により、Televisa の独壇場にも影を落としはじめる。

現在では、Televisa と TV Azteca の2大局の争いとなっている。Televisa は telenovela の製作が代表的で、スペイン語圏のみならず、アジア、アフリカなどにも輸出を行っている。

第3章；The Latin American Continent: Brazil, Venezuela, and Argentina では、軍事政権との関係がテレビ業界において非常に重要な鍵となったブラジル、ベネズエラ、アルゼンチンを取り上げている。

ブラジルにおけるテレビ産業は、メキシコと同様、ラジオの強い影響を受け成長を遂げた。その中心的存在が TV Globo である。Globo は、外国の投資、ライバル会社の衰退、メディアテクノロジーの成長、テレノベラの輸出などのおかげと同時に、軍事政権との強い結びつきによって、メキシコの Televisa と並んでラテンアメリカを代表するテレビネットワークへと成長し、telenovela の輸出によってさらにその舞台を海外 (特にヨーロッパを意識して) へと広げていった。

ベネズエラでは、1945年の軍事政権崩壊後にラジオ、テレビが発展したという理由から、比較的規制も少ない中で、阻害されることなくテレビは発展を遂げた。今日のベネズエラの代表的なネットワークは、Venevisión で、これは Televisa や TV Globo に並ぶラテンアメリカを代表するものとなっている。特徴としては、Venevisión も複合企業であるが、通信業だけでなく小売業 (Coca Cola のアメリカ国外最大のフランチャイズである) やその他の産業に力をいれ、かなりの利益を得ていることである。アメリカの Direc TV のラテンアメリカ最大のパートナーとしており、1997年に国際市場に進出、インド、日本、ヨーロッパにまで勢力を拡大している。国内においては、最大のライバル Radio Caracas Televisión (RCTV) との視聴率争いが続いている。

一方アルゼンチンでのテレビ産業は、軍、民間の独裁政権の支配に長い間おかれて、民営→国営という流れを経て、80年代になって再び民営化された。砂金に至るまでのテレビネットワークの長期の不在から、アルゼンチンではケーブルテレビが特に重要性をもつものとなりメキシコに続くラテンアメリカ第2位のケーブル普及率となっている。

第4章：‘The Wealthiest Hispanics in the World’: Spanish-Language Television in the United Statesでは、アメリカ合衆国のスペイン語テレビ放送について述べられている。

まず、‘Hispanics’ということばであるが、これはラテンアメリカ出身のスペイン語を話す人口を、人口統計学的に、また、一つの市場として集合的に表す言葉として、メディア業界が新しい市場開拓の目的で1980年以降からアメリカで使い始めたものである。また、‘Latino’は、全てのラテンアメリカ出身者、つまり、ポルトガル語のブラジル人たちも含む。

アメリカ合衆国でのスペイン語テレビ放送は、合衆国にすむLatinos（ラテンアメリカ出身の人々）たちの、人口を占める割合と比較的裕福な生活と深く関係して、その存在をゆるぎないものにしてきた。当初は、SICCとSINを通して事実上メキシコのTelevisaのオーナー、Azcarragaを中心に市場を拡大していく。メキシコ出身のLatinoが多いためTelevisaの影響は他のネットワークに比べると、非常に大きいものであった。後に、衛星放送局Univisionによって、オンラインでの海外番組の放送を可能とし、アメリカの主流番組への座を獲得していく。また、ケーブル番組にスペイン語番組をノンチャージで取り入れることにより、さらなる視聴者を獲得していく。

第5章；From Latin America to Latin Europe: Spain and Portugalでは、スペインとポルトガルにおけるテレビ産業の発展について述べられている。

スペイン、ポルトガルのテレビの発展は、それぞれスペイン語圏のラテンアメリカ、ブラジルのテレビの発展に似ていると同時に、近隣のヨーロッパ諸国との類似性も否めない。しかし、スペインのテレビ業界がラテンアメリカのスペイン語圏との関係に比べ、ヨーロッパ諸国とずっと関係が深いのに対し、ポルトガルはブラジルやその他の旧植民地国との関係が深い。

スペインでは、1988年にテレビが民営化するまでは、ヨーロッパのほかの国々と同様放送の危機、私有化への動き、規制の解除などへの傾向があった。スペイン最初のテレビ局はTelevisión Española(TVE)で、国の援助による組織だった。しかし、民営化による他の民間テレビ局の出現により、90年代以降激しい競争がなされている。

ケーブルテレビの普及は、80年代から試みられていたものの、一般的に受け入れられるよデジタル放送においても、この2企業による争いとなっているが、政府とのつながりの強いTelefónica系列が優勢に立っている。

スペインにおけるTelenovelaは、現在はベネズエラからの輸入による数本が放送されているだけで、それほどの人気を集める番組とはなっていない。

ポルトガルは、1926年から1974年の間独裁下に置かれ、テレビはその間の1957年に半民営の形でRádiotelevisão Portuguesa(RTP)が始まった。RTPは1974年に国営化されるが、国家のイデオロギー形成の道具としてテレビを利用していた。

テレビ組織の特徴としては、RTPに対して保障された取り決めがなされていたこと、放送業にカトリック教会の強い影響(イデオロギー的というよりも、経済的な面で)があったことがあげられる。また、ブラジルのTV Globoの影響を強く受ける中で、特にSICはその力を拡大し、RTPに変わって市場の主導権を握る。

ポルトガルにおける衛星、ケーブルテレビの普及は1994年以降、デジタル放送は1997年以降から普及し始めている。

Telenovelaに関しては、ブラジルのtelenovelaがポルトガル国内では最も人気の高い番組の一つとなっている。

そして、第6章；Non plus ultra: Latin Geolinguistic Markets at their Limitsでは、“Latin audiovisual space”において、特定の企業の発展の仕組みをさらに詳しく分析し、また、それらの戦略が今後どこまでその勢力を伸ばすことが可能か、あるいは、それらはもう限界の域に達しつつあるのかという問題を投げかけている。

まず、テレビ業界の企業の仕組みを分析するための *Cultural industries approach* を考察するにあたって、*Cultural Imperialism*について述べられる。70年代、アメリカの商品の大量流入により、*Cultural Imperialism*への批判が大きくなる。それに懸念を示したラテン諸国では、共通の文化、言語的背景をもつ地域で一つの組織（‘Latin Audiovisual Space’）を確立していく試みが生まれた。これに供なり、国産、あるいは地域産のものが増え、地域内での取引も盛んになった。輸入品の率も下がったが、それでも輸入品の中に占めアメリカ製品の割合は大きなものであった。

次に、前述の状況を ‘Cultural industries’ approach の視点から分析した場合、どのような結果がもたらされるのか述べられている。まず、ラテンアメリカを市場として見た時、そのスペイン語人口の多さと比較的高い生活水準、そして、テレビに関する緩やかな規制が、アメリカの輸出を促進する要素となったといえる。そして、文化商品の非消耗品的な面や、新しいものを求める市場動向、経済的な基盤の大きさが結果として、商品の流入をもたらしたと考えられる。帝国主義イデオロギーの浸透という側面ではなく、まず、アメリカの商品の流入は経済的、文化的理論の結果として考えられる。これは、ラテンアメリカのテレビ業界でも同じことが言えるであろう。

また、ラテンアメリカのテレビ産業の中で、最も重要な要素のひとつとして上げられる *Telenovela* に関しては、ラテンアメリカのテレビ番組の中で、最も商業的ベースがあり輸出のできるものであると指摘している。*Telenovela* は、まず共通言語地域内での普及で成功を収め、その後、メロドラマ的な内容の普遍性によって、言語的関係のない地域でも普及した。また、国際的な普及のもう一つの理由として、その制作費の安さも上げられる。しかし、著者はここで、*Telenovela* の今後について懸念している。1980年代の *Telenovela* の最盛期に比べて、輸出の面では限界の域に達しつつあるのではないかという意見が出ているからである。その理由として挙げられるのが、まず、アメリカ合衆国の Hispanic 人口を除いては英語圏の国々に浸透していないこと、次に、西ヨーロッパ諸国での *Telenovela* の普及の誤算、そして最後に、経済的に最も成長の遅れている国々での普及である。*Telenovela* は今後、さらなる多様性と質の向上が求められている。

最後に、ラテンアメリカのテレビ業界の今後について述べられている。同じ文化、言語的背景をもつ地域としての ‘Latin Audiovisual Space’ の今後の発展を考えた時、同地域は現代のテレビ受信の多様化によって、危機に面している。デジタル放送が可能になったことにより、放送や番組の拠点が変化しつつある。*Televisa* にしても、*TV Globo* にしても、その番組の吹き替えや、字幕をつける拠点がロスやマイアミへと移っている。どんな番組でも、自分の言語で見ることが可能となった今、*Latin Audiovisual Space* として発展した地域は、かつてスペイン語 / ポルトガル語という言語を生かして結束していたが、その特権も弱くなりつつある。また、デジタル放送の中心であるアメリカの商品のさらなる流入があり、市場動向としても英語圏の商品が好まれる傾向がある。

とはいものの、デジタル放送などといった放送技術は、全ての人に行き届いているわけではなく、むしろ、一部の限られた人々へのみである。実際、地域や国産のものが外国産に置き換えるわけでもなく、視聴者の層の変化と言えるだろう。視聴者は、やはり、自分達の言語、文化に類似したものを探る傾向にある。ラテンアメリカは、その言語、文化地域の広さや、今までの発達を生かして、地域の強さを再発見すべきではないか。以上が各章の内容紹介である。

3. 評価と問題提起

次に本書の評価に入りたい。

まず、本書では、*Cultural Imperialism* 的な分析方法というよりも、‘Cultural insudtries’ approach の分析方法によって、ラテンアメリカのテレビ産業を見ている。

Cultural Imperialism（文化帝国主義）とは、70年代を中心に起きた論争で、アメリカの文化商品の

世界各国への流入が、アメリカの帝国主義を浸透させるための陰謀であるという批判である。

‘Cultural industries’ approach とは、メディア産業を、政治・経済的な側面や共通言語圏における市場シェアといった側面から分析する論である。アメリカ製品の各国への流入の結果を分析する上で、Cultural Imperialism 論者が主張するアメリカの一方的な陰謀という論に偏らず、メディアの性質や制度的特長に重点を置いて分析する方法である。

グローバリゼーション=世界のアメリカ化(悪い意味で)と考えられがちで、特に文化の側面ではCultural Imperialismと結び付けられ、ラテンアメリカにおいてもテレビ番組の内容に関して、70年代以降から論じられていた。このようなtext研究では、ドーフマンニマテラートの *How to read Donald Duck*¹⁾ や、イエン・アングの *Watching Dallas*²⁾ が有名である。

しかし、このような研究法が主流の中、‘cultural industries’ approach の分析をすることによって、メディアのはかの側面(Cultural Imperialismが重点を置く番組内容などといったメディアのソフトウェアではなく、政治・経済的役割、制度などといったハードウェア)に光を照らすのが本書の新鮮な狙いといえるであろう。今まででは、文化的要素としてのテレビ番組と主に捉えられてきたものが、経済的サイクルの一端として、あるいは文化とは全く別問題として普及される一商品としてのテレビというものが見受けられる。そして、このような新しい側面に光を当てることにより、ソフト面でもハード面でも、決して一方通行だとは確認できない。むしろ、ラテンアメリカからの積極的な呼びかけも見られ、より複雑な地域内の結びつきが見えてきて、表面的でなく、より複雑にラテンアメリカのテレビを考える材料となるといえるだろう。

また、本書で取り扱われている Latin Audiovisual Space は、世界で初めての巨大な文化地域であり、今後、他地域での統合が進んだ場合の比較の対象となりうるであろう。

次に、本書の中でも何度か Telenovela についてふれられ、考察されている。Telenovela は、ラテンアメリカの代表的文化商品であり、商業的な面においてアメリカの映画産業に匹敵するようなものであり、さらに、世界におけるラテンアメリカを考える上で重要な表現である、という点で意義を考察する重要性があり、その Telenovela を取り上げることは評価できる。しかし、やはり Telenovela を考察するにおいて、ソフト面、つまり、物語のテクストは非常に重要になってくる。そのため、本書では、ハードウェア重視のため、ソフトウェアとしての Telenovela が見えてこないということになり、理解不足に陥ってしまう。これは、Telenovela に関してだけでなく、本書全体に言えることではないだろうか。テレビ研究において、やはり、Cultural Imperialism 論に代表される文化的側面に焦点を当ててのテクスト研究というソフトウェア側からのアプローチと、本書で強調されてきた ‘Cultural Industries’ approach 側からのハードウェアの分析の両者が同時に必要なではないだろうか？どちらの分析法が正しいという問題ではなく、両者がそろってこそ、より正確にテレビ産業というものを理解できるといえるだろう。その点において、本書はハードウェアの側面が強調されているため、ラテンアメリカにおけるテレビ産業を理解するには不十分といえるだろう。ただ、繰り返しになるが、本書の価値は、一般に偏りがちな、テレビはアメリカの Cultural Imperialism の結果という論にとらわれず、ハード面に焦点を当てるという異なる角度からのアプローチをしている点にあるといえるだろう。

おわりに

ラテンアメリカのテレビ業界の研究において、本書は非常に専門的な視点で書かれており、常に引用や参照を多く用いて理論的な枠組みに沿って話を展開している点で、説得力のあるものとなっている。また、近代におけるテレビの位置付けをするにあたって、文化帝国主義的な意見に偏りがちなコミュニケーション研究において、異なる視点からのアプローチをすることにより新たな見解が生まれて、より複雑に、また、感情に流されず理解できるという点では、評価できるといえるだろう。

しかし、非常に細かく分析がなされ、非常に鋭い批判もあるが、時々その情報の細かさゆえ全体としての像が見えにくくなってくる。また、テレビ業界に限らないかもしれないが、めまぐるしいスピードで変化を遂げていく産業(分野)であるだけに、その把握のしにくさを常に念頭においておく必要があるのでないか。

[注]

- 1) Ariel Dorfman, Armando Mattelart 1984 *How to Read Donald Duck: Imperialist Ideology in the Disney Comic*. 2nd Edition
- 2) Ien Ang 28/11/1985. *Watching Dallas*. Routledge, an imprint of Taylor & Francis Books Ltd

[参考文献]

Galperin Hernan

1999 Cultural Industries in the Age of Free-Trade Agreement. *Canadian Journal of Communication*. Vol.24 (<http://www.wlu.ca/wwwpress/jrls/cjc/Backissues/24.1/galperin.pap.html>) 30/07/2002

Instituto del tercer mundo

1999 *The World Guide 1999/2000*. London: New International Publications.

Lopez Ana M.

1995 Our welcomed guests: Telenovelas in Latin America. In: Robert C. Allen (ed.) *to be continued...soap operas around the world*. London: Routledge.

Martin-Barbero, Jesus

1995 Memory and form in the Latin American soap opera. In: Robert C. Allen (ed.) *to be continued...soap operas around the world*. London: Routledge.

Straubhaar, Joseph

2000 Television.: Daniel Barberstone, Mike Gonzalez and Ana M. Lopez (eds.) *Encyclopedia of contemporary Latin American and Caribbean Cultures*. Vol. 3: 1456-1457.

White Livingston

2000 Reconsidering cultural imperialism theory. Paper Composition Winner: Global Fusion ジョン・トムリンソン「文化帝国主義」片岡信 訳、青土社 1997. 5.30

若林 幹夫「ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体』」、大澤真幸編『ナショナリズム論の名著50』 平凡社、250-9

大沢 真幸「アーネスト・ゲルナー『ネーションとナショナリズム』」、大沢真幸編『ナショナリズム論の名著50』 平凡社、261-74

John Sinclair, *Latin American Television, a Global View*

London Oxford University Press 1999 —コメント

テレビのジャンルに過ぎない連続恋愛ドラマのテレノベラは、ラテンアメリカの大衆文化を代表する

ものとして、近年注目されるようになった。特にコミュニケーション論や文化研究の分野でかなり詳細な分析が報告されており、視聴者の立場から見るマスメディア現象のみならず、テレノベラの普及からいわゆるグローバリゼーションの問題に対する考察、多角的な研究が行われている。

渡辺杏子が今回取り上げた著書は、既成の研究の中でもやや特異なアプローチをとっている。つまり、今まで番組ソフトを中心とした報告が多くみられたが、業界そのものの仕組みを通してラテンアメリカのテレビの状況や問題点を追究しようとするものはそれほどない。その中、特に彼女の研究との関連でいうと、高度通信時代における視聴者の居場所によって「ラテンアメリカ」世界の輪郭を描く試み、そしてイデオロギー重視になりがちな議論を補完する意味でテレビ業界の構造的な側面に焦点を当てていることは、興味深い点である。

シンクレアの本は直接テレノベラを対象としているものではない。しかし、彼が指摘するように、テレビ業界のハード(構造)的な側面の究明は、その人気現象を理解する上で重要な点である。このようなインサイトは今後ご自分の研究にどのように取り入れられていくだろうか、期待するところである。

ヒガ マルセーロ

「エンタイトルメントの再検討」

伊藤 美幸

(書籍) アマルティア・セン著 黒崎卓・山崎幸治訳 『貧困と飢饉』岩波書店、2000年

はじめに

FAO(国際連合食糧農業機関)の2001年版「世界の食糧不安」(The state of food insecurity in the world 2001)によれば、世界中で8億1500万人が栄養不足であると推計され、飢餓は依然として深刻な問題である¹⁾。

1933年生れのインド人アマルティア・セン(Amartya K. Sen)は、現在イギリスのケンブリッジ大学トリニティー・カレッジの学長であり、1998年にアジア人として初のノーベル経済学賞受賞者である。彼の経済学理論での貢献は、特に社会的選択の理論、厚生経済学、開発経済学の3つの分野で抜きんでているとされている。センはオックスフォード大学在職中の1981年に著した *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation* (邦題『貧困と飢饉』岩波書店、2000年) の中で、飢餓や飢饉の真の原因是食糧の分配、とりわけ失業や賃金の低下などによって特定の社会階層において食糧を得る能力が奪われることにあると考え、エンタイトルメント(entitlement)・アプローチという新しい分析方法を提示した。エンタイトルメント・アプローチは、飢餓発生の要因として食糧生産量や食糧の流通量ではなく、食糧を必要とする人びとが入手できるか否かに着目する。このセンの考えは飢饉発生の分析として当時の主流であった食糧供給量の減少(Food Availability Decline、以下 FAD)アプローチの不完全さを指摘する画期的なものであった。

この書評論文では、まず、エンタイトルメント・アプローチは飢餓や飢饉の分析について、それまで大きく扱われてこなかった食糧と人間との関係、すなわち食糧入手方法の多様さに光を当てる意味で重要であり、またFADアプローチよりも飢餓・飢饉発生の原因を解明するために有効であったが、後の研究により部分的には修正を必要とするものであったと評価する。

次に、エンタイトルメント概念の問題性を指摘する。すなわち、エンタイトルメントは、アプローチとして飢餓・飢饉の危険にさらされる人びとのみに焦点を絞るのではなく、彼らのエンタイトルメントに影響を及ぼし、決定に巣わる飢餓の危機にない人との関係や権力構造から考察する必要があると思われる。本書のエンタイトルメント・アプローチは、これを省いた点で不完全なものとなっている。また、エンタイトルメントを成り立たせる財と食糧はしばしば同一視され、剥奪の対象となるために人為的な飢餓が発生する。そのため、飢餓克服のためには、この同一視を避ける必要がある。飢餓の原因を説明するエンタイトルメント自体に、飢餓の克服をなしえない理由説明になっているというパラドックスがあるのである。

最後に、飢餓克服のためにセンが紹介した方法とこの書評論文から明らかになる方法とを述べる。

そのためにこの書評論文では、以下のよう構成をとる。

Iで、本書の構成を簡潔に詳記する。IIで、センのエンタイトルメント・アプローチが飢饉・飢餓の分析としてFADアプローチよりも優れたものである功績をふまえつつも、時代的な制約で後年の研究で明らかになった視点もあることを指摘する。IIIでは、センのエンタイトルメントをセンの視点よりも対象をさらに広げ、また国家、国際社会などの重層構造に位置づけて考えるとどのような状況がわかるのかを論じる。そして、本書が書かれた5年前という比較的近い時期にスーザン・ジョージSuzan Georgeによって書かれた *How the other half dies: Real reasons for World Hunger*, (1976年、邦題『なぜ世界の半分が飢えるのか』)における飢餓の原因との立脚点の違いについても若干触れる。そして、エンタイトルメントが剥奪されることにより、飢えた人が食糧を含めた財の特性を飢餓の克服するために入手でき

ないことに触れて、食糧と他の財との同一視の構造こそが、その収奪の原因となっていることを述べる。そして食糧をめぐる関係がゼロ・サムであってはならないと論じる。IVでは飢餓克服のために、センが挙げる以外に考えられるものを挙げる。

I . 本書の構成

本書の構成は下記のとおりである。

第1章から第5章までが理論編で、貧困、飢餓、飢饉について理論的に検討し、エンタイトルメント・アプローチを用いることの有効性を説明する。続く第6章から第9章では、ベンガル、エチオピア、サヘル地域、バングラデシュなどで実際に発生した飢饉をエンタイトルメント・アプローチによって検証していくなかでその有効性を証明している。最終章にあたる第10章では、エンタイトルメント・アプローチを総括する。

エンタイトルメントについての理論的に知るためにには、第1章の「エンタイトルメントと貧困」と第5章の「エンタイトルメント・アプローチ」が詳しい。

II . エンタイトルメント・アプローチ

1. エンタイトルメントの定義、目的、構成要素

エンタイトルメント (entitlement) は元来、法律の分野で使われていた用語で、日本語では一般に権原と訳され、「ある行為をすることを法律上正当ならしめる原因ないし原因となるべき権利のこと」²⁾ を意味する。センは、エンタイトルメントを、「ある人が、手に入れ、もしくは自由に用いることのできる財」と定義する³⁾。

エンタイトルメント・アプローチとは、所属する社会の法的、政治的、経済的、社会的な状況に則して、「合法的手段を用いて人々が食糧を手にする能力に注目」⁴⁾ する。センは財の所有が認められる入手手段として、交易、生産、労働、相続・移転などを挙げている。そして、略奪や強盗による違法な所有権の移転は含まない⁵⁾。エンタイトルメント・アプローチでは「十分な食糧を含む財の組み合わせに対するエンタイトルメントを失った結果として、飢餓を理解する」⁶⁾。つまり、もしある人のエンタイトルメントの組み合わせに、十分な食糧を含む財の組み合わせが含まれない場合、その人は飢えることになる。

飢饉はこれらのエンタイトルメントが破綻することによって起きる⁷⁾。飢饉は深刻なエンタイトルメントの喪失が生じたために、食糧を手に入れる機会が剥奪されることによって生じるとセンはしているが、ならば慢性的な食糧不足はエンタイトルメントが常に限られていることが原因といえるだろう⁸⁾。

エンタイトルメント・アプローチは、FADアプローチという飢饉や飢餓の分析に用いられていた方法の欠陥を指摘し、それを越えるものとして考えられた。

FADアプローチとは、飢饉や飢餓の原因として食糧供給量の減少 (Food availability decline) に着目する方法である。現在でもFAO(国連食糧農業機関)は、国レベルでの食糧不安状態の測定のために、食糧総量(生産量に輸入量を足し、輸出量を引いた量)を人口で割る方法で、一人当たりのカロリーや蛋白食品摂取量の統計を割り出している。またWFP(国際連合世界食糧計画)も、食糧援助実施の判定基準に国単位の食糧不足状態を含めている。食糧供給量対人口という考えは、マルサスの『人口論』においても、国連世界食糧会議(1974年)の主な論点が世界人口増加に対する食糧供給の増大であったことからも根強い問題の立て方であったことが伺える。

FADアプローチが、平均値で食糧事情を判定するために、国民一人ひとりの食糧入手量に大きな差がある国において、ほとんど意味をなさないということはスザン・ジョージも指摘している。スザン・ジョージはFAOの統計について数値の正確さを疑うとともに、「人口の底辺20パーセントの“バイの取

り分”が全体の5パーセントしかないのに、トップの20パーセントが半分以上をせしめている、という国については、どんなに正確な1人当たり数字を出したところで、底辺階層の状況を知ることはとうていでない」と、平均の無意味さを述べている⁹⁾。

一方、センは、様々な歴史的な飢饉の事例からFADアプローチが不十分だと検証する。彼は、一人当たり食糧供給量が減らない、ないしは増えていたにもかかわらず飢饉が発生した事例を挙げる¹⁰⁾。そして、飢饉や飢餓の原因は「食糧がそこにある」という事実よりも、「食糧を持っている」か、否かが重要となるとして、所有の構造にまで踏み込んだエンタイトルメント・アプローチを提示する。

2. エンタイトルメントの構成要素

エンタイトルメントは、食糧の入手経路について、作るか、買うかという従来の単純な分類¹¹⁾によつては説明しきれない、複雑な違いを説明するものだ。例えば市場経済におけるエンタイトルメントや社会保障政策の一部として国家や地方自治体が提供するエンタイトルメントである。また市場経済におけるエンタイトルメントの中にも、交易に基づくエンタイトルメント、生産に基づくエンタイトルメント、自己労働のエンタイトルメント、相続・移転のエンタイトルメントなど細かく分類できる¹²⁾。同書では詳しく触れられていないが、広い意味での社会保障制度として、共同体内・親族間における互酬・互助による飢餓の回避などもエンタイトルメントに含むことができよう。

センは、経済的に同じように貧しい者達の中でも、集団によって飢饉の被害が一様でないのは、食糧入手を可能にするこれらのエンタイトルメントの組み合わせが集団により様々に異なるからであると説明する。

元来、法律用語であるエンタイトルメントという言葉を飢餓の分析に援用することで、センは食糧を得る際の要素を、経済的側面だけに絞らず、社会関係、法的な面まで含めて分析することを可能にした。そして、従来までは大きく取り上げられなかった社会保障制度としての法的保護、互酬制度や相互扶助などによる食糧入手をも射程に入れることに成功した。センのエンタイトルメント・アプローチは過去の飢饉分析だけでなく、飢饉・飢餓を未然に防ぐためにも有効だろう。

3. 社会的・環境的諸条件

センは栄養については身体的特徴や気候、労働習慣により著しい違いがあり、また栄養量が増えれば着実に平均余命が延び、体格が変化することをあげ、「最低限の必要栄養量」を決めるには恣意性を伴うとしている¹³⁾。そして、本書にて食糧と栄養をほぼ同義に扱っているが、その後になされた様々な栄養学や医学における研究や臨床試験により、量の多少がある程度までは許容可能なカロリーやタンパク質と異なり、ごく微量であっても身体の維持に確實に必要な栄養素についての認識が深まっている。そして栄養不良に起因する特有の疾患と、ヨウ素や鉄分、ビタミンAなどの特定の栄養素摂取との関連が判明した結果、これらの疾患の予防と緩和、治療のためには、「十分な食事」という広い括り方ではなく、特定の栄養素を摂取することの必要性が唱えられるようになった¹⁴⁾。

また、幼児期や妊娠中といった特に栄養を必要とする時期の栄養失調が、知的発達・身体発育の遅れや停止、流産・死産などの取り返しのつかない問題を生じさせることが判明した。そのため、栄養摂取のための食糧入手がより必要とされる、飢餓に対して脆弱な集団や時期があることが確実になった。これにより必要とされるエンタイトルメントは一定ではないと言えるだろう。

さらに、現在では栄養失調の直接的原因には食糧の不足だけでなく、様々な要因が関わることが明らかになった。例えば、子どもや老人などに対するケアの不十分さや、必須栄養素を含む栄養バランスなどについての栄養教育の不足、加えて栄養吸収を妨げる下痢や伝染病などの病気・疾患を防ぐための医療設備や公衆衛生の不備などである¹⁵⁾。このことから、栄養失調にならないためには、単に食糧入手するという物質的な条件だけに限らず、それが栄養のある食糧であるか、さらには体が十分に摂取するだけの条件

が整っているかなどの社会的諸条件も含まれていなければならないと言えよう。

また本書で触れておらず、近年指摘されるようになった問題は、食糧生産の大前提として有限な自然があることだ。食糧生産を可能にしているものは水、土地や生態系などがあり、例えこれら的一部を人間が所有したとしても、システムとしての大きな循環系を所有することはできない。だが、この自然環境が汚染や破壊によって被害を受ければ、食糧生産も立ち行かなくなるのである。

III. エンタイトルメントの問題

1. エンタイトルメントと権力構造

センは、FADアプローチが食糧の量の増減を明らかにしても、それを入手することができる人との関係で捉えられないことを批判し、エンタイトルメント・アプローチを提起した。飢餓や飢饉の原因を、ある人・集団の食糧を含む財がどのような組み合わせであり、いかに変化したかをエンタイトルメント概念により説明する。だが、本書で展開されているエンタイトルメント・アプローチでは、それらの財の配分や増減を決定する人間社会の関係にまでは踏み込まない。

スザン・ジョージは、「なぜ世界の半分が飢えるのか」の中で、飢餓の原因を人間社会に特に焦点を絞って記述している。彼女は現代の飢餓は自然災害という天災によって起きるのではなく、避けることが可能にもかかわらず人為的に作られたものであると主張する。そして、先進国の人間や発展途上国のエリート層が飢餓発生の構造に荷担しているとして、飢餓の人為性を重視している。

エンタイトルメントを決定する要因には、例えば労働や商品の価格、国家の社会保障制度や、土地所有の制度などがある。これらの決定や樹立、すなわち個々の人・集団のエンタイトルメントを決定しているのは、個人を含む、集団や国家、国際社会などの多重な社会構造であり、自然界に覆われた人間社会である。すなわち、エンタイトルメントは人間社会の所産である。個人・集団のエンタイトルメントが、政治、経済、社会的にいかなる諸要素で組み合わされるかだけなく、エンタイトルメントが絶じてどれ程か、またその増減もこの社会構造の中で決定される。

例えば、国や地域では、コスタリカやインドのケラーラ州のように、経済的には平均して貧しいが、最低限の食糧や保健衛生を得るために法的保障がなされている所もあれば、ブラジルなどのようにその逆の場合もある。あるいは経済の市場化は進んでいないが、互酬制度のために集団の一部のみが深刻な飢餓になるのを回避できる地域も考えられよう。

センは、飢饉が、どのように起きるかを政治、経済、社会的な食糧入手過程を用いて分析した。その点で、センは被害、被害者については的確に抑さえている。けれども、飢餓の加害者といえるような者がいた場合であってもそのような問題の立て方はしていない。例えば、エチオピアの大飢饉の時に遊牧民であるアファル人が最も甚大な影響を受け、その理由として商業的農業の拡大による牧草地喪失をあげ、それを行なったものを外国所有の大企業であると説明しているが、すぐにまた議論はアファル人に戻ってしまう¹⁶⁾。同じ問題についてのスザン・ジョージの「エチオピア政府と外国の企業（IFCが援助したものも含む）が、突然、野蛮にも、ひとつの社会を、自然環境、生活様式の上からとうてい生活できない土地に押し込めただけである」¹⁷⁾という説明とは対照的である。

ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥングは、暴力を行為者の特定できる人為的暴力と特定できない構造的暴力とに分けて分析したが、アファル人の飢餓は人為的暴力の結果であったと言えないだろうか¹⁸⁾。

このようにエンタイトルメントの減少あるいは制限が、意図されたか否かに関わらず、他者のエンタイトルメントの拡大により起きる場合、エンタイトルメントの分析を飢餓の危険にさらされている貧しい者にのみに絞ることはおかしい。なぜなら、飢餓・飢饉を発生させた加害者の点も踏まえなければ、根本的な飢餓の解決には結びつかないからである。

センは、エチオピアやバングラデシュ、アイルランドなど多くの飢饉の中に、人びとの食糧へのニーズよりも購買力、すなわち交易に基づくエンタイトルメントのために、飢饉の地域から食糧が運び出されたことを指摘している¹⁹⁾。また、スザン・ジョージも『なぜ世界の半分が飢えるのか』の中で、サハラ諸国で有刺鉄線に囲まれた近代牧場が飢饉の間に作られ維持されていたことを挙げている²⁰⁾。飢えた人のニーズ以上に市場の購買力が優先されるのは、個々の大地主や穀物商や政府役人による人為的暴力であるとともに、現行の経済システムが構造的にそのような性質だからだ。すなわち、多くの財を持つ強者が、弱者の食糧をはじめとする生活必需品などのサブシステムまでも奪う経済システムには構造的暴力が働いていると言えよう。

法は、このような弱者を救済するためにも機能しうるが、しかし、強者にとって有利な体制を永続化させる方向にも働き得るのだ。

また、国際的な食糧援助を初めとする援助は、これらの貧富の差をごく一部であれ穴埋めすべく機能するが、貧しい者の生存や生活を向上させる方向には向かっても、より富んでいく者への規制は行なえず、また格差拡大の構造自体を変革させるまでに及ばない。

2. 食糧の二面性

なぜ一方のエンタイトルメント拡大によって、他方のエンタイトルメントが侵食され、飢餓の危機に瀕するという事態が起こり得るのか。その理由の一つは食糧の二面性による。食糧はその特性として人が飢えをしのぎ、その栄養を摂取することができる。全ての人間は食べなければ生存は不可欠であり、重度の不足は致命的だ。一方で食糧は商品である。また、食糧を生み出す土地も財産となる。

食糧を持つ者は持たざる者に対し、食糧と引き換えに自分の望むように行動させるだけの影響力を持つことも可能で、それゆえ食糧は権力の源泉ともなる。逆に権力や経済力を持っていれば、食糧入手することも可能になる。このように食糧は権力・経済力と高い親和性を持つ。

それゆえ、ある者にとっては食糧をもたらすはずであったのエンタイトルメントは、政治的権力や富として他の者によって収奪の対象とされる。収奪者は手に入れたこれらの権力や富を用いて、エンタイトルメントの奪取を行なう。これらの過程は、植民地制度の元で、あるいは現行の経済システムの中で進んできた。例えばアジアやアフリカ、中南米の地域が植民地化の過程で、先住民の土地や食糧が強奪され、社会でそれまで機能していた文化的互助システムが破壊により崩壊し、飢餓が蔓延していった経緯などがある²¹⁾。

センは「豊かな先進国で飢饉が生じない理由は、人々が平均して豊かだからではない。(中略)社会保障制度のおかげで最低限の交換権原が保障されていることなのである」²²⁾と断言し、飢餓や飢饉の発生を防ぐ重要な要素として社会保障を挙げている。だが、一方で貧しい者のエンタイトルメントを保障するものとなる法や制度は、他方で彼らのエンタイトルメントを損なう方向にも働き得る。それを規定するのは、既存の法律が、誰の都合が良いように立法されたかという点である。合法的に飢えが起きても、センのエンタイトルメント・アプローチによる分析ならば、飢えた人に法的なエンタイトルメントがなかったためという説明になる。近年の飢饉が、「『法と秩序』の保たれた社会で発生し」、「飢える者たちの要求から所有権を守ることによって、法権力はエンタイトルメントを現実に維持してきた」というセンの指摘は、法や秩序維持のための制度が飢餓の存続と発生に荷担しうる点を認めるものである²³⁾。つまり、社会保障制度を整える意思が不足していたり、意思はあっても実行が難しい政府の支配する国においては、飢餓を法的な救済により無くすることはできず、合法的に餓死する者がいるという非人道的な状態も起これてしまう。

また、違法な所有権の移転は、エンタイトルメント・アプローチでは含まれないが、飢餓を考える際に無視することのできない問題である。日本の米騒動にもあるように、弱者による食糧強奪が飢餓回避につながる場合もある。ジェームス・C・スコットは、コーチシナで飢餓が蔓延した地域で農民が金持ちの米

倉を襲って貧しい農民に分配した事例を報告している²⁴⁾。これらの違法行為は、法が貧しい者への救済措置をもうけていないために起きたと言えるだろう。だが例え違法であっても、それにより飢餓が多少なりとも緩和されたことは重視すべきだ。逆に、近年の内戦・紛争地域において、国連機関の援助食糧が武装ゲリラ集団により強奪されたり、平時に政府役人や警察により横領されたりして、結果として誰かの口に入ったとしても、目的とされていた飢えた人々の手に渡らないこともある。これは、食糧の特性よりも、むしろその換金価値や所有による権力などが標的とされた例と言えよう。

3. 食糧とゼロ・サム

エンタイトルメントは食糧を財の組み合わせの一部と考える。そして、それらの財の中に人を養うに足る十分な食糧がない場合、飢餓が発生する。ここでは食糧は、食糧を得るために貨幣や労働力、法的権利などといった他のエンタイトルメントと同一視される。その結果、前述のような一方の食糧が、他方の財の獲得のために剥奪される関係が起きるのだ。それゆえ、飢餓の克服のためには、この同一視を避ける必要がある。

エンタイトルメント・アプローチは飢餓の原因を説明するために、食糧と他のエンタイトルメントと一緒にして考えるが、この両者を一つにすること自体が飢餓の克服をなしえない理由となっているというパラドックスがある。

食糧と財を一緒ににしてしまえば、商品としての食糧は、ある者が多く持てば、他の者の持ち分は減るというゼロ・サムとなる。そして、生存のために食糧を必要とする人に届かない事体も必然的に起こりえる。だが、個人の生存と再生産活動を成り立たせる食糧(基本食と贅沢食)は全ての人間生存に必需であり、飢餓をなくすという価値志向に立つなら、商品としてでなく食糧それ自体の機能が重要視されなければならない。決してゼロ・サムであってはならないのだ。

飢餓を克服するためには、食糧のノン・ゼロ・サム構造が政治的、経済的、社会的に保障されていなければなるまい。そのためにも、各人が達成できる限りにおいて十分な食糧入手と適切な栄養状態にあることを「生来の権利」としてとらえる、基本的人権がより強調される必要があるだろう。

IV. 飢餓の克服

センは飢餓の克服のために、例えば国家による貧しい人の所得向上プログラムや保健・社会サービス、教育などの政策を挙げている²⁵⁾。すなわち、飢餓に陥った人びとのエンタイトルメント強化である。これらは、センのエンタイトルメント・アプローチが飢餓の危機にある人のエンタイトルメントのみに焦点を絞っているため、当然である。

だが、これまで見てきたように、エンタイトルメントは貧しい者に限ったことでなく、社会の構成員に全体に関わって作用する。それゆえ、構造自体を変えるには、権力や富として蓄えられている、奪われたエンタイトルメントを、元に戻していくことが必要だ。食糧は有限な自然を前提にした物資であるゆえに、より多くのエンタイトルメントを持つ者の財を減少させずには、持たない者のエンタイトルメントを増加させることは不可能だからである。それゆえ、貧しい者のエンタイトルメントの強化とともに、富める者が貧しい者のエンタイトルメントをこれ以上奪うことがないように規制することが求められるのではないか。

また、国際世論の中で、人権として食べる権利が主張されることで、各国の法整備に影響力をもたらすことができるはずである。無論、法の整備だけでなく、実施も要求されよう。

おわりに

センは本書で、主に飢餓がなぜ起きるのかを説明するために、貧しい者の間でも食糧入手が異なり、そ

れにより飢餓になる人とならない人がいることをエンタイトルメントによって説明した。現在から20年以上前の著作であるために、その後の生物医学の進展や自然・社会環境などへの理解に対しでは、時代的な限界もある。しかし、センの提起したエンタイトルメント・アプローチは飢餓の原因をFADアプローチよりも的確に捉え、予測において現在でも十分応用可能な方法であると言えよう。

だが、エンタイトルメント・アプローチは飢餓の危機に直面する人々とを分析対象としているために、エンタイトルメントをより持つ者と持たない者との加害・被害の関係や、エンタイトルメント剥奪を起す構造的问题にまでは踏み込むことが出来ていない。食糧が他の財と同一視されることで、人為的あるいは構造的に飢餓や飢餓は発生する。それゆえ、飢餓克服には、各人のエンタイトルメントだけでなく、人々とのエンタイトルメントを決定しているもの、すなわち飢餓を生み出す構造自体の変革も必要とされるだろう。

〔注〕

- 1) FAO ホームページ <http://www.fao.org/DOCREP/003/Y1500E/Y1500E00.HTM>
- 2) 伊藤正己・園部逸夫編『現代法律百科大辞典 2』株式会社ぎょうせい、2000年、417ページ。
- 3) 「ある人がその立場にいるために利用できる様々な合法的取得手段を用いて入手が可能な、異なる選択可能な財一式の集合」("The entitlement of a person strands for the set of the different alternative commodity bundles that the person can acquire through the use of the various legal channels of acquirement open to someone in his position.")ともしている。Jean Dreze and Amartya Sen "The Political Economy of Hunger" Volume1.Entitlement and Well-being, Clarendon Press,1990, p.36
"Development as Freedom"ではもっと単純に'……the commodity over which she can establish her ownership and command' と説明している。
- 4) アマルティア・セン著、黒崎卓・山崎幸治訳『貧困と飢餓』、岩波書店、2000年、71ページ。
- 5) 同書、71ページ、76ページ。
- 6) 同。
- 7) 黒崎・山崎訳ではfailureを失敗と訳しているが、この場合、行為者の意図を感じさせる失敗よりも、客観的にだめになるという意味が相応しいと判断し破綻という訳をあてた。
- 8) 同書、258ページ。
- 9) スーザン・ジョージ著、小南祐一朗・谷口真理子訳『なぜ世界の半分が飢えるのか』朝日選書、1984年、43ページ。
- 10) 第6章ではベンガル大飢饉、第7章ではエチオピア飢饉、第9章ではバングラデシュ飢饉で、食糧供給量が減少していないにもかかわらず飢饉が広がったことを指摘している。
- 11) 食糧入手の方法を作るか、買うかに分類したものには、例えばスーザン・ジョージ『なぜ世界の半分が飢えるのか』(34ページ)などがある。食糧入手において 2 大経路であるこの 2 つに分類することは決して間違ってはいないが、センの飢饉分析には大雑把であると言えよう。
- 12) 前掲書(セン)、2～3ページ。
- 13) 同書、17ページ
- 14) ユニセフ(国連児童基金)著、ユニセフ駐日事務所訳『1998年 世界子供白書』ユニセフ駐日事務所、財団法人日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)、1997年、15ページ。
- 15) 例えば、『1998年 世界子供白書』1997年にこのような飢餓発生のメカニズムは紹介されている。
- 16) 前掲書(セン)、153ページ。

- 17) 前掲書（ジョージ）、277ページ。
- 18) ヨハン・ガルトゥング著、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991年。
- 19) 前掲書（セン）、232～233ページ。
- 20) 前掲書（ジョージ）、49ページ。
- 21) この点については、ジョージ（前掲書）や西川潤『飢えの構造』（ダイヤモンド社、1985年）に詳しい。
- 22) 前掲書（セン）、8～9ページ。
- 23) 同書、76ページ。
- 24) ジェームス・C・スコット著、高橋彰訳『モーラル・エコノミー東南アジアの農民反乱と生存維持』勁草書房、1999年、170～171ページ。
- 25) 同書、248～250ページ。

エンタイトルメントの再検討 —— コメント

この書評論文はセンのエンタイトルメント概念を取り上げ、その意義と限界とを解明するひとつの試みである。飢餓対策として食糧供給量の確保をめざす「FADアプローチ」の不十分さを明らかにしたセンの論点を筆者は十分に評価しながらも、飢餓問題が発生する構造的枠組みの分析に立ち入っていない欠陥を指摘し、強者のエンタイトルメントによる飢餓問題の深刻化もあると批判を加える。筆者のこの立論は明快で、十分説得的である。平和学を学び、これまで食糧問題を構造的暴力として捉えようとしてきた筆者にとって、これはむしろ当然の結論といえよう。今後は平和学の観点、ことに「飢餓の加害者」（S・ジョージ）の存在ゆえに飢餓を人為的（直接的）暴力によるものと理解すべきか、それとも構造的暴力なのか、「弱者」のエンタイトルメントとしてのサブシステムとその剥奪の問題をどう組み入れるのかなどを含め、有効な解決策へ向けた論点をいっそう深められるよう期待する。

横山正樹

グローカル — 第2号 —

2002年12月9日 発行

発行者 山之内 靖

発行所 横浜市泉区緑園4-5-3
フェリス女学院大学大学院
国際交流研究科
電話 045-812-8283

印刷所 (有)カワダ企画
電話 045-712-2785

Contents

Part1 Public Lecture

- The Inter-civilizational Dialogue and Human Security
Kinhide Mushakoji 1

Part2 Reviews and Research Notes

- A Study of 'Telework'
Izuru Ando / Comments: Minako Suzuki 13
- Work Sharing : Where is the New System?
Hiromi Kinoshita / Comments: Minako Suzuki 22
- Ivan Illich's '*Peace is a way of life*'
Akira Hirai / Comments: Masaki Yokoyama 33
- The Chinese War of Resistance against Japan : Unknown Facts
Yukiko Mochizuki / Comments: Noriyuki Ishijima 46
- Malcolm D. Prentis, *The Scots in Australia : A Study of New South Wales, Victoria and Queensland, 1788-1900*
Tomohiro Yamaguchi / Comments: Hiroyuki Ninomiya 54
- John Sinclair, *Latin American Television, a Global View*
Kyoko Watanabe / Comments: Marcelo G. Higa 63
- Re-examination of the 'Entitlement'
Miyuki Ito / Comments: Masaki Yokoyama 71